

第九十一回国会 内閣委員会 議 録 第十一号

(三〇六)

昭和五十五年四月十七日(木曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 木野 晴夫君

理事 逢沢 英雄君

理事 唐沢俊二郎君

理事 岩垂壽喜男君

理事 新井 彬之君

理事 麻生 太郎君

理事 三枝 三郎君

理事 田澤 吉郎君

理事 田中 六助君

理事 吹田 愷君

理事 山下 徳夫君

理事 石橋 政嗣君

理事 市川 雄一君

理事 山田 英介君

理事 小沢 貞孝君

出席政府委員

郵政大臣 大西 正男君

郵政大臣官房長 小山 森也君

郵政大臣官房電 氣通信監理官 寺島 角夫君

郵政大臣官房電 氣通信監理官 神保 健二君

郵政省郵務局長 守住 有信君

郵政省電波監理 局長 平野 正雄君

郵政省人事局長 林 乙也君

郵政省經理局長 魚津 茂晴君

委員外の出席者

警察庁刑事局捜 査第二課長 漆間 英治君

行政管理庁行政 管理局審議官 門田 英郎君

法務省刑事局刑 事課長 根來 泰周君

厚生省社会局長 大西 孝夫君

日本電信電話公 司社長 児島 仁君

日本電信電話公 司職員局長 西井 昭君

日本電信電話公 司社務局長 岩崎 昇三君

日本電信電話公 司社務局長 岩下 健君

日本電信電話公 司社務局長 山口 一君

内閣委員会調査 室長

委員の異動

四月十六日

麻生 太郎君

上草 義輝君

三枝 三郎君

住 栄作君

田名部匡省君

山田 英介君

同日

宇野 亨君

北川 石松君

山村新治郎君

木村 俊夫君

中山 正暉君

浅井 美幸君

同日

宇野 亨君

北川 石松君

山村新治郎君

木村 俊夫君

中山 正暉君

浅井 美幸君

同日

宇野 亨君

北川 石松君

山村新治郎君

木村 俊夫君

中山 正暉君

浅井 美幸君

塚本 三郎君

小沢 貞孝君

同日

高橋 辰夫君

吹田 愷君

山下 徳夫君

小沢 貞孝君

同日

高橋 辰夫君

吹田 愷君

山下 徳夫君

小沢 貞孝君

同日

高橋 辰夫君

吹田 愷君

山下 徳夫君

小沢 貞孝君

同日

高橋 辰夫君

吹田 愷君

山下 徳夫君

小沢 貞孝君

同日

高橋 辰夫君

吹田 愷君

山下 徳夫君

小沢 貞孝君

同日

高橋 辰夫君

吹田 愷君

山下 徳夫君

小沢 貞孝君

同日

高橋 辰夫君

吹田 愷君

山下 徳夫君

小沢 貞孝君

同(米田東吾君紹介)(第四〇二七号)

同(米田東吾君紹介)(第四〇二七号)

同(清水勇君紹介)(第三九八〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第三九八一号)

同(渡部行雄君紹介)(第三九八二号)

同(伊藤茂君紹介)(第四〇二八号)

同(伊藤茂君紹介)(第四〇二八号)

同(本郷公威君紹介)(第四〇三〇号)

同(米田東吾君紹介)(第四〇三二号)

同(米田東吾君紹介)(第四〇三二号)

同(米田東吾君紹介)(第四〇三二号)

同(米田東吾君紹介)(第四〇三二号)

同(米田東吾君紹介)(第四〇三二号)

同(米田東吾君紹介)(第四〇三二号)

同(米田東吾君紹介)(第四〇三二号)

同(米田東吾君紹介)(第四〇三二号)

同(米田東吾君紹介)(第四〇三二号)

同(米田東吾君紹介)(第四〇三二号)

同(米田東吾君紹介)(第四〇三二号)

同(米田東吾君紹介)(第四〇三二号)

同(米田東吾君紹介)(第四〇三二号)

同(米田東吾君紹介)(第四〇三二号)

同(米田東吾君紹介)(第四〇三二号)

同(米田東吾君紹介)(第四〇三二号)

同(米田東吾君紹介)(第四〇三二号)

同(米田東吾君紹介)(第四〇三二号)

同(米田東吾君紹介)(第四〇三二号)

同(米田東吾君紹介)(第四〇三二号)

同(米田東吾君紹介)(第四〇三二号)

同(米田東吾君紹介)(第四〇三二号)

同(米田東吾君紹介)(第四〇三二号)

同(米田東吾君紹介)(第四〇三二号)

同(米田東吾君紹介)(第四〇三二号)

同(米田東吾君紹介)(第四〇三二号)

同(米田東吾君紹介)(第四〇三二号)

同(米田東吾君紹介)(第四〇三二号)

同(米田東吾君紹介)(第四〇三二号)

同(渡部恒三君紹介)(第四一五〇号)
同(畑次郎君紹介)(第四一六九号)
青少年健全育成のための社会環境浄化に関する
請願(竹中修一君紹介)(第四一五一号)

同(宮澤喜一君紹介)(第四一五二号)
同(岡田正勝君紹介)(第四一六〇号)
同(長田武士君紹介)(第四一六一号)
同(唐沢俊一郎君紹介)(第四一六二二号)
同(岸田文武君紹介)(第四一六三三号)
同(増岡博之君紹介)(第四一六四四号)
旧満州棉花協会等を恩給法による外国特殊機関
として指定に関する請願(粕谷茂君紹介)(第四
一六五五号)

同(左藤恵君紹介)(第四一六六号)
同(佐々木義武君紹介)(第四一六七号)
国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に
関する請願外五件(田邊誠君紹介)(第四一六八
号)

台湾残置私有財産補償に関する請願(堀之内久
男君紹介)(第四一七〇号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
郵政省設置法の一部を改正する法律案(内閣提
出第六号)

○木野委員長 これより会議を開きます。

郵政省設置法の一部を改正する法律案を議題と
いたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し
ます。小沢貞孝君。

○小沢(貞)委員 私は、郵政省設置法の一部を改
正する法律案について若干の御質問をいたした
と思います。

大きな点は、電気通信監理官というものをやめ
て、電気通信政策局、こうするわけですが、こ
うすることによってどういふメリットがあるか、そ
の改正する理由を、ポイントだけを言っていた

きたいと思うのです。

○大西國務大臣 お答えいたします。

電気通信監理官の制度は、昭和二十七年電気通
信省が廃止されて、電気通信に関する行政事
務が郵政省に引き継がれた際に、大臣官房の
特別な職として設けられたものでございます。

当時は、日本電信電話公社及び国際電信電話株
式会社の監督以外の行政事務は少のうござい
まして、したがって、二人の監理官とこれを補佐する
若干の要員を置けば十分であると考えられてお
ったものでございます。そういうことで監理官制度
がとられたものであります。

しかし近年、電気通信の分野は目覚ましい科学
技術の進歩発展に支えられて、監理官制度発
足当時には予測もなかったほどに著しく量的に
拡大をいたしましたとともに、複雑化あるいは高
度化しております。それに伴い行政需要も増大、
かつ多様化してきておるわけでございます。

今日、国民の基本的な通信手段の一つとなつて
おります加入電話の積滞がほぼ解消し、全国ダイ
ヤル自動화가達成されますとともに、他方データ
通信、画像通信、それからキャブテンシステムな
ど、新しい通信手段の出現による多様な多
様な通信メディアの調和ある発展の促進、ある
いはわが国の国際化の進展に伴いまして一層活
発化したいたしましたインテルネットとかあるいはインマ
ルネットなどの国際機関における諸活動の推進、
通信全般の長期的かつ総合的な将来ビジョンの検
討と電気通信政策の樹立といったような、わが国
の今後の経済、社会、文化の発展にとってきわめ
て重要な行政課題が山積してまいりました。これ
らに積極的に対処していくということが強く要請
されるに至っております。

この際、内外に對しまして電気通信行政の責任
と権限を明確化しまして、かつその一層の充実を
図るため、現在大臣官房に特別の職として置かれ
ております電気通信監理官を廃止いたしました
わが国で行政組織上通例とられております基本的
な組織単位であります局組織へ改組することが必

要である、こういう観点に立ちまして新たに電気
通信政策局を設置しよう、こういう趣旨のもので
ございます。

○小沢(貞)委員 この郵政省設置法の一部を改正
する法律案新旧対照条文によると、旧条文の六条
の十二の二「日本電信電話公社及び日本電信電話
の十二の二」を「日本電信電話公社及び日本電信電話
の十二の二」に置き、その三は省略しますが、
十二の四、それから十二の五、これは二十六ペー
ジですが、これはそのまゝ新しい設置法の条文の
第十條の二の二、三、四、五にそっくり引き継が
れておりますからこのところはちつとも変わり
ないと思ひます。ただ、局になつたがために十條
の二「電気通信政策局においては、次に掲げる事
務をつかさどる。ただし、電波監理局所掌のもの
を除く。」

それから一と、先ほど読み上げた二、三、四、
五は従来のまま、六、七、八、九、十、十一、十
二、十三、十四「前各号の事務に附帯すること。」
まで、これが新たに条文にこう載つてきたわけで
あります。

そうすると、この中を見ると、たとえば一の
「電気通信の規律に関する政策の企画、立案及び
推進に関すること。」または十を見れば「所部の
職員を訓練すること。」それから十一、その他の
項を見ると、こういうふうに改正をする主たる
目標というものは、昔からあるように電電公社の監
督、国際電電の監督、こういうことが監理官一人
を置いた目的であつたわけですから、それをその
まゝ引き継がれているわけですね。そのほかここ
の法文にこれだけ一から十四まで明定をしたとい
うことは、それによつて一層監督を強化する、監
督をすることに万遺憾なきを期したい、そのため
にこれだけの条文を新たに明定したのではない
か、こう思ふわけですが、そういう理解の仕方
でいいですか。

○小山政府委員 先生おっしゃいますとおり、
条文が非常にふえております。御指摘の点につ
きまして、新しく御提案申し上げました十條の二の

一の「電気通信の規律に関する政策の企画、立案
及び推進に関すること。」この条項についてで
ございますが、これは現在の設置法の第三條一項四
号に、郵政省の任務といたしまして「電気通信に
関する事務」というのがございまして、この「電気
通信に関する事務」から、当然従来から各省の所
掌事務として「電気通信の規律に関する政策の企
画、立案及び推進に関すること。」はあつたとされ
ていたものでございます。

まことに蛇足でございますが、法定はされてお
りませんでした、いわゆるいま政令上で大臣官
房に通信政策課というものが置かれております。こ
こには、ただいま申し上げました郵政省の任務の
中から、所掌事務として当然あるとされて、通信
政策課においてこの条項を持つていたわけござ
います。これを今回法律上明定することによりま
して、はっきりさせることが適當ではないかとい
うことで規定に入れた次第でございます。

また、第二号から第五号の規定につきましては
は、先生御指摘のとおり、現在の電気通信監理官
の所掌事務と基本的には変わつてないわけござ
います。

また、第六号以下の規定でございますが、これ
は各省の設置法の中におきまして、いわゆる組織
単位であるところの局とした場合に、横並びとい
いますとちよつとどうかと思ひますけれども、当
省の設置法において局組織をとつた場合において
は、こういう条項を入れて、並行的な形で局の組
織の事務としていくことで、この条項がふ
えていく次第でございます。

なお、これによつて監督に遺漏なきを期する
といふことによつて、監督部面を特に強調する
のではないかとお説でございますが、私どもの今
回の改正というのは、監督といふことは当然いま
までもありましたことで、これをさらに内外に明
確にすることは必要ではありますけれども、より
大事なことは、電気通信政策全般に対する行政事
務をこれにおいて明定すること、今回の改正の主
な目的があるといふことでございます。御理解い

ただきたいと存じます。

○小沢(真)委員 たえば職員を訓練することとかそういうことは、従来官房で監理官二人の場合にはみんなやっていたわけなのでしょう、そういうわけでしょう。

○小山政府委員 官房の所掌事務の中に入っております。

○小沢(真)委員 それをわざわざ局へ持つてきたことは、局をつくることによつて、横並びでほかの局とのバランスからこういうふうに書いたというのだけれども、ただ余分な仕事を局へ持ち込んできて余分にやらなければならぬ、こういうことになっていくのではないのでしょうか。

○小山政府委員 官房の事務としていまでも職員員の訓練は入っているわけですが、事実上この訓練は監理官室において行われていたというところがございます。

○小沢(真)委員 大臣、経理局を廃止したわけでは一局廃止するという、バランスの上に立つて経理局が経理部に格下になって、監理官が今度は局に上がった、全体から見ればこういうことでしょ。それで局の数としてはバランスがとれているわけですが、そういう意味においては、横から見ていると一局廃止して一局ふやした、こういうふうになるわけでは。

そこで、お尋ねしたいことは二つあるわけで、一つは、新しい政策局は従来何人か今度何人になるのか、経理局は従来何人であったものが何人に縮小されるか、そのバランスはどうなんだろう。

それが一点と、いま一つは、新しい政策局ができたのだからこの中に部ができるのか課が新たに設置されるのかそういう新しいものができていくのじやなかろうか、こう思うのです。その見返りに経理局の方が部になったら、そっちの方で課が減るとか部が減るとかそういうことはバランスがとれていますか。だから、人員の状態と部や課の構成の状況、新旧の比較を知らしてもらいたい

思うのです。

○小山政府委員 まず、経理局を経理部にいたしたことにつきましての定員その他につきましては、後ほど経理局長の方から数字的なものを御説明申し上げます。

また、電気通信政策局と現在の大官官房電気通信監理官室の構成につきましても、後ほど監理官から御答弁申し上げたいと存じますが、全体の形でどうなっているかということでございますが、経理局を経理部に格下げすることによって課は減少いたしております。ただしかしながら、いま経理局に置かれております審議官といつて次長相当職がございしますが、この次長が減員になっております。

それから、電気通信政策局をつくることによりまして、現在二人いる監理官のうち、これを振りかえたとするとちよつと語弊があるのでございすけれども、そのうちの一人相当が局長となり、一名相当が次長になるということでございます。

それから課の編成でございますが、今回の電気通信政策局の設置によりまして、課は五課一室となる予定でございます。

なお、これはどういうことであるかと申しますと、ただいま官房に置かれております通信政策課というのがございしますが、これを新たに通信政策局の中に入れ、総合的な電気通信政策については電気通信政策局に統合することになっております。

それからただいま五名電気通信参事官というのが課長職ポストにおりますけれども、相当職であります。これと合わせまして五課一室ということになっておりまして、いわゆる政令職以上におきましては、経理局審議官が一名減ということになるわけでございます。

なお、経理局を経理部にすることによって、審議官が一名減員となることでございますが、これはいまの行政の現状からいたしまして、行政改革という点からスクラップ・アンド・ビルドの原則

からやむを得ないものであると同時に、そういうポストの減に対して私どもが公務員として努力をして、従来の事務に支障を来さないようカバーすべきものであると考えております。

○寺島政府委員 電気通信政策局の定員の関係につきましてお答え申し上げます。

現在の電気通信監理官室でございすけれども、監理官以下四十四名で仕事をやっておりますわけでございますが、ただいま官房長からお答え申し上げましたように、新しい局におきましては、それに官房にございす通信政策課を入れるわけでございます。それを単純に合わせますと五十七名に相なるわけでございますけれども、統合によります節減効果並びに現在の厳しい行政事情等を勘案いたしまして、新しい局といたしましてはそれから六名減の五十一名、それを先ほど官房長がお答え申し上げましたように五課一室という編成でスタートしたい、かような形で考えておるわけでございます。

○魚津政府委員 今回の組織改正に関連いたしまして、経理局絡みといたしましては、先ほど官房長からお答え申し上げましたように、経理局審議官を廃止し、そのほか内部部局の特別会計定員三名減員をすることに予定をいたしております。

○小沢(真)委員 そうすると、全体から考えると、通信政策課と監理官のところとで合わせて五十七名の者が政策局になって、新しく発足するときは五十一名、課は五課一室で五十一名で発足する、これで約六名の減、それから経理局が部になることによつて審議官一名減と課員三名減、四名減、こういうことで発足する、両方トータルして約十名減ということと合理化ができてスタートするのだ、これでいいわけですか。

○小山政府委員 おっしゃるとおりでございます。

○小沢(真)委員 先ほどの提案理由の中に「電気通信行政の責任と権限を内外に対して明らかにし、その一層の充実を期する」従来から考えると、電電公社と国際電電について監督をする、こ

れが新しい政策局、前の監理官の主な目的だと思ふのですが、端的に「電気通信行政の責任と権限を内外に対して明らかにし、その一層の充実を期する」ということを考えていけば、監督以外にはないので、監督を強化する、こういうふうに理解していいわけですか、この機構改革というものの全体を通じて。

○寺島政府委員 ただいま御審議をいたしております電気通信政策局の設置の理由につきましては、先ほど大臣からお答え申し上げましたとおり、スタートの当初は電電公社あるいは国際電電の監督というものが主たる業務でございすけれども、その後の目覚ましい技術の進歩あるいは国民の側からする電気通信に関する多様なニーズの発生といったようなことを背景といたしまして、現在複雑高度化しております行政事務をより適確に遂行するための組織として、その組織の整備を図りたいということがこの主眼でございまして、この設置によりまして、直接的に監督の強化を図ろうというものではございません。

先生御案内のとおり、監督に当たりましてはその根拠となる法律があるわけでございますが、たとえば公社経理に關して申し上げますならば、それぞれ日本電信電話公社法あるいは国際電信電話株式会社法の定めるところに従ひまして、その範囲内におきまして行つておるわけでございます。したがって、これらの基本法が改正されない限りは、監督面において何ら変更があるものではないでございます。

なお、一言つけ加えさせていただきますならば、KDDに關しましては、諸般の事態にかんがみまして、その監督のあり方についての見直しを行ひまして監督の強化を図る必要があるということとで、現在、国際電信電話株式会社法の一部を改正する法律案を国会に御提出して、御審議をいただいております。

○小沢(真)委員 提案理由わかりました。監督を強化するというのは、たとえば電電公社の方は公社法や公衆法が改正されない限りこれは強化はし

ない。いま御答弁のあったように、KDDについてKDD法を改正するから監督を強化する。その他のことについては多様化する電気通信行政に適切に対応する。分析してみればそういうように理解できます。

そこで、KDD法の改正の要点、簡単にいいですから御答弁いただきたいと思うのです。

○大西国務大臣 KDD法の改正案の要点でございしますが、国際公衆電気通信事業というきわめて公益性の高い事業を営むKDDが、御承知の今日のような事態を招来をいたしておることにつきまして、その再発防止という観点からKDDに対する監督のあり方につきまして見直しを行い、まして、そして今回のような御提案を申し上げておるところでございます。

今回のこの法案の改正の要点は、第一点は、現行法におきまして「会社は、毎営業年度の事業計画を定め、郵政大臣の認可を受けなければならない」とこととされておるわけでございしますが、事業計画のほかに、資金計画及び収支予算につきましても、これを郵政大臣の認可にからしめまして、財務面における国の監督権を充実しよう、こういうことでございます。

それから第二点は、毎営業年度の貸借対照表、損益計算書及び営業報告書の提出を義務づけまして、会社の営業活動の結果を財務関係資料を通じて把握しよう、こういうものでございます。

それから第三点は、会社の会計につきまして、現在、商法等の規定によりまして、会社の機関である監査役の監査のほかに、いわゆる外部監査として、会計監査人の監査を受けなければならないとされておるわけでございますが、さらにこれに加えて、今回新たに会計検査院の検査を行うことができるようにし、その会計について一層の適正を期することとしようとするものでございます。

国際公衆電気通信事業の適正な運営を確保いたしましたして、かつ行政の公正を期する、こういうことのために、まず監督の任に当たるものである郵

政省内部においては、職員の綱紀の肅正につきまして徹底を図りますとともに、今回の措置とも相まちまして、今後一層国民の信頼にこたえ得るに足る監督体制の充実を図っていく、こういう趣旨でございます。

○小沢(員)委員 KDDは、私がこの前ずっと通信委員をやっていたときには、こういう特殊な会社だからということ、たしか一割配当をずっとやっていたと思いますが、KDDの配当は最近までずっとそうですか。

○寺島政府委員 お答え申し上げます。

KDDの配当につきましては、これは利益金の処分の中身ということに相なりますので、現在のKDD法におきまして、利益金処分というのは大臣認可ということになっております。したがって、郵政大臣がこれを認可することによりまして、その効力を持つわけでございしますが、この配当につきましては、昭和三十五年三月期決算以後、それ以前は八割の配当でございましたが、それ以後今日に至るまでずっと一割配当ということで実施してまいっております。

○小沢(員)委員 KDDの株主の主なものはどういうものか、後で御答弁いただきたいと思うのです。

私が見ると、今度改正にならない従来のKDD法の第十一條は、取締役及び監査役の選任、解任、それから定款の変更、利益金の処分云々は郵政大臣の認可を受けなければならない、こうなっております。だから、従来のKDD法第十一條だけでも、利益金の処分等を通じ、あるいは定款の変更を命ずることを通じ、取締役及び監査役の選任、解任等の郵政大臣の権限を通じて適正に監督ができたのではないかと、こう思います。

こんなことを私が言うのは、利益金を何で一割に抑えたかということです。KDDはあのくらいもうかつておるのだから自由に配当させればいい、こういうことですよ。KDDはもうかり過ぎておる。大臣はどうしても配当は一割に抑えてしまふ。人件費その他は横並びと比べてみて金の出

しやうがない。要するにもうかつてしまつてどうしようもないような状態に追い込んだのは郵政省の監督が悪かったのではないかと、もうかつていたらだんだん自由に配当させればいい。

私は後で聞くのだけれども、この株主の状態はどうかと聞くわけで、公開の株主から特別な人になくさん持たせることをしないで、国民各階層にまで株が渡って、あんなにもうかつたら、一割であろうが一割五分であろうが二割であろうが、だんだん配当させればいい。そして企業の自主性というものをだんだん持たせてやるならば、そして企業の中でもって、株主総会において、配当しないから社長はかえろとか専務はかえろとか、そういう自律的なことをやらせれば、ああいう不幸なことは起こらなかつたのではないかと。配当を一割に抑えまして、会社はもうかつてしまつて困る。

私が四、五年前にやっていたときだって、こんなにもうかる会社はないと思つた。金の持つていきどろがない。だから、ああいう事件に発展したのではないかと、こう考えを私は持つておるわけで、いま御答弁のように、KDDの監督をより強化するためにKDD法を直したところで、監督を強化すればよい悪いことをする。これはそうです。権限が強くなれば、もつと何とかならぬかといつて悪いことをするんだから。むしろその逆で、もつと自由な企業活動ができるようにすることの方があつた不幸な事件が起こらないで済んだのではないかと、こういうふうに私は考えるわけなんです。どういうわけで一割配当にずっと制限をしてこなければならなかつたか、それが第一点であります。

それから、先ほど御答弁がないところの、KDDの株主の分布状態。これは、一人の人またはひとりの法人が五割以上持たないようにして、何かちよつときう調べてみると、株券は五百円株ですか、三千何千何千というようだから、もうかる会社なら五千円しようとか六千円しようとか構わぬわけです。ただあまねく株主というものが国民の中

におりさえすれば、自由な活動で自由な株式会社として運営していくことの方が私は問題が起らぬと思う。

今度会計検査院が行つて検査するが、帳面なんか幾ら合つていたつてだめだ。会社はちゃんと監査がある。それから、会社法で決められたところの会計検査の何とかの資格を持った者が検査する。それで帳面はちゃんと合つてゐるわけだ。会計検査院が来ようとか来まいと、そんなこと何にも関係ない。

それよりは、あれだけもうかる状態にして、株主への配当を抑えちゃつた、金の使い場所がない、悪いことを考えることについていくなつていくような、袋のネズミじゃないが、追い込んだような状態に今日まで監督をしてきたのではないかと。方向が私は間違つてゐると思う。

もつと民間企業みたいに自由に経営をさせて、自由に配当をさせて、そして取締役だか役員も、株主が自由に交代できるようなことの方へ持つていけば、ああいう不幸な事件は起こらなかつた。こんなことをしたつて、どうなるんですか。株の配当は抑えます、みずから料金を下げようなどという意識というものは、経営者の中から出てきつこない。それなら、株主配当をだんだんやればいい。余りにももうかり過ぎるということになれば、社会的な批判を受ける。こういうことによつて、自律的にやはり料金を下げていくということを経営者みずから考える。こういう方向に持つていった方が、ああいう不幸な事件が起こらなかつたのではないかと。まるで方向が逆ではないかと、こう私は考えてゐるわけなんです。

具体的には、さつきの株主への配当の状態、それから私の基本的な考え方に対する大臣の御答弁をお伺いしたい。

○寺島政府委員 最初に、現在のKDDの株主の状況につきましてお答え申し上げます。郵政省共済組合が一〇・九九%の株式を保有いたしております。以下、日本電信電話公社が一〇%でこ

ざいます。それから生命保険会社あるいは銀行等を合せて、上位十社が保有をしており、株式の総数が発行株式に対して五二・四五％という割合になっておるわけでございます。

株主の状況は以上でございます。

それから、先ほど先生お話がございましたKDD法第十一条の監査役、取締役の選任、解任あるいは定款の変更、利益金の処分、合併並びに解散の決議、これが郵政大臣の認可ということになっておるわけでございますけれども、御案内のとおり、KDDは株式会社でございますので、これらはいずれも、商法の規定もそのままKDDにはかかるわけでございます。したがって、これらの事項はいずれも商法上は株主総会の事項でございます。

ただ、KDDにおきましては、株主総会の決議承認だけでは発効要件とならないで、いま申し上げましたようなことにつきましては、その上にさらに郵政大臣の認可というものがあつて初めて効力を生ずる、こういう二重の形になっておるわけでございます。

ところで、利益金の処分についてずっと一割配当という形でまいったわけでございますが、先生御指摘のとおり、KDDの現在の財務内容から申し上げますならば、一割以上の配当をする余力というものは確かにございます。しかしながら、これを一割配当という形ですとやってまいりましたのは、KDDという会社の持つております公益的性格にかんがみまして、生じました利益というものが社外に流出する配当という形を一割という水準に抑えまして、残余の利益につきましては、これを積み立てまして、将来の設備投資その他必要なサービスの向上に充てるといふことが望ましいという総合的な判断で、従来ずっと一割配当という形で政策的に行ってきたという事情にございます。

○大西國務大臣 いま電気通信監理官からお答えしたとおりでございますけれども、先生の御意見は、KDDも一般のいわゆる純粋な株式会社のように、配当も役員等の任免等についても自己責任で

自由にやらせたらどうかと、こういう御意見でございますが、その御意見もまことに傾聴すべき御意見ではございますけれども、私どももいたしましては、KDDはきわめて公共性の強い国際電気通信事業、その独占を保証された特殊の株式会社でございます。したがって、KDD法という法に基づいて株式会社形態をとつておる法人でございますが、その与えられた使命を達成をいたしますためには、いまの配当等の利益金の処分につきましても、会社の恣意的な判断に全面的に任してしまふというところは適当ではない、国による一定の規制がやはり要請をされるのではないかと、こういうふうに考えておるわけでございます。

このように、同社に対する国の規制を定める現行法の考え方というものは、同社の性格と使命から、それなりの理由を持つておるわけでございます。これを緩和するということについては、私どもは適切ではないのではないかと、このように考えるわけでございます。

このたびのKDD法の改正と申しますものは、今回の事件の反省に立ちまして、これまでの監督のあり方について見直しを行ひまして、その結果KDDの運営の一層の適正化を図るためには、さらに若干の点につきまして現行法の拡充強化が必要だ、このように判断をされました結果御提案を申し上げておる、こういう次第でございます。

○小沢(眞)委員 まあ、ああいう世論に押されてここにKDD法の改正、財務面における国の監督を充実するとかあるいは貸借対照表や損益計算書や営業報告書の提出を義務づけて、会社の営業活動の財務諸表を提出させて監督官庁が掌握するとか、私は、そういうことをしたって同じだと思うのです。

それよりは、やはりもっと私企業に近く、天下りの役員で経営させるとか利益金の配当も抑えてしまふとか、あてもないこうでもない、いろいろつまらぬくちばしを入れるよりも、自由な活動をさして、配当が二割も三割も四割もになれ

ば、こういう会社にしてはひどいじゃないかという社会的な制裁を得ることによって、内部的にそういうことを自粛して料金を下げよう、こういう自律的な動きをやるように、自由な企業活動をやらせる方が問題を起さなかつたのではないかと、私はこういうふうに考えるわけなんです。

それには、株が偏在してはいけませんから、そのことだけは定款を直すか何を直すか知りませんが、まあね、国民が株を所有できるように方途を講じて、役員も責任体制をもつてやっていける、天下りじゃない、自由に自分たち株主の中から選ぶ、一般株式会社が運営されると同じようなぐあいに自由にさせた方が問題を起さなかつたのではないかと、こう思うわけです。

世論に押されて会計検査院の検査を受ける、そういうことをやつたつて同じことだと思ふけれども、そういうことも一項目入れた。それからKDD法の、いま申し上げたような財務諸表を郵政省が監督できるようにした。これは世論に押されてそういうふうになつたんだらうと思ふが、そういうことを盾にとつて、今後つまらぬことにまで監督を強化して、そういうことにくちばしを入れるようになれば、そのことの方が問題を起さす温床をつくることになる、私はこういうふうに考えるわけなんです。

私の見解といふ當局側がやろうとする方向とは見解が違ひますから、いまこれ以上私は深追ひをしようとは思へませんが、どうぞこれからの監督に当たつては、つまらない、角をためて牛を殺しちゃうようなことをしたりするやうなことをしないように、やはり伸び伸びと企業が活動できるようにすることをすることの方が——そうして三割、四割の配当をするようになったらこれは大変だからと言ふけれども、それは自律的に社会的な制裁を受けま

す。それは自分で料金を下げるといふ方向に持つていけばいいんじゃないか。

言うなら、役員もみずから選ぶ、配当もみずから決める、内部留保も将来の展望に立つてみずから決める。つまらない經理のことなんか、株式会

社ですから、ちゃんと民間の会社と同じように經理はきちんとできますから、なるべく自由に活動をさせる。余りにも方々でたたいてしまつて、萎縮しちゃつていふんじゃないかと思ひますから、私はそういう方向がいいと思ふ。

もし徹底してそれをやるならば、それは完全に国営にしてしまつてやるか、どっちかがいいと思ふのだ。こんなへびの生殺しみたいな監督強化の方がかえつて弊害を残すのではないかと、こう思ひますから、将来の運営に当たつては、ぜひひとついま私の申し上げた点は十分留意しながらやつていただきたい。KDD法の改正については、あるいは政策局の監督強化の面については、そういうことを私は特に要望しておきたいと思ひます。

これに関連をして、いまのKDD法あるいは今度改正されたKDD法においては、料金を引き下げるといふ命令を郵政大臣は下すことはできません。料金を引き下げるということは、KDDみずからが提案をして、郵政大臣の許可を得なければならぬ。電電公社法、公衆法に基づいて電電公社についても同じことが言えるのではないかと

思ひますが、公社法に基づく電電公社、あるいはKDD法に基づくKDDの料金、両方の御答弁をいただきたいと思ふのです。

○寺島政府委員 先生御案内のように、国内、国際両面にわたつて、公衆電気通信業務の料金につきましては、公衆電気通信法に規定をしておるところでございます。国内につきましては、基本的な料金につきましてはこれが法定をされております。そしてそれ以外の料金につきましては、郵政大臣の認可にかかるということになっております。

また、国際につきましては、現行の公衆法におきましてはすべて郵政大臣の認可という形になっておりますので、認可申請を受けまして、それが適正であるか否かというところで認可をするあるいはしないという形でこの料金に対応しておるわけでございます。料金を引き下げるあるいは引き上げるといったような命令を郵政大臣

が出るかどうかということになります。現在のこの公衆法の一般的な解釈からいいますと、そういう命令は出し得ないものである、私どもは現在その解釈をしておるところでございます。

しかし、そういう命令は出せないにいたしましても、この料金のあり方というものが大変大きな問題であるというところは言うまでもないところでございまして、常日ごろ適時適切ないわゆる行政上の指導によりまして、合理的、適正な料金が確保されるように努力を怠りてまいりましたところでございます。

○小沢(真)委員 それに関連して具体的にお尋ねをしますが、電電公社で新たに深夜料金というものを設けて、それを割引しようという、これは一体どこから出たのだらう。電電公社から言い出したんじゃない、ことし一千億ばかり予算よりは余分に収入が入るんだから、二千億ですか、そういうことが新聞に出たら、国会の場においていろいろの論議が交わされて、初めて郵政省も電電公社も、それではまた夜間のほかに深夜の料金を設けて値引きさせます、こういうぐあいに変わってきたような気がするわけですね。そういうものを電電公社の中からみずから発案する機能といたしますか、そういうことはできないか、郵政省がそれを命令をしないでできないか、そういうことから私はこういうことを言い出したわけですね。

まずさしあたっては、先般来問題になっているその深夜の料金割引制度を新たに付け加えようというものは、もう内容が固まったわけですか。これは電電公社からでも郵政省でもどちらでもいいですが、それは内容が固まりましたか。

○西井説明員 お答え申し上げます。

最初に、先生からお話のございました、今回の深夜料金割引の問題は公社の発意かどうかということでございますが、わが国の電話の通話料と申しますのは、近距離は諸外国に比べて二分の一ないし四分の一という非常に安い料金でございますが、遠距離につきましては諸外国に比べて一

五倍ないし三・五倍という高い料金になっております。そしてこのいわゆる遠近格差という問題につきましては、公社の中に国会の附帯決議によつて設けられました電信電話諮問委員会の答申にも、これを是正すべきだという答申をいただいておりますし、また、国会におきましても再三論議がありまして、また、公社といたしましても、確かにこの遠近格差というものは縮めざるべきである、このように考えておりまして、その検討を進めてきたわけでございます。

ただ、公社の経営基盤の確保にも配慮しつつ、この遠近格差の本格的な是正というところを行つた場合には、現在の通話の分布状況から見まして、長距離を若干下げますためには短距離をかなり上げなければいけない、こういう問題に達着しておるわけでございます。したがって、利用される方の利害が相反する、こういう面が出てきて、一挙にこれを実施するということとは困難という問題がございまして、それと一方、最近の社会生活の変化、特に生活時間帯の延長傾向等にかんがみまして、また、公社の設備が深夜におきましては比較的通話が閑散で、すいておる、そういう面からも考えまして、一方、夜間時における通話の利便化を図るということも別途検討を進めてまいつてきたところでございます。

したがって、そういう状況踏まえて、この遠近格差是正問題というところは、これは郵政省とも御相談しながら公社の中で検討を進めてまいつてきたわけでございますが、本年の一月に郵政大臣から、当面の措置として、ただいま先生のおっしゃいました遠距離通話料の深夜の割引率を引き上げることについて検討するようにという御指示をいただきました。その後、御存じのとおり自民党の方からも具体的な内容に基づきまして要請がございまして、言ってみれば、公社が考えておりますことのそのうちの一部を一步前進して実施をする、こういうことで理解をしております。そういう御要請に応じまして、具体的な詳細なる内容について、ただいま郵政省の御指導

も得ながら検討を進めておるところでございます。

その具体的な内容、細かい点はただいま検討中でございますが、大体的な考え方を申しますと、現在夜間割引につきましては、六十キロメートルを超え、四割引きの割引を実施いたしておりますが、これを三百二十キロメートルを超える区間、いわゆる遠距離区間、諸外国に比べて高い遠距離区間につきましては、深夜時間帯にも一段の割引を行ひまして、午後九時から翌日午前六時まで六割引きにいたしたい、こういうことが一つでございます。

それからもう一点は、現在午後八時から翌日七時まで割引しております夜間六十キロを超えます割引時間帯を前後それぞれ一時間ずつ拡大をしたい、こういうふうに考えておりました。なお詳細は、ただいま郵政省と御相談をさせていただいております。

○小沢(真)委員 それについていつからやるか、その料金の収入減というのか、どのくらいな割引になるでしょう。

○西井説明員 お答え申し上げます。

これを実施いたしますときには、現在の各加入者ごとについております課金機器を全面的に改造しなければいけませんので、その工事にかなりの時間がかかりますので、公社といたしましてはかなり努力をいたしたとしても、ことしはいつばこの課金機器の改造にかかるといふことでございまして、なおこういう御時世でございますので、少しでも、一日でも一週間でも繰り上げるように、ただいま詳細なる内容を公社の中で検討いたしております。

それから、これに伴います減収額でございますが、料金計算上の減収額で申しますと、平年度一年間に直しまして、約一千五百億程度の減収になる見込みでございますが、先ほど申しましたように、割引をいたしまして利用しやすい料金になりますので、若干の利用増があるだろうということ

で、それを見込みますと約一千三百億程度の平年度減収、このように見込んでおるところでございます。

○小沢(真)委員 五十四年度の子算は三兆六千六百三十六億ですか、そういう予算だったですね、収入。それで五十四年度末は、三月三十一日までのかなりの増収になっていきますか、予算と比べて。

○岩下説明員 お答えいたします。

五十四年度事業収入につきましては、年度後半からの経済の好況もございまして好調に推移をしております。四月から本年二月までの実績では、予定に對しまして九百四十億円、率にしまして二・八%の増収になっております。三月分はただわかっておりませんけれども、この状況で推移いたしますならば、年間通しまして一千億程度の予算に對する増収は出ようか、かように考えております。

○小沢(真)委員 そうすると、こういうことですか。深夜の新しい割引をやるのは早くても来年一月一日ということになると、一千三百億くらいの減収の四分の一。ところが、ことしだけでも一千億も増収ができたということが明らかになってくるわけじゃないでしょうか。こういうことについて、監督する郵政省はその値下げの命令をさらにできるか、この辺をさつきお尋ねしたわけですね。電電公社が申請をしてきて、それがいいの悪いのと、こういうことしか大臣としてはだめですか。

そのことのために私はさらに聞きたいわけですが、これは私が予算委員会でも質問をしたわけですが、たとえば通信病院、電電公社の通信病院——これは郵政省の通信病院もそうなんです、十六病院で二千九百七十五ベッドで職員が二千三百人おるわけですが、収入が七十六億で支出が二百三十三億というのですから、これは百五十億も赤字を出しているわけで、一点単価八円でやっているわけですね。だから、こういうものに対する改善命令とかそういうことは、監督する立場の郵政省からは

現在わかつております事業別収支は五十三年度

こういうのはやはり一つの大変大きな政策課題と

○小沢(貞)委員 終わります。

等もあると思いますが、それらについてどうい

う処遇が行われておるが、お伺いをいたします。
○寺島政府委員 山口さんの件、まことに不幸なこととございまして、そのことについて私も詳細を承知いたしておりますが、KDDに確かめましたところによると、退職金につきましては社内規程の通りまして規定の退職金が支払われておる、こういうふうに聞いております。

○伊賀委員 幾らですが。

○寺島政府委員 金額は承知いたしております。

○伊賀委員 冒頭申し上げましたように、きょうはKDDが見えておりませんが、私は金額等についてもひとつ御答弁を願いたいとあらかじめ言っておいたはずなんです、いまわからなければ仕方ありません。後ほど結構ですから、ひとつ十分に配慮すべきだと思います。

その次には、二月六日に保田参事がこれまで電車に飛び込み自殺をしております。新聞の報ずるところによりますと、保田参事は横領があるとかないとかいろいろ言われておりますが、これにしてみたいところで、私はやはりこの三つの利益集団のしがらみの中の犠牲者に違いないと思っておりますが、この保田参事に対する処遇はどうでしょうか。

○寺島政府委員 保田さんの件につきましても、KDDに確かめましたところ、御案内のとおり保田さんはKDDを定年退職をされて、それから参事という資格でKDDに在職しておられたわけでございますので、退職金につきましては定年退職をされたときに規定の退職金が支払われておる、こういうこととございまして、今回退職金の支給ということはない、かように聞いております。

○伊賀委員 引き続きまして、佐藤室長は贈賄といたことで起訴され、さらに余罪があるということとでいま勾留中と聞いております。そして社長室次長の西本次長は起訴猶予ということで釈放になったと報ぜられております。そして古池会長は責任をとっておやめになったそうでありますが、さらに二人の副社長も責任をとっておやめになった。板野社長も、これも業務上横領容疑ないしは贈賄の容疑でいま勾留中と聞いております。

そこで、佐藤室長、西本次長、古池会長、二人の副社長、そして板野社長が現在どういう状況でありますか、お伺いをいたします。

○寺島政府委員 KDDの佐藤前室長につきましては、ただいま御指摘のございましたように、業務上横領並びに贈賄ということで起訴をされたと聞いておるわけでございますが、KDDの社内的には社員としての身分と申しますが、それは依然残っておりますというふうに承知をいたしております。また、古池前社長兼会長につきましては、取締役の地位はそのまま取締役として残っておりますわけでございますが、ただ、現在会長並びに社長を退かれまして、取締役相談役ということで社内におられるわけでございます。

それから板野前社長につきましては、現在警視庁に逮捕されておる状況にあると承知をいたしておるわけでございます。

それから昨年の十月に退任をされました大島、鶴岡両副社長につきましては、大島前副社長は財団法人KDDエンジニアリング・アンド・コンサルティングというところに、また鶴岡前副社長は国際通信施設株式会社顧問に就任しておられる、かように聞いておるところでございます。

○伊賀委員 今回KDDに何と申す委員会ができてまして、鋭意前向きに、再びこういうことがないように社内的に対処しているということとあります。時間等の関係がございまして、この点については深く触れることは差し控えたいと思っておりますが、このKDDの内部的な委員会がいま検討されつつあることで、今後再びこういうことがないという確信をお持ちかどうか、伺います。

○寺島政府委員 御案内のように、KDDにおきましては、去る二月の臨時株主総会におきまして新しく日高会長、増田社長を選任をいたして、新しい執行体制のもとで鋭意経営の刷新に努めてお

る、こう承知しておるわけでございます。ただいま先生御指摘のように、その一つといたしまして、正式な名称は忘れましたが、部外の方々から成る諮問委員的なものを設置をいたしまして広く部外の御意見を聞き、それを経営の上に十分反映させていく、そういう組織をつくることを決定されたように聞いておるわけでございます。

また正式に発足はいたしてませんが、近々発足になるものであらうと考えておるわけでございます。そして、こういうふうに、民間と申すか会社外の各界のいろいろな方々の御意見というものを十分耳を傾け、それを経営の刷新という形に取り入れていくということは、KDDが経営の刷新を行い、かつまた今回のような事態を二度と引き起こさないというこのためにも歓迎すべきことであらうというふうに私も判断しております。

○伊賀委員 次は郵政省でございますが、先ほど申し上げましたように、五十三年に九十二件、許可権に基づいて郵政省が許可を与えておるものであります。そしてKDDの会長その他、役についての強大な任免権を郵政省は持つておるわけでありまして、そこでいろいろな現象があったわけでありまして、郵政省の、自主申告で判明したと承知しております。五十三三年七月以降に料亭等で接待を受けた者が十六回で六十一人、ワイシャツ、洋酒等の中元、歳暮等を受けた者が六十八人、海外みやげをもらった者が七人と報告されておりますが、これは間違いございませんか。

○小山政府委員 郵政省におきまして職員約百十名、管理職にある者を、先生おっしゃいますように五十三三年七月以降につきまして、まず自主申告によるものと面接によるものと併用いたしまして調査した結果は、いま御指摘のとおり結果が出たわけでございます。

○伊賀委員 引き続き伺います。
 元郵政省電気通信監理官の松井清武さん、元電気通信監理官室参事官日高英実さん、これらとも

に八日に収賄で起訴されたと同っておりますが、その事実と、現在この二人がどういう姿でおられるか。社内的な身分あるいは松井さんはすでに郵政省を退官しておられるわけですから、現在どうしてどういう状況にあるか、伺いたいと思っております。

○小山政府委員 現に郵政省職員であります前郵務局の国際業務課長の日高英実でございますが、四月八日に起訴されたのに伴いまして、四月九日付をもちまして課長職を取りまして、郵務局付としてあわせて起訴休職ということにしております。

なお、松井前宇宙開発事業団監事につきましては、これは内閣の方で身分を解任したという話を聞いております。

○伊賀委員 引き続きまして、江上郵務局長と神山次官の辞任を八日の閣議で決定をしたと承知しておりますが、この二人がおやめになった理由もあわせて伺いたいと思っておりますし、いまだどうしていらっしゃるか、このことについても伺いたいと思っております。

○大西國務大臣 お答えいたします。
 御指摘の前事務次官、前郵務局長が、先般人事異動によりまして退任をしたわけでございますが、その退任をいたしました理由は、今回のKDD事件に関連をする不祥事件が発生をいたしました以来、省内に生じました沈滞した空気を一新して、人心の刷新を図る必要がある、このように私考えておまして、五十五年予算の成立と提出法案の審議が本格化しますこの時期が一番適当だ、こう考えまして、人心刷新の観点から、神山前事務次官に後進に道を譲るよう勇退を求めたものでございます。

また、江上前郵務局長につきましては、同期のだけれど事務次官になれば他の者は勇退をする、こういう官界の不文律がございまして、これを尊重いたしますとともに、同じく人心刷新の意味におきまして同人の退職を求めたものでござい

したがいます、以上申し上げましたように、今回の人事異動は人心刷新ということでございまして、そういう観点から異動を行ったわけでございまして、四月八日に発令をいたしましたので、その後御二人は何もしておらないと存じます。

○伊賀委員　そこで、郵政省は今機構改革というところで、郵政省の設置法の一部改正というものがいま当委員会にかかっておるわけであります。その郵政省設置法の一部改正について、あるいはその他の委員会等での審議の中で大西大臣は、今回の事件の主要な原因というのは、やはりKDDの経営に当たる経営者の姿勢、これに大きな原因があると私も思います。そこでこの経営姿勢を改めて云々、こう記されておるのであります。

今度の事件というのはKDDの経営姿勢だけが問題なんであって、郵政省にも責任がございせん、郵政大臣にも責任がございせん、こういうことになっておるわけでありまして、こういう姿勢だけで、果たして今後再びこういう事件が起らないという確信を大臣はお持ちでしょうか。

○大西國務大臣　いわゆるKDD事件に即しまして、KDDの経営姿勢あるいは運営の方法に問題のありましたことは当時私申し上げたわけでございまして、その考えはいまも変わっておりません。同時に、これを監督すべき立場にあった郵政省内部におきまして、一部の者に全体の奉仕者としてあるまじき行為がなされておったという疑惑のもとに逮捕、起訴が及んでおりますことも事実でございます。

〔委員長退席、逢沢委員長代理着席〕

したがいます、KDDについてはそういう経営姿勢を正してもらって、今後再びそのような事件の起こらないような体制、姿勢をもって進んでもらいたいとともに、郵政省内部におきまして、こういう事件が再び起こらないように綱紀の肅正を徹底的に図りまして、国民全体の奉仕者としての公務員のあり方の原点に立ち返ってほしい、こういうことで、鋭意その点に私も意を用

いておるわけでございます。いずれにいたしましても、両々相まって一日も早く行政の信用回復に最善の努力をし、また、KDDも国民の期待にこたえていかなければならないと存じております。

○伊賀委員　そこで、いまKDDの方では二人のいわば犠牲者、そして古池会長以下経営陣がすべて責任をとったという形でかわってきたわけでありまして、そして郵政省の方でも、元監理官ないしは参事官がすでに司直の手によって起訴されてきた。そして郵務局長と神山次官が責任をとった。事実のほどはわかりませんが、江上局長についてはとかくうわさを聞いております。しかし、神山次官は余りうわさも聞いておりませんが、いずれにしても次官が責任をとっておやめになったわけでありまして。

ですから、私が冒頭申し上げましたが、この事件というのは、強大な人事権と許認可権を持つ郵政省、その頂点に立つのは郵政大臣、すなわち政治家でありまして、それを受けて立つKDDは六十億の交際費をもっているというと画策をした。しかもこの三つの利益集団ないしは社会集団の二つが、死亡者まで出るといふ犠牲の上に、いま鋭意再びこういうことのないように努力をしつつある状況であります。そして残った政治家集団だけが何の社会的な指弾も受けない、あるいは法的な裁きも受けることなく、のうのうと今日何ら変わることもなくあるわけでありまして、果たしてこれでいいのかどうかという感じは、私だけでなく多くの国民が持っておると思います。

もうすでに御承知だと思えますが、新聞の報ずるところによりまして、大臣経験者三人を含む二十人の政治家の名前がいろいろと取りざたされております。

そこで一つ一つ申し上げてみますが、昭和五十五年九月に福田郵政相が就任されました、同じく九月にインマルサット四十七カ国が設立決定、そして十二月には国際電報料金値上げ。これは重大な因果関係があるように私も国民は思います。そして同じく五十五年の十二月には小宮山重四郎

郵政相が就任をいたしました、そして翌年、五十二年三月にはKDD、国際データ通信サービス計画発表、そして同じく三月にはインマルサット事業体としてKDDを指定。ここにも何か許認可権とKDDとの関係をうかがわせるものがあります。そして四月にはKDD、マリサットサービス開始を認可。これもそうしたものをうかがわせる。六月にはKDD、専用線使用料金の大幅値上げ、三〇%ないし六〇%を計画、大手ユーザー団体が反対運動へ。

以下たくさんございしますが、その次に同じく八月に問題のKDDの機構改革で社長室が社長直轄になっております。ここにも何かにおいがいたします。そして同じく五十二年の十一月にはKDD専用線の大手ユーザー、料金値上げ反対へ協議会を設置し、同じく十一月には郵政省、専用線料金の値上げ一〇%ないし二〇%を認可いたしました。同じく十一月に服部安司郵政相が就任をされておりました、十二月にはユーザー協議会などKDDに円高差益還元を求める。そして五十二年一月にはユーザー協議会が郵政省のKDD専用線値上げ認可に異議申し立て、それで二月ないし三月には服部郵政相、国会での円高差益還元論議で国際通信料金の値下げ、前向きに検討と答弁、そして四月には経済対策閣僚会議で為替差益還元問題などを討議、同じく五月に服部郵政相、衆院通信委員会、値下げより経営基盤の確立が第一と後退答弁、同じく七月にはKDD、為替差益還元のための値下げ見送り、かわりに五年間で四百億円の設備投資構想を打ち出す、同じく十月にはKDD山口衛星通信所にインマルサット地球局完成、そして十二月に白濱仁吉郵政相就任、五十四年六月にユーザー協会の異議申し立て、すなわち値上げ反対の異議申し立てを白濱郵政相が却下、そして十月にKDD、専用線料金一〇%値下げ、五十四年十一月、大西郵政大臣御就任、こういう記録があるわけでありまして。

法務省に伺いますが、いま私が時日を追って読み上げましたKDDの値下げとか値上げとか認可とかいような一連のものが郵政大臣の就任と、その間に行われておるわけでありまして、いま私が申し上げました福田、小宮山、服部、白濱前ないしは元郵政大臣等といろいろうわさされておりますけれども、現在法務省としてこの方々にどういうふうに対応していらっしゃるのでしょうか。

○根来説明員　ただいまいろいろ事実関係を御指摘になったわけでございますが、先ほどからもお話のありますように、現在、警察、検察庁は板野元社長の業務上横領を中心にして捜査しておる段階でございますので、ただいま御指摘の点については、ただいまは何とも申し上げかねるわけでございます。

○伊賀委員　法務省に再度伺いますが、いま私が申し上げましたのは想像ではないのであります。これは五十年までさかのぼって事実を申し上げたわけでございまして、この事実が法務省としても認めになるでしょうか。

○根来説明員　そういう事実については捜査当局も承知しておると思えますけれども、現在、その事実に対する見方といえますか、その事実から犯罪があるとか犯罪の容疑があるとかいうことは申し上げかねるというふうにお答えしておるわけでございまして、御了解いただきたいと思えます。

○伊賀委員　私は犯罪があると言っておるわけではないのであります、この事実をお認めになつて——この事実と、それぞれの大臣の御就任や御退任の経過もあるわけでありまして。

いま申し上げましたように、この一連の事件でKDDも郵政省もいわば起訴されておるという事実があるわけでありまして。そして冒頭申し上げましたように、三つの利益集団もしくは社会的集団がいろいろな人事権と許認可権の影響力をめぐって進展しておるわけでありまして、二つの利益集団にはすでに起訴者まで出ております、現に勾留されて取り調べが進行しておるわけでありまして。三つの利益集団の中の二つまでが司直の手にかかり、捜査の対象となり、あるいは再度申し上

げますが、二人のとうとい命まで犠牲になっておるわけでありませう。その中で政治家集団だけが社会的にも法的にも何の指弾も受けないということとは、どうしても国民として納得できないわけでありませう。先ほど申し上げましたけれども、二人の監視官もしくは参事官はすでに起訴されておるわけでありませう。しかし、この参事官と監視官の二人には許認可権はないのです。最終的に郵政大臣が決定するわけでありまして、監視官単独で許可権、裁決権はないはずであります。そうしますと、この参事官と監視官が起訴されておりますのに、実際の権限を持っておる当時の大臣が何にもないということとはあり得ないと思うのですが、法務省はどうですか。

○根来説明員 先生の御指摘は、社会的な見方といたしましては非常に鋭いものがあるといふふうにお聞きをしておりますけれども、私ども、検察庁も警察もそうでございますけれども、捜査というものは、言わなければ霧の中を山道を歩いているようなものでございまして、前途がそう見えるわけではございませんで、要するに足元を固めながら進んでいくというわけでございますので、現段階では、要するに、いまの業務上横領を中心に足元を見詰めて証拠を集めておるという段階でございます。まあ、なおかつ、証拠がそういうふうに進展してまいりますれば、当然そういうふうな嫌疑も抱くべきでありませうし、進展しなければまたそこで終わってしまうということも得るわけでございますので、そういう点では、社会的な見方と若干捜査の進め方というのとは違ふわけでございますので、その辺を御理解いただきたいと思います。

○伊賀委員 私は、社会的な見方じゃないのです。郵政省の電気通信監視官と参事官にKDDに対する許認可権があるわけじゃない。それは大臣にあるわけでありまして、参事官や監視官に権限はないのです。いま私が申し上げましたけれども、大臣にあるわけですから、そして権限のない監視官や参事官が収賄で起訴されておるのです。権限のない二人が起訴されて、権限のある大臣が何らの社会的な指弾も、法からも外だということとは、これは社会的な見方じゃないのです。純粋な法理論から言ひまして、法務省どうでしょう。

○根来説明員 現実には検察庁、警察が捜査しておりますので、先生の御意見は十分捜査当局に伝えることといたしたいと思います。

○伊賀委員 これは伝えるということではなしに、刑事課長さんでしよう、あなたは法の専門家でしょう。私よりもあなたの方が専門家なんです。だから私は、社会的な見方じゃないのです。権限のない郵政省の監視官や参事官が起訴されて、権限を持っておる大臣に何にもないというのは、純粋な法理論からいっても、私よりも専門家の刑事課長、そういう考え方、言い方はおかしいじゃないですか。

○根来説明員 現在起訴されております公務員につきましては、この方が全く権限がないというわけではございませんで、要するに、大臣の命令を受けて職務に従事しておつて、その職務内容に關して、職務の対価として収賄をしたということと起訴されているように理解しておるわけでございますが、その権限の根源といふことになりますと、これはまた別の問題でございます。権限があるからそこに刑事責任があるというわけにはまいりませんで、その意味ではいろいろ検討すべき問題があるというふうに申し上げておるわけでございます。御理解賜りたいと思ひます。

○伊賀委員 時間の関係もありますから、ここで法理論を展開しても仕方ありませんが、これは三回目になりますからぐくぐくになりますけれども、三つの利益集団、社会的集団が、いろいろないま申し上げますようなしがらみの中でこの事件が展開しておるわけですね。しかも、その三つの利益集団の中の二つの集団からそれぞれ犠牲者が出ておるのに、ひとり政治家だけが何にもございませんといいことは納得できない。

今度の事件が発生して以来、社会的に賛成、反対、いろいろありましようけれども、議論の沸騰しておるところでありまして、特に、これは最後は大西郵政大臣に伺ひますが、今度の参議院選挙で、自民党は政治倫理の確立ということが大きなテーマになつておるようであります。浜田幸一さんも、ラッパガスの四億五千万の事件が何かで、政治姿勢というところでみずから議員を辞任していらつしやるわけでありませう。

私は、大西郵政大臣にはそうした疑惑も何もないと思ひます。あるいはうさぎにも出ておりません。清廉潔白な方だと思ひます。しかし、ただいま申し上げますとおり、KDDからは二人の自殺者、そして会長を頂点とした経営陣はすべて刷新されております。郵政省も、私は、先ほどの神山次官は多分何もないと思うのですが、責任をとつておやめになつておるわけですね、郵務局長も。そして政治家集団だけがのうのうということとは、これは政治倫理に照らして許されるべきことではないと思ひます。

この際、やはり郵政大臣としては、あなたに責任があると思ひませんけれども、二つの社会的集団が厳しい批判を受けて責任をとつておるわけでありませうから、当然郵政大臣は責任をとつておやめになるべきだと私は思ひます。私だけではございませぬ。これが政治倫理の確立だ、この事件をめぐる最終的な罪のない、あるいは潔白な郵政大臣がおやめになることが政治倫理の確立の第一歩だと私は思ひますが、大臣の御見解を承りたいと思ひます。

○大西国務大臣 神山前事務次官、それから江上前郵務局長、二人が先ごろの人事異動によつて退任をいたしましたことにつきましては、先ほどお答えを申し上げましたように、省内における人心を一新するということが理由でございまして、他意はないわけでございます。

それから、いわゆる先生のおっしゃる政治集団、その責任につきましては、先ほど法務省の方からお答えをいたしましたようにございませう。また、私どもといたしましても、新聞紙上を通

じましていろいろ見たり聞いたりしてはしておりますけれども、そういう事実についての裏づけにつきましては、公的に権威づけられた何らの資料も私には持っておりません。でございませうから、ここでの何の根拠もない私どもがこれにコメントするということとは、差し控えていただきたいと思います。

○伊賀委員 私は深く追及しようとは思ひませんが、先ほど来申し上げておりますとおり、少なくとも国家的、社会的な大きな問題を引き起こしておりますこのさなか、大臣としてよく御検討いただきまして、私は大西郵政大臣が大臣の席に怨々としておる方だとは思ひませんが、もちろんいま直ちにとは私は言ひませんが、再びこういう事件が起らないような措置がとられた適当な時期に責任をおとりになることが、政治家集団を代表した当面の焦点であります。大西郵政大臣の最も賢明な策だと思ひますから、ひとつ善処方を要望しておきたいと思ひます。

以上でこの点につきましては終わります。次に、五十二年三月二十四日にJTBC、海外通信・放送コンサルティング協力という財団法人ができました。今日まで仕事をしておらつておるわけでございますが、これも時間がございませぬので私の方から申し上げてみたいと思ひます。

電信放送事業というものは今日急速に世界的な規模で競争が行われておるわけでありませうけれども、電話戦争と言われておるそうです。電話戦争には二つの側面がある。北の先進工業国においてはすでに電気通信網はほぼ完成に近い、その整備と拡充強化は、むしろエレクトロニクスの発展による質的向上の時代に入つておる。各国の国内市場での電気通信機器の売り上げの伸びはほぼ頭打ち、加えてエレクトロニクス等の開発を初めとした技術革新は、電気通信産業を労働集約型から一層知識集約型に変える傾向にあります。

また一つの側面は、自動車、カラーテレビ、鉄鋼等これまでの日本の輸出戦略商品は先進国相手の貿易であり、相手市場への殴り込み等によつて

伸びてきたものである。それだけに昨今の円高攻勢等を絡めての米、欧、対日圧力となり、通信機器は発展途上国相手の先進国企業間の輸出競争で、先進国との直接的な貿易摩擦は起こらない等のメリットもある。

これをまとめて言いますと、人類文化の発展は通信と交通の発達なしにはあり得なかった。一国が工業化し、近代化を遂げるにも通信と交通は絶対不可欠な要件となっており、とりわけ通信は、これほどまでに高度化し複雑化した社会においては、経済のみならず政治、外交、あらゆる分野を密接に連絡するテクノロジーとなっていることは否定できない。

そこで、そういう中で一体日本はどうかということですが、サウジアラビアで四十兆円、そのうち放送設備等が七千億、これは米、加、スウェーデン連合が落札しております。インドネシアで三百九十億、これは西独、韓国で百億、フランス。同じくフランスで五カ年計画で七兆円、I T T。イランで十年計画で五千八百八十億、アメリカ。オーストラリアで千七百億、スウェーデン。その他で、日本はことごとく失敗しておるようです。

もう私の方から何もかも申し上げますけれども、日本は民間のコンサルタントはないのだそうです。そこで、いま申し上げましたコンサルティングが五十三年にできたわけでありまして、それから一番いいのは、その力を持っておるのは電電公社。ところが、その電電公社がそうした国際入札に参加することは法的に許されない。そこでJ T E C ができた。

ところが聞いてみますと、J T E C というのは資本金が五億七千万ほどでありまして、五十四年度の予算が三億だそう。人は常勤の理事さんが五名で非常勤が十七名で、十四名の職員さんがある。そのうちの六名が出向だそうでありまして、あとの八人の方が事務局を担当しておられる。そしてよくカイロのジェットロに一人の駐在員を置くだけだそうでありまして、これではとても

厳しい国際競争の中に、しかも今後自動車、カラーテレビ等々にかわる花形産業に発展するであろう電気通信事業というものが国際的に強力に発展できないということでありまして。当面一人のジェットロ駐在のJ T E C の方では情報がまずとれません。そこで外務省の各国に駐在しております公館あるいは国際協力事業団、国際協力事業団は援助ベースでありまして、貿易ベースでは、これはやはり当面ではJ T E C、コンサルティング協力が出ていく以外にないわけでありまして、当面このJ T E C に対して外務省並びに国際協力事業団が強力な応援をする以外にないと思ひます。

もちろん、いまもしておられるのでしようけれども、いまの体制では、五十三年にできましてようやく、もう御承知かと思いますが、クウェートで三年計画で十五億の指導料という契約ができたそうでありまして、しかも日本の場合には、コンサルティングとして、昨年です。郵政大臣の答弁によりますと、動員できるのはせいぜい三、四十名だ。ところがフランスあたりでは、あるプロジェクトができましたと一挙に三百人ぐらゐは動員力を持つておる。アメリカはもちろんそれ以上の動員力を持つておるわけでありまして。そうすると、今後電気通信事業の分野で、このままで国際競争の中に日本が伍していけるかという、いけな

い。となると、このJ T E C を強化するといひましても、やはりこれはお金の関係、人の関係がありますから、そう簡単にはい、はいというわけにいかないとするならば、当面国際協力事業団を含めた外務省、しかし、国際協力事業団も、これは援助ベースだけでありまして、貿易ベースは国際協力事業団はタッチできない。

したがって、基本的には現在の電電公社法を改正して、電電公社三十二万の人間、そして膨大な予算、人員、技術を擁する電電公社が暗れて国際舞台に、入札の舞台に参加することなしに、日本のこれからの放送、電信競争、言いかえまして、テレホンウォー、電話競争に勝ち抜く道はないと思ひます。したがって、私の質問は二つでありま

す。

一つは、時間をかけてでも電電公社法の改正をして、電電公社の現在の体制をそのまま国際入札できる体制をとる、これが一つの課題でありまして。当面外務省が本格的に応援をするという二つの点についてお答えをいただきたいと思ひます。

○小山政府委員 先生御説のとおり、ただいま発展途上国におきまして、特に産油国において大規模な電話網建設の計画が非常に進んでいる次第でございます。

一つは、それに対応する形で情報網という形での充実を図るのは、やはり外務省の公館その他の援助をもちよつときちんと受けるべきではないかと、J T E C の情報網を充実すべきではないかというお尋ねかと思ひます。

その第一点の情報収集体制でございますが、確かに五十三年に発足したばかりでございますので、まだ非常に日が浅いということもありまして、何かと隔靴掻痒の感もある感じはするのでございましてけれども、その後非常に努力いたしまして、目下一般情報として外務省から非常な御理解を得ておりまして、いろいろなこれらの国におきまして情報を入れていただいております。また、ジェトロの事務所というの、この財団法人自体が郵政省と通産省の共管の財団法人でございますので、同様に協力をいただいているということでございます。

なおそのほか、これは非常に直接的に、電電公社の事務所がバンコク、ブラジリア、ジャカルタ、ジュネーブ、ニューヨーク、ロンドンと六カ所にございまして、この在外事務所、さらにK D D の事務所が十四カ所と駐在員が二カ所ありまして、計十六カ所というふうにK D D の事務所がございまして。こういったところと、さらに先ほど先生から御質問の中にありましたように、J T E C の駐在員がカイロにいますというように、目下いろいろな情報網というものを充実しつつあるとございまして、だからこれが完璧であるとは私申し

ておるわけではございませんでして、これは発足以来日が浅いので、まだそれが本場に根づいていないと思ひます。次第でございまして、これをますます充実していく方向でこのJ T E C の仕事を進めていくように援助していきたいと思ひます。なお、J T E C に対しては補助金等も出しているわけでございます。

なお、電電公社法を改正したら直接的にできるではないかという御説でございますが、これは一つの説として非常に貴重な御意見だと思ひますけれども、現在、電電公社法のたてまえからいいますと、電電公社が直接外国へ行きまして外国の競争入札に参加することにつきましては、いま直ちにやることにつきましてはどうかという疑問を持つておる次第でございます。

○伊賀委員 大臣に伺ひます。いまお話しのとおり、電電公社法の改正はいま直ちにどうかというお答えがございましたが、いま世界に百六十カ国独立国がある。そのうち先進国は割に満たないわけですが。したがって、あとの九〇％というのは、いま申し上げましたように、一國の近代化、工業化あるいは文化の発展等から考えるときに、これから通信、放送等々の産業が各国ともに重要な課題になってくるわけでありまして、当面電電公社法が改正できません、J T E C でやっております、電電公社、K D D の出先がありますから、まあまあ応援させてもらいますというふうな寄り合い世帯で厳しい国際競争に勝つてるとは考えられませんか、私は早急に電電公社法の改正をして、将来の花形産業であるべきこの方面に活路を見出すという必要があるかと思ひます。これは大臣、電電公社法の改正ということになりましたと大臣にも関係してくるわけでありまして、ひとつ御答弁をあわせていただきたいと思ひます。

○寺島政府委員 電電公社の関係でございますが、先生お話のございましたとおり、現在電電公社は電気通信に關します長い経験と、そしてまた世界のトップレベルにあると申しても過言でない

高い技術力を持つておるわけでございまして、国際協力という観点からこういったものを生かしまして、発展途上国の電気通信の改善に資するため、従来からも、そういう国々から研修員を受け入れるとかあるいは専門家の派遣をいたすとか、開発途上国に対しては各種の技術協力につきましてこれを精力的に実施をしておるところでござい

ます。ただ、コンサルティング業務ということになりますと、これは一般的に海外におきまする競争入札によつてという営業活動を伴うものでござい

ますので、公共企業体でございします電電公社が直接これに應ずるといふことはやはり適当ではないと考へておるわけでございしますが、ただ、こうい

った国際協力に電電公社の持つております豊富な知識、経験を活用するといふことは大変大事なことである、国益にも沿うことであると考えておりますので、御指摘のございましたJTETCの趣旨等

も考へまして、JTETCを主体にそういったコンサルティング活動を今後とも積極的に推進をしてまいりたい、これが一番適当な方法ではなからうか、こう考へておるわけでございします。

○大西国務大臣 いま電気通信監理官からお答えをいたしたような事情でございしますが、今後とも、国際協力の面につきましては一層関係機関との協力を密にしまして、推進をしてまいりたいと思ひます。

○伊賀委員 終わります。

○遠沢委員長代理 次に、山田英介君。

○山田(英)委員 最初に、法案の審議に入ります前に、何点か確認をしておきたい事項がござい

ますので、質問いたします。すでに昨日も新聞報道がなされておりましたけれども、大臣もお説みになられたことと思ひますが、KDDでは、再発の防止策として、たとえば郵政省退職後の天下りの拒否とか、それから縁故採用の廃止、さらには政治家のパーティー券は購入しないとか官界への贈答品は一切贈らないとか、こういう形で経営刷新策というものをす

に発表されているところでございます。そのために、特に問題となつております交際費につきま

しては、五十五年度ではこれを板野時代の三分の一ほどに圧縮をいたしまして八・八億ほどにいたしたい、こういうことが報道され、発表されているところでございますが、まず大臣、このKDDの刷新策についてどういふふうにお感じになられておりますか。

○大西国務大臣 いま御指摘のように、KDDが新陣容になりましてから、いわゆるKDDをめぐるような問題を再発をさせてはならないというこ

とで、全力を挙げてそのことと取り組んでおられるわけでございします。そのことを私も承知いたしてお

ります。それから、いま御指摘のようないろいろな方法を講じつつあることも承知をいたしてお

ります。それだけにまことに結構なことだと存じておるわけでございします。ただ、御指摘のございました役員人事のことにつ

きましては、KDDの社長の真意というものが別の委員会においても述べられたわけでござい

まして、私もいたしまして、昭和五十二年十二月に閣議決定というのがございします。その趣旨にのつとつて今後人事というものは決められていくものだ、私もこう思つております。

○山田(英)委員 すでに監督される側のKDDがこのような形で刷新策を打ち出されておる。大臣も、ただいまの御答弁では非常に結構なことだ

と、こういう御評価をなさつていらっしゃるわけ

でございます。それでは、監督する側の郵政省として、今日まで郵政省自身の問題として、今回の前代未聞の不祥事の再発防止並びに反省という観

点から具体的にどのような対策を立てられてきたのか、具体的にどういふ対策を講じられてきたのか、これをひとつお聞かせいただきたいと思ひ

ます。また、さらにその後、いまちょっと記録がござい

ませんで確かな日にちを申し上げられぬのは申しわけないのでございしますけれども、当省の職員が収賄というようなことに残念なことを原因

とした。その点におきまして、さらにわれわれとし

ては、その原点に返るべきもの、これをさらに強

く職員に対して訴ふるべきであるという大臣の御

発想から、職員全体に対して大臣訓示という

○山田(英)委員 いずれにしても、再発防止という観点から、大臣、本気で取り組んでいただきたいと思ひます。

○大西国務大臣 私としては、郵政省の立て直しについては真剣に取り組んでおるつもりでござい

ますが、先ほど官房長から申しました依命通達、つまり従来社会的儀礼の範囲内であると考へられ

ておつたものでもこれをこれからはやめていこうではないか、だからそういうものは受けないよう

にしようという通達を内部にいたしますと同時に、KDDその他関係の機関に対しても、今後は

そんなことはやめてもらいたいという通達も同時に

に出しておるわけでございします。

○山田(英)委員 いずれにしても、再発防止という

観点から、大臣、本気で取り組んでいただきたい

と思ひます。

○大西国務大臣 私としては、郵政省の立て直し

については真剣に取り組んでおるつもりでござい

ますが、先ほど官房長から申しました依命通達、

つまり従来社会的儀礼の範囲内であると考へられ

ておつたものでもこれをこれからはやめていこう

ではないか、だからそういうものは受けないよう

にしようという通達を内部にいたしますと同時に、

KDDその他関係の機関に対しても、今後は

そんなことはやめてもらいたいという通達も同時

に出しておるわけでございします。

○山田(英)委員 いずれにしても、再発防止という

観点から、大臣、本気で取り組んでいただきたい

と思ひます。

○大西国務大臣 私としては、郵政省の立て直し

については真剣に取り組んでおるつもりでござい

ますが、先ほど官房長から申しました依命通達、

つまり従来社会的儀礼の範囲内であると考へられ

ておつたものでもこれをこれからはやめていこう

ではないか、だからそういうものは受けないよう

にしようという通達を内部にいたしますと同時に、

KDDその他関係の機関に対しても、今後は

そんなことはやめてもらいたいという通達も同時

に出しておるわけでございします。

○山田(英)委員 いずれにしても、再発防止という

観点から、大臣、本気で取り組んでいただきたい

と思ひます。

○大西国務大臣 私としては、郵政省の立て直し

については真剣に取り組んでおるつもりでござい

ますが、先ほど官房長から申しました依命通達、

つまり従来社会的儀礼の範囲内であると考へられ

ておつたものでもこれをこれからはやめていこう

ではないか、だからそういうものは受けないよう

にしようという通達を内部にいたしますと同時に、

KDDその他関係の機関に対しても、今後は

そんなことはやめてもらいたいという通達も同時

に出しておるわけでございします。

○山田(英)委員 いずれにしても、再発防止という

観点から、大臣、本気で取り組んでいただきたい

と思ひます。

○大西国務大臣 私としては、郵政省の立て直し

については真剣に取り組んでおるつもりでござい

ますが、先ほど官房長から申しました依命通達、

つまり従来社会的儀礼の範囲内であると考へられ

ておつたものでもこれをこれからはやめていこう

ではないか、だからそういうものは受けないよう

にしようという通達を内部にいたしますと同時に、

KDDその他関係の機関に対しても、今後は

そんなことはやめてもらいたいという通達も同時

に出しておるわけでございします。

○山田(英)委員 いずれにしても、再発防止という

観点から、大臣、本気で取り組んでいただきたい

と思ひます。

○大西国務大臣 私としては、郵政省の立て直し

については真剣に取り組んでおるつもりでござい

ますが、先ほど官房長から申しました依命通達、

つまり従来社会的儀礼の範囲内であると考へられ

ておつたものでもこれをこれからはやめていこう

ではないか、だからそういうものは受けないよう

にしようという通達を内部にいたしますと同時に、

KDDその他関係の機関に対しても、今後は

そんなことはやめてもらいたいという通達も同時

に出しておるわけでございします。

○山田(英)委員 いずれにしても、再発防止という

観点から、大臣、本気で取り組んでいただきたい

と思ひます。

○大西国務大臣 私としては、郵政省の立て直し

については真剣に取り組んでおるつもりでござい

ますが、先ほど官房長から申しました依命通達、

つまり従来社会的儀礼の範囲内であると考へられ

ておつたものでもこれをこれからはやめていこう

ではないか、だからそういうものは受けないよう

にしようという通達を内部にいたしますと同時に、

KDDその他関係の機関に対しても、今後は

そんなことはやめてもらいたいという通達も同時

に出しておるわけでございします。

○山田(英)委員 いずれにしても、再発防止という

観点から、大臣、本気で取り組んでいただきたい

と思ひます。

○大西国務大臣 私としては、郵政省の立て直し

については真剣に取り組んでおるつもりでござい

ますが、先ほど官房長から申しました依命通達、

つまり従来社会的儀礼の範囲内であると考へられ

ておつたものでもこれをこれからはやめていこう

ではないか、だからそういうものは受けないよう

にしようという通達を内部にいたしますと同時に、

KDDその他関係の機関に対しても、今後は

そんなことはやめてもらいたいという通達も同時

に出しておるわけでございします。

○山田(英)委員 いずれにしても、再発防止という

観点から、大臣、本気で取り組んでいただきたい

と思ひます。

○大西国務大臣 私としては、郵政省の立て直し

については真剣に取り組んでおるつもりでござい

ますが、先ほど官房長から申しました依命通達、

つまり従来社会的儀礼の範囲内であると考へられ

ておつたものでもこれをこれからはやめていこう

ではないか、だからそういうものは受けないよう

にしようという通達を内部にいたしますと同時に、

KDDその他関係の機関に対しても、今後は

そんなことはやめてもらいたいという通達も同時

に出しておるわけでございします。

○山田(英)委員 いずれにしても、再発防止という

観点から、大臣、本気で取り組んでいただきたい

と思ひます。

○大西国務大臣 私としては、郵政省の立て直し

については真剣に取り組んでおるつもりでござい

ますが、先ほど官房長から申しました依命通達、

つまり従来社会的儀礼の範囲内であると考へられ

ておつたものでもこれをこれからはやめていこう

ではないか、だからそういうものは受けないよう

にしようという通達を内部にいたしますと同時に、

KDDその他関係の機関に対しても、今後は

そんなことはやめてもらいたいという通達も同時

に出しておるわけでございします。

○山田(英)委員 いずれにしても、再発防止という

観点から、大臣、本気で取り組んでいただきたい

と思ひます。

○大西国務大臣 私としては、郵政省の立て直し

については真剣に取り組んでおるつもりでござい

ますが、先ほど官房長から申しました依命通達、

つまり従来社会的儀礼の範囲内であると考へられ

ておつたものでもこれをこれからはやめていこう

ではないか、だからそういうものは受けないよう

にしようという通達を内部にいたしますと同時に、

KDDその他関係の機関に対しても、今後は

そんなことはやめてもらいたいという通達も同時

に出しておるわけでございします。

○山田(英)委員 いずれにしても、再発防止という

観点から、大臣、本気で取り組んでいただきたい

と思ひます。

○大西国務大臣 私としては、郵政省の立て直し

については真剣に取り組んでおるつもりでござい

ますが、先ほど官房長から申しました依命通達、

つまり従来社会的儀礼の範囲内であると考へられ

ておつたものでもこれをこれからはやめていこう

ではないか、だからそういうものは受けないよう

にしようという通達を内部にいたしますと同時に、

KDDその他関係の機関に対しても、今後は

そんなことはやめてもらいたいという通達も同時

に出しておるわけでございします。

○山田(英)委員 いずれにしても、再発防止という

観点から、大臣、本気で取り組んでいただきたい

と思ひます。

○大西国務大臣 私としては、郵政省の立て直し

については真剣に取り組んでおるつもりでござい

ますが、先ほど官房長から申しました依命通達、

つまり従来社会的儀礼の範囲内であると考へられ

ておつたものでもこれをこれからはやめていこう

ではないか、だからそういうものは受けないよう

にしようという通達を内部にいたしますと同時に、

KDDその他関係の機関に対しても、今後は

そんなことはやめてもらいたいという通達も同時

に出しておるわけでございします。

○山田(英)委員 いずれにしても、再発防止という

観点から、大臣、本気で取り組んでいただきたい

と思ひます。

○大西国務大臣 私としては、郵政省の立て直し

については真剣に取り組んでおるつもりでござい

ますが、先ほど官房長から申しました依命通達、

つまり従来社会的儀礼の範囲内であると考へられ

ておつたものでもこれをこれからはやめていこう

ではないか、だからそういうものは受けないよう

にしようという通達を内部にいたしますと同時に、

KDDその他関係の機関に対しても、今後は

そんなことはやめてもらいたいという通達も同時

に出しておるわけでございします。

○山田(英)委員 いずれにしても、再発防止という

観点から、大臣、本気で取り組んでいただきたい

と思ひます。

○大西国務大臣 私としては、郵政省の立て直し

については真剣に取り組んでおるつもりでござい

ますが、先ほど官房長から申しました依命通達、

つまり従来社会的儀礼の範囲内であると考へられ

ておつたものでもこれをこれからはやめていこう

ではないか、だからそういうものは受けないよう

にしようという通達を内部にいたしますと同時に、

KDDその他関係の機関に対しても、今後は

そんなことはやめてもらいたいという通達も同時

に出しておるわけでございします。

○山田(英)委員 いずれにしても、再発防止という

観点から、大臣、本気で取り組んでいただきたい

と思ひます。

○大西国務大臣 私としては、郵政省の立て直し

については真剣に取り組んでおるつもりでござい

ますが、先ほど官房長から申しました依命通達、

つまり従来社会的儀礼の範囲内であると考へられ

ておつたものでもこれをこれからはやめていこう

ではないか、だからそういうものは受けないよう

にしようという通達を内部にいたしますと同時に、

KDDその他関係の機関に対しても、今後は

そんなことはやめてもらいたいという通達も同時

に出しておるわけでございします。

○山田(英)委員 いずれにしても、再発防止という

観点から、大臣、本気で取り組んでいただきたい

と思ひます。

○大西国務大臣 私としては、郵政省の立て直し

については真剣に取り組んでおるつもりでござい

ますが、先ほど官房長から申しました依命通達、

つまり従来社会的儀礼の範囲内であると考へられ

ておつたものでもこれをこれからはやめていこう

ではないか、だからそういうものは受けないよう

にしようという通達を内部にいたしますと同時に、

KDDその他関係の機関に対しても、今後は

そんなことはやめてもらいたいという通達も同時

に出しておるわけでございします。

○山田(英)委員 いずれにしても、再発防止という

観点から、大臣、本気で取り組んでいただきたい

と思ひます。

○大西国務大臣 私としては、郵政省の立て直し

については真剣に取り組んでおるつもりでござい

ますが、先ほど官房長から申しました依命通達、

つまり従来社会的儀礼の範囲内であると考へられ

ておつたものでもこれをこれからはやめていこう

ではないか、だからそういうものは受けないよう

にしようという通達を内部にいたしますと同時に、

KDDその他関係の機関に対しても、今後は

<

に、郵政省退職後の天下りは拒否をする、こう
いう形ですね。これに対して郵政省として、大
臣、どう対応なさるおつもりですか。すでに監督
される立場のKDDが、私に言わせれば遠慮しが
ちに退職後の天下りは御免ですと、こういう
気持ちを出しているわけでございます。郵政省と
してはどういうふうに対応されるのですか。

○大西国務大臣 お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、五十二年の十二
月に、政府におきましては閣議決定によりまし
てこういって人事問題に対する方針を決めてお
けるわけでございます。その方針によりまして、内外
の有識者の中から人物、識見において最もこれに
適した人が選ばれべきであるということを決めて
おけるわけでございます。でございますから、私と
いたしまして、その閣議決定に従ってこの問題
に対処していかなければならぬわけでございます
が、いま先生の御指摘になっておる点等は、も
ちろんその際十分にその御意見等を念頭に置き
ながら、最適の人物を選ばざると思ひます。

○山田(英)委員 いまの大臣の御答弁でござい
ますけれども、郵政の最高責任者として大西大臣
が、今回の事件を本心に反省をし、二度とこのよ
うな不祥事件は起こさないのだ、こういう本心
の御決意があるのであれば、KDDが退職後の天
下りは拒否したい、すると言っているのですか
ら、むしろ郵政省の方から先に、こちらの本当
の真意としてKDDへの天下りは御遠慮いたしま
す、私はこういうお話があつてしかるべきだろ
うと思ひます。いかがでしようか、そ
ういふおつもりでございますか。

○大西国務大臣 KDDに即して申し上げますな
らば、KDDの役員人事、これは株式会社でござい
ますから株主総会によって選任をされて、そ
の役員の中でいろいろ役付がございまして、社
長とか副社長とかその他あるわけございませ
うが、それらのことはまた役員会で決められる
という手続になつてくると思ひます。そういう問
題につきましても、私どもの方で、そういう手続

を経た上で申請がありましたら、これを郵政大臣
が認可をする、こういうことになるわけであり
ます。認可権はもちろ郵政大臣にあるわけござ
います。しかし、そういうことを事実上円滑に
行うためには、やはり事前にKDDと十分意思の
疎通を図つていかなければならないことは常識上
当然だと思ひます。

いまKDDの社長は、御指摘のように増田さん
でありまして、KDDのあり方について真剣に取
り組んで、再建に全力を挙げておられるわけであ
ります。いま具体的にそういう問題が起つてい
るわけでありませんが、仮に将来そういう問題が
起るといふしなれば、その問題については
十分意思の疎通を図りながら、そのないよう
にやつてまいりたいと思つております。

○山田(英)委員 昨年の十二月閣議決定がござ
います。その後事件は急展開を見せているわけ
でございます。約一カ月は前に元局長格の幹部が
一人逮捕、それから現職の課長が逮捕と、成田空
港で小さな密輸事件としてその端を発した今回の
事件が、いまや何と郵政省本省を巻き込んだ一大
汚職事件にまで拡大しているという急展開を見
せている。

ということになれば、当然そこにその状況を踏
まえた新たな対応なり御決意なりというものが必
要だと私は思ひます。いまの大臣の
御答弁を伺つておきますと、いわゆる国家公務員
法百三条で、公務員は、公務員を離職した後二年
間は出身省庁と関係の深い利益企業に天下りをし
ては行けないと禁止されておられるわけであり
ます。しかし、人事院規則で、御存じのとおり、二年の
期間内であっても、個別に審査してこれが承認さ
れば天下りすることができ、こういうような
状況にあるわけでございます。

そういう点で、大臣はこの時点において
も、KDDが拒否されている、そういう態度を表
明しておられるにもかかわらず、まだ離職後二年間の
郵政省の幹部が天下りをするというところはあり得
るのだ、こういうふうに理解せざるを得ないので

すけれども、それでよろしいのですか。

○大西国務大臣 その公務員法の規定も十分承知
をいたしておるわけでございますが、いまおし
やっておられることは仮定の問題でございますか
ら、仮定の問題でいふ何とも申し上げられませ
んけれども、先ほど申し上げましたように、KDD
のことに關しては、KDDの社長と意思の疎通を
欠いて運営に支障を来すようなことがあつては
かぬのではないと思ひます。

求むものは、仮に将来そういう問題が起りま
したならば、KDDの運営について、その姿勢に
おいても手腕においても最も適した人物を求め
べきだと思ひます。それが基本であらうと思ひま
すけれども、それについて十分に意思の疎通を
図りながら、KDDが本来の仕事に他のいかなる方
面からも指弾を受けないようにやつていける体制
に即応した人物を求めるべきだと思ひます。仮定
の問題ですから、それ以上のことを申し上げるこ
とはちよつとどうかと思ひます。

○山田(英)委員 大臣は仮定の問題というふう
に御強調なさいますけれども、実際にはこれは郵政
省の姿勢の問題なんです。ですから、仮定の問
題だからということではかされるような印象を受
けるわけでございますけれども、むしろ郵政省の今
回の事件に対する姿勢、取り組み、熱意という
もの、私はこういう観点から大臣の所信をお伺い
したわけでございます。

あわせてこの際、小山官房長が三月の十八日、
報道によりまして、当面の対策はどうするのかと
いうことに關係をして、技術的には非常にむずか
しい点があるけれども、改めて自己見直しの措置
を考へるべきだと思ひ、こういうふうな発言され
たと報道されております。その後約一カ月たつ
わけでございますけれども、具体的な措置は結論が
出たのか、とられたのか、お伺いします。

○小山政府委員 御指摘の記事につきましては、
三月十八日にKDD事件に關連して本省の職員が
収賄容疑で逮捕された旨の通報を受けましたとき
に、大臣が記者会見におきまして、国民全体の奉

仕者として職務の公正厳正な執行に当たるべき公
務員がこのような事態を招いたことについて、国
民の皆様におわびするとともに、さらに綱紀肅正
の徹底を期する云々と言われました。

このときに新聞記者諸君の方から、具体的に
どのような措置をとるのかという質問がありまし
たときに、大臣のお話を敷衍いたしました。大臣
の趣旨を体して、改めて公務員としての原点に立
ち返つて綱紀の厳正な保持を職員に徹底するた
めの何らかの方法を早急に検討したいが、具体的
な方法をどういうふうにするかというのはいま
むずかしい問題だ、これからのことである。この
ときに考えましたのは、もうすでに何回も通達を
出している。綱紀点検委員会が一応の結論が出
た後、いわゆる職員それぞれが、先生の御指摘に
ございまして、自己自身を見直すということにつ
いては、自己自身を見直すというものはかなり意
義があつたものと思つております。

〔津沢委員長代理退席、委員長着席〕
したが、いま、そういうことをさらにどう
やつていこうかということについて述べたわけ
でございますが、その後大臣の御意向もありまし
て、三月二十四日に大臣から本省全職員に対して
訓示がなされたわけでございます。この中で大臣
は、綱紀肅正に対する決意を披瀝したということ
でありまして、具体的な方法というものはこれを指
しているわけでございます。

○山田(英)委員 非常に残念に思ひます。郵政汚職に發展をしたその当日に、新たな
自己見直しの措置が考へられなければならぬだ
らう、そういう趣旨の官房長のお話があつて、そ
れが二十四日の大臣の訓示を指すのだという御
答弁でございますが、私は納得できません。のど元
過ぎればという感じがなくて、本心に改めて自
己見直しの措置を講ずべきだと私は思ひます。官
房長どうですか。

○小山政府委員 具体的な方法をどうするかとい
うことはなかなかむずかしい点でございます。な

お、従来の点検委員会というものでやりましたことにつきましても、相当な努力と同時に、受ける職員に聞きましても本当に真剣に受け取ってくれたとは思っております。それから、この件に關しましては、すでに司法当局によっていろいろな捜査が続けられているわけでございます。したがって、この件につきましても、今後これ以上の調査はなかなか困難と思つておる次第でございます。

ただ、われわれ公務員として、行政の場にある者として、国家公務員法上何らかの、本来あるべき公務員に反すること、こういう事実があつた場合におきましては、その事実確認の時点において、確認次第それなりの措置をとっていくことが正しいあり方だと思つております。

○山田(英)委員 官房長はそう言われるけれども、私は綱紀点検委員会のような調査をさらにやれとか、そういうこととお話をしているわけじゃないのです。もう一回その記事をお自分でお読みになればよくわかりになると思ひますが、これは明らかに再発防止という観点から官房長はおっしゃっているとは私は理解しているわけですから、そういう意味で私はいまの御答弁では納得をいたしかねます。

次に、法案との絡みでちょっと質問させていただきますけれども、先ほど来申し上げましたように、今回の郵政汚職というのは、わが国の行政史上に再び大きな汚点を残してしまつた、非常に残念なことでございます。このたび御提案なさつていらつしやる郵政省設置法の一部を改正する法律案につきましても、この不祥事件、さらには国会最大の焦点と言われております行政改革、当然この二点を踏まえて御提案をなさつたことだろうと私は理解をするわけでございまして、まず今回の事件とのかかわりもしくはKDDとかかわりの中でどういう形でそれを踏まえられて今回法案を提出なさつたのか、お伺いします。

分野の著しい発展に伴ひまして増大かつ多様化した行政需要に的確に対処していくため、かねてより電気通信行政の執行体制の整備を要求していただいております。今般のいわゆるKDD事件を契機とするものではございません。

また、行政改革との関連について申し上げますと、現下の厳しい行政事情のもとにおきましては、行政需要の変化に伴う機構の改編が真に必要とされる場合でありまして、なおかつ既存組織の合理的再編成によつて全体としての機構の膨張を厳に抑制するということが政府の方針とされておるところでございますので、このたびの電気通信政策局の新設に当たりまして、スクラップ・アンド・ビルドの原則に従ひまして、経理局を廃止して大臣官房経理部に改めるところとしておるわけでございます。したがつて、行政改革の趣旨にもかなつておると考えておるところでございます。

○山田(英)委員 KDDとの絡みでいまお尋ねをいたしましたけれども、行政改革の方で御答弁いただいたわけでございまして、今回の設置法改正は、いまの大臣の答弁を聞きましてKDDとは関係がないということでございます。今回の事件とも関係がない。果たしてそうだろうかと思はうわけです。

たとえば、郵政省の権限としてKDDを監督するということとは設置法で定められておる。その窓口が電監室である。これは廃止をして、新設の電政局でもつて今度はKDDをまた監督する。そうなるのでありますと、今回の事件と無関係である。KDDと無関係であるということは何で強調なさるのか。経緯については私はわかりません。確かに、別々の問題として、大臣がおっしゃつたように局の新設がすつと考えられてきたという経緯は私も理解をしております。しかし、現実KDD事件がここにあるわけですから、現実の事件展開としてあるわけでしょう。設置法の改正案がそういう今日の状況の中で提案されてきているわけですから、KDDとかかわりとか、また再発防止という観点から、現行法から改正法になつた場合

はかわり方がどのように変わつていくのか、または監督のあり方がどう変わつていくのかという点でそこを審議が集中するということは当然のことだと私は思ふわけでございます。

そこで、KDD事件のような不祥事を二度と起こさないという角度から現行設置法より効果が期待できるという部分は、この改正法案のどこを見ればいいのか、条文を通してお示しをいただきたい。

○大西國務大臣 KDDに絡む問題を反省して、再びこれが発生しないようにということにつきましては、もちろんKDD自身の経営姿勢をしっかりとしたものにして、大いに努力をしてもらなければなりません。同時に、郵政省内部におきましても綱紀の肅正を厳正に実現していかなければなりません。そのことはございしますが、KDD自体の従来の方針について制度的に再発防止を図つていくという道につきましては、別の委員会におきましていまKDD法の御審議をしようだとしておるところでございます。したがつて、これが成立を見ますならば、監督権の拡大強化ということが含まれておりますから、この設置法における政策局の設置の中においてKDDに対する監督というものは、成立を見た法律を踏まえてやつていかなければならないことは当然でございますが、ただ、政策局の設置をお願いいたしております趣旨は、これは従来から郵政省の悲願でございまして、八〇年代あるいは二十一世紀に向けての情報化社会の急速な進展に対して行政が対応していかなければいかぬ、それが基本でござい

○山田(英)委員 郵政省の悲願であるということも私もよく理解をいたしております。ただ、監督権の強化ということについては、大臣のお話にありますように、KDD法の改正がいまかかつておる、これも承知しておりますが、この設置法が現行法から改正法に変わった場合に、KDDとかかわりとはどこがどう変わるのかということについて、もう一回お示しをいただきたい。

○寺島政府委員 ただいまの大臣の答えを補足させていただきます。

KDDに対する監督業務と申しますものは、従来、現在の電気通信監理官室におきましてこれを所掌して行つておるわけでございすけれども、その任務は新しい電気通信政策局におきましてもそのまゝ引き継がれるわけでございす。ただ、監督ということにつきましては、KDDのみならず、たとえば電電公社の監督も同様でございすけれども、いずれも日本電信電話公社あるいはKDD法という法律に定められております監督権限の範囲内におきまして、その法の趣旨を踏まえて行つておるわけでございす。したがつて、公社法あるいはKDD法の改正がない限りにおきましては、監督の態様、監督の権限というものは、かように考えておるわけであります。

○山田(英)委員 現行設置法の第二十一条第六項に「電気通信監理官は、命を受けて第六条第一項第十二号の二から第十二号の五までに掲げる事項に關する事務を掌理する」とございす。要するに、この第六条第一項の十二号の二から十二号の五までの中にいわゆるKDDの監督も含まれておるわけでございす。電気通信監理官は、まずこの「命を受けて」いわばKDDをも監督するということになつてはいるわけですが、この「命を受けて」といふのは具体的にだれの命令を受けるのですか。

○小山政府委員 大臣からの命でございす。

○山田(英)委員 元監理官の松井が大臣の命を受けてKDDを監督した、こういうことでございすか。

○小山政府委員 組織法上の明文といたしまして、電気通信監理官は、第六条第一項第十二号の二から第十二号の五までに掲げる事務を掌理するということになつてはいるわけでございす。

○山田(英)委員 今回の改正案では、この「命を受けて」云々という条項がなくなつて、電政局の所掌事務の中で、すなわち改正法案の第十条の二

の四号でKDDを監督すること、こういうふうになりませんが、これを現行法と比較して、KDDの監督という面ではどういうふうな、たとえば強化という言葉を使わなければ、適正化されるとか合理化されるとか、こういう面ではメリットがあるんだというふうな絡みについてはどうなんでしょう。

○小山政府委員 設置法上には関係ございません。従来どおりでございます。

○山田(英)委員 提案理由の説明の中に「電気通信行政の責任と権限を内外に対して明らかにし、その一層の充実を期するため、電気通信監督官制度を廃止して電気通信政策局を設置しようとするものである」「電気通信行政の責任と権限を内外に対して明らかにし、その一層の充実を期するため」という提案理由の説明がなされているわけですが、これは結局はKDDに対する監督といえますか。接し方についてはさらに強化をされる、ないしは非常に接しやすくなる、こういうふうにとらえていいわけですか。それとも、要するにメリットはどうかということとをばくは聞いているわけですか。

KDD事件がここにある。郵政汚職がある。そういう中で、当初そういうことは全然念頭になく、悲願何十年でやってきたことはわかっておりますが、改正法が成立したときにはその意味がどういうことになるのか。たとえばチェック機能とかそれから内部の書類決裁とか、そういう面における変化というのはないのですか。

○小山政府委員 電気通信政策局の今回の設置の趣旨というのは、御説明申し上げましたとおり、電気通信監督官の制度というものを廃止して、今回政策局をつくるわけでございますが、電気通信監督官の制度というのは本来、本来と申しますとちょっといろいろ問題がありますけれども、電電公社とか国際電電というふうな会社の監督以外の行政上の事務はきわめて少なかったときに、例示いたしますれば専売公社監督官というふうなものにならないうして、この監督官制度をつくったわけ

でございます。

しかしながら、先生もすでに御指摘のように、最近電気通信の分野の技術革新というのは非常に大きいものがございます。この監督官制度発足当時考えられなかったような、いわゆる電電公社、国際電電以外のちょっとしたところの、小部分の行政範囲を所掌するということではなくなつてまいりまして、量的にも質的にも著しく拡大あるいは複雑化というふうな現象が起きているわけでございます。したがって、それに対応するところの行政需要も非常に大きくなつてきたということでございます。特に例示的に申し上げますならば、データ通信、画像通信、キャブテンシステムというふうなもの、さらには国際関係におきましても、発足当時の二十八年当時には考えられなかったような、いわゆるインテルネットとかインマルサット、それからさらにOECDの関係というふうなものが非常にふえてまいりまして、こうなりますと電気通信全体に対する長期的な将来ビジョン、いわゆる通信政策全体の樹立というふうなものが必要となつてきたわけでございます。

したがって、そういった行政需要、こういったものに対して対応するために、行政組織法上わが国で通例とられておりますところの局単位、基本的な組織単位である局組織にすることが、こういった行政需要に対してみずから明らかにすると同時に、内外ともに明らかにしていくことではないかというところで本設置法案の御審議をお願いしている次第でございます。

なお、国際電電との関係を申し上げますならば、これは実定法としての設置法と直接かかわりがあるものではございません。いわゆる国際電電電話会社法によりまして監督の実定法上の範囲というものが決められるものでございます。

○山田(英)委員 そういふ趣旨は私も理解しております。ただ、郵政汚職にまで発展をした今日の状況のもとで、悲願何十年かのこの設置法案があ

えて出されてきたわけですから、それとの絡みの中で審議をしたい、こういうふうに私は思っているわけでございます。

次に、何点が再び確認の意味を含めてお尋ねをしたいと思うのですが、KDDの交際費が四十九年度前後と比較すると、五十三年度はその支出が約四倍、二十二億円以上にもなつていたわけですが、簡単に答えをください、この事実を郵政省は知らなかったのですか、知っていたのですか。

○寺島政府委員 KDDにおきまして、五十三年度におきまして二十二億円余と申しておりますのは、いわゆる交際費的なものと申し上げます。か、税法上会社のコストとして算入をされないで課税の対象となるいわゆる交際費的なものと考えておるわけでございますけれども、この金額がこういうふうな多額のもの上つておつたということにつきましては、事件後、報告により承知をしたわけでございます。

○山田(英)委員 ここに資料がございます。朝日新聞の四月四日付の記事でございます。これによりますと、いま寺島監督官のお話でございますが、KDDでは「毎年五月ごろ、認可手続きに必要な正規の決算書類のほか、収益明細書、費用明細書など参考資料十数件を郵政省電気通信監督官室に提出、その中に「五十三年度の交際費が二十二億円余であったことが一目瞭然」となる「納税引当額の計算説明書」も含まれていた。」「しかも、KDDの経理部長が電気通信参事官クラスに関係資料の大筋を、会計課長が副参事官クラスに細を説明していた。」「こういうふうになつていくわけでございます。この点の事実関係はどうなんでしょうか。

○寺島政府委員 現在のKDD法におきましては、いわゆる決算的な面にしましては、決算の結果生じてまいります利益金の処分というものが郵政大臣の認可にかかわるわけでございます。この利益金の処分と申しますのは、御案内のとおり、株式会社でございますから株主への配当をどうするかというふうなことが主眼でございます。ま

て、いわゆる営業活動の結果生じた利益のうち、社外に流出していく金の問題でございます。したがって、こういった法の趣旨に従ひまして利益金の処分が適当であるかどうかという観点からこの審査に当たつておるわけでございます。

ただ、利益金が出てまいります。根拠は会社の営業活動の結果でございます。利益金の処分の申請を受けるときに、株主総会で承認をされた貸借対照表でございます。あるいは損益計算書、利益金処分案、こういったものにつきましては提出を求めまして、これも内容についても見ておるわけでございます。

ただ、先ほど申し上げましたように、利益金処分のみが大臣認可の対象となつておる法の趣旨、それから株式会社でございますので、こういった財務諸表の作成に当たりますのは、KDD内部の監査役の監査、それから外部のいわゆる公認会計士の監査を経た書類でございます。したがって、そういうことを前提として見ておりますので、これらのそれぞれの細かい費用内容等につきまして細かく把握することはいたしておりません。いわばマクロ的に見ておつたという状況でございます。先ほどお話をいたしましたような点につきましては、これは承知をしておらなかったわけでございます。

○山田(英)委員 監督官はいつもマクロ的な立場で見えておるから、こういう御答弁で、いまもそういうことでございましてしたけれども、これはきわめて大事な問題ですよ。KDDが一億数千万という形でその申告をしていたという、ずっとそういう姿勢というふうな態度をとつていたのが郵政省ですが、その納税引当額の計算説明書、それを見れば、ともかく二十二億以上の交際費が出ていたということが一目瞭然だということです。それから、郵政省にとつてとんでもないことになりま

ず、この報道によれば、いまの御答弁いただいた寺島監理官のお話は「納税関係の資料はきていなかった」と思ふ。こんな大事な問題ですよ。このときのコメントは「きていなかった」と思ふ。です。それから、当時の担当参事官は、この問題については「答えられない」と言っているのです。現在の担当参事官は、部下に命じて調べてもらったところ、そういう報告書は来ていなかったと思ふ、いなかっただけという報告を受けている、これだけですよ。いまの御答弁も同じような軌跡にあります。こんなことでいいのでしょうか、こんな大事な問題が。本当のところは一体どうなっているのか、それを郵政省として調査なり、徹底的に確認するために対応されたのですか、寺島さん。

○寺島政府委員 先ほどお答え申し上げましたように、現行のKDD法の趣旨を踏まえましてマクロ的な把握にとどめておいたわけでございまして、したがって、非常に突っ込んだ形といたしておいたわけでございます。それで、そういったたゞいま御指摘がありましたような一見していわゆる交際費的なものが明らかになるような、そういう書類が来ておる、あるいはそういう説明を受けたという報告は、私は受けておりません。

○山田(英)委員 大臣、大臣は三月の五日の所信表明で「行政の信頼を確保するよう、今後とも一層努力してまいります」というふうに所信表明をされております。行政の信頼を確保するためには、まさにこういう問題なんですよ。この納税引当額の計算説明書、こういうものが本当に当時来ていたのか来ていなかったのか。たとえばこういう問題に大臣が真っ正面から取り組み、国民の前に進んで明らかにしていく、こういう姿勢があつて初めて行政の信頼を確保することができるんだ、私はこのように理解するわけでございます。大臣、いかがでしょうか。

○大西国務大臣 そういふことでございますので、従来の監督のあり方というものにつきましても反省あるいは見直しをいたしました結果、今回の

KDD法案におきましては、そういう点について手抜かりのないようにということで法の改正をお願いしておりますわけでございます。

○山田(英)委員 行政の信頼を回復するために、大西郵政大臣の真剣な取り組み、そういう姿勢というものが非常に国民の関心を集めているという、そこに注目をしておるということをお願い申し上げます。

それからKDDの監督官庁である郵政省から二人の逮捕者が出た。しかも元といへば一人は局長格、したがって、郵政省の責任は当然回避できない、私はそう認識をいたします。先般の神山事務次官、それから江上郵務局長の辞任は、事実上のKDD事件の引責辞任、このように受け取つてよろしゅうございませうか。

○大西国務大臣 これは先刻来他の委員の方々にもお答えをいたしましたので、委員御席なさつておられましたらお聞きくださいと存じますが、再度改めて申し上げます。先般行いました御指摘の人事異動というものは、KDD事件に関連する不祥事件が発生を以来、省内に生じていた沈滞した空気を一新し、人心の刷新を図る必要があると考へておつたところであり、五十五年度予算の成立と提出法案の審議が本格化するこの時期に、人心刷新の観点から神山事務次官に後進に道を譲るよう勇退を求めたものでございます。

また、江上前郵務局長につきましては、同期のだけれどが事務次官になれば他の者は勇退するといふのが官界の不文律でございます。これを尊重いたしますとともに、人心の刷新を図るという趣旨から同人の退職を求めたものでございます。

○山田(英)委員 今回の不祥事件の原因として、一方でKDDの経営姿勢が指摘されるのであれば、他方は郵政省幹部の綱紀の紊れである。と郵政官僚との癒着という、こういう本質的な問題があります。処分論を回避して単なる人事の更迭だけで片づく、そんな簡単な問題ではないはずで、この人事について多くの国民の間には、郵

政省の疑惑隠しだという声さへ上がつていふうのが実情でございます。郵政に対する国民の信頼をこれ以上失わせないといふ私は思ふのです。そのためにも、今回の異例と言われるこの更迭の性格なり位置づけなりというものを、私はこの際やはり明確にすべきだろうというふうに思ふので、先ほど御質問申し上げたわけでござい

ます。それから私は、責任論ということでございすが、この郵政汚職というのには国民にはかなり知れない行政に対する不信感を植えつけてしまった。これは先ほど他の委員の方のお話、質問もございしたが、これは確かに大西大臣が就任をなさる以前に起こつた事件ではございすが、事は余りに重大でございします。したがって、大臣がみずから何らかの形で責任をおとりになり、これを内外に明らかにされるということをお考えでござい

ましょうか。

○大西国務大臣 私といたしましては、このような事件が今後絶対に再発をしないように、また、郵政省に与えられておる業務が、郵政の職員の方たちによつて積極的に国民の期待にこたへていかれるように、郵政省というものを立て直すという言葉を適当かどうかは存じませんが、その立て直しを図つていくということが、私に与えられておる職責の大きな要素であると考えております。このことについては、私としては全力を挙げて、今後再びこのようなことの起こらないように各方面から対処してまいりたいと存じております。

○山田(英)委員 元とは言え、電気通信監理官、局長格が逮捕されております。大蔵省印刷局汚職以来、局長格といふと、局長が逮捕されるな

んといふことは実に二十四年ぶりだそうでございします。郵政省始まって以来の恐らく一大汚職事件といふことでございしょう。それから、他省のお話を出しては恐縮でございしますが、防衛庁長官の例を見ても、事の重大性によつては、それが就任以前に起こつた事件であつたらうと、その責任についてこれを免れることはできないというこ

とも私は見ております。大臣いかがですか。何らかの形で大臣みずから責任をおとりになつて、内外に明らかにされることは必要なんではないだらうかと思ふわけでございしますが、重ねてお気持ちを伺ひたいと思ひます。

○大西国務大臣 郵政省に発生いたしました今回の不祥事件というものは、郵政省にとりましては百年の歴史の中で初めて起こつた事件でございします。そういう意味におきまして私も責任を痛感をして、この責任に対応した最善の道をとつていきたいと考えておるわけでございします。そういうことでございまして、郵政省に今後再びこういう問題が再発をしないように、先ほど申し上げましたように、各方面から再発防止に対する手当てをしていくということが重大な責任であると考えております。

○山田(英)委員 郵政省有史以来百年ぶりのといひますが、そういう大変な事件であるという御認識が大臣にはおありのようでございします。たとえば松井が首席監察官に五十二年の七月に就任をしておりますけれども、七百人近くいるんでしよ、郵政監察官に對しても、それから三十万とも言われる監察をされる側の郵政省の職員の皆さんにしても、この監察の最高責任者が郵政汚職で逮捕されるなどという報に接してどんなにやしい思いをしているか、また、どんなに割り切れない思いをしているか、大変なことだと思ふのです。私は、そういう中で郵政大臣の責任はきわめて重大であるといふことを重ねて強調しておきたいと思ふわけでございします。

一点、行政改革の観点からこの設置法の質問をさせていただけます。

先ほど大臣から、一番最初に、スクラップ・アンド・ビルドといふことで電政局を新設、経理局を部に格下げといふのでしよ、部にする、こういうような趣旨のお話があつたわけでございしますけれども、ずっと午前中からの論議がございしましたし、この電政局というものが大臣官房の中にあつた通信政策課を吸収して、そして所

掌事務等も大した大きな変化は実体的にはない。さらにはまた、経理局が経理部になっても所掌事務については変化が全くないというようなことを考えますと、スクラップ・アンド・ビルド方式、一局新設、一局つぶすということでございますけれども、これでは局をつぶしたというより結局丸抱えしたにすぎないのではないかと申すわけでございます。真に国民が求めている行革とはその意味でほど遠いというふうに私は理解せざるを得ません。

行政改革というのは、高度経済成長時代に水ぶくれした行政機構を合理化していく、簡素化していく、ふくれ上がった行政経費のむだを省き、経費削減を図って、より大きな行政効果を期待をする、発揮させるということに本当の意味の行政改革があるのだらうというふうに私は思うわけでございます。そういう観点からいたしますと、今回行政改革を踏まえた形で設置法改正案が出てきたと言われますけれども、いわば名前ばかりでその実が上がっておらない、こういうふうに思わざるを得ませんという点を指摘しておきたいと思っております。

せっかく設置法がかかった機会でございますので、いままでの話とは大分変わりますけれども、この際特殊切手について、私お尋ねやらお願いやら申し上げておきたいと思うわけでございます。まず特殊切手、いわゆる記念切手でございませうけれども、一年間の発行枚数とそれから売上高、これは数字だけで結構でございますので、五十四年度で御報告をお願いしたいと思います。

○守住政府委員 御説明申し上げます。

五十四年度は、まだ決算を完了いたしておりませんので概計でございますけれども、件数で十九件、種類で三十種類、発行枚数で八億六千万枚、売りさばき総額が四百二十四億九千四百万と相なります。

○山田(英)委員 この特殊切手、記念切手でございませうけれども、大変な切手ブームでございませう。それで一説によれば、推定でございませうが、

現在日本に三百万人ほど切手の愛好家がいるというところでございませうが、これは大臣にもぜひお聞きをいただきたいのでございませうが、その大部分の皆さんがシートで買われるんですね。一枚一枚切り離した形じゃなくて、二十枚とかつながつて一枚のシートで買われる方が、推定三百万人と言われるような切手愛好家の中には非常に多いわけでございます。

ところが、その切手愛好家の皆さんのいま非常に困っていることがあるのです。毎月毎月何種類か発行されてまいります。それを全部買われているわけでございますから、それを今度は整理をするときに、一体このシートは、この記念切手はいくつ発行されたのかということがまるでわからないわけですね。それで整理のしようがない。もしここに、いわゆる耳というのでしゅうか、記念切手の耳の部分に年月日の数字を打ち込んでいたのだらう、印刷していただいたらどんなに便利になりどんなにすばらしいことか、こういう話を大変多くの切手愛好家の方々から私は聞いていたわけでございます。

よく私も関心を持って調べてみますと、確かにそうなんです。大臣、この黒枠が本体の切手二十枚なら二十枚つながつているわけですね。その耳の部分のこの辺に「大蔵省印刷局」という、どこで印刷したかという発行元が印刷をされているのです。そのわきにでも、もしくはどこにでも結構なんです。せつかく耳のところに「大蔵省印刷局」という印刷したところの名前が出てくるわけですから、そこにたとえばきょうなら五五・四・一七、こういうような数字を打ち込んでいただけないものか、こういたしますと非常に助かるんだがと、また郵政省も味なことをやる、私たち愛好家のことを非常に考えてくれて、サービスに一生懸命尽くしてくれている、こういうことになるんだけれどもというお話を非常に聞くわけでございますが、これは打ち込んでいただけですか。打ち込めない理由があったらおっしゃってください。

○守住政府委員 御指摘の御意見の点でございますが、

すが、実は特殊切手のシートの余白には発行年月日というのは、明治以来からでございますけれども、入れておりませんでした。それが御指摘のサービスというふうな意味合いかと思えますけれども、昭和三十五年の三月から実は年月日を入れることにしたわけでございます。ところが、これが十二月までというところになっておりました。事情をよく調べてみましたところが、サービスでやりましたけれども、具体例をいたしましては、議会の開設の七十年記念切手というのを発行したわけでございますが、これが実は記念式典の日が変更となりまして、いわゆる耳に入れた日と狂ったという事例がございまして、それ以来から、切手の名称は入れておりますけれども、年月日は入れない、こういうことに相なっております。実は御指摘もございまして、いろいろ議論しておるわけではございますけれども、これは半年も前から印刷にかけて、輸送、配送等いろいろ準備を要するわけでございますので、今後もしこういうことが起こり得ないという保証がないというのが一点でございます。

それからもう一つは、フィラテリストの方はシートでお買いでございますが、三百万、二百万と言われる方々の大部分は、実は小学生、中学生の方も多いわけでございます。お小遣いからお求めになっておる。そして私も、シート買いはなくて単片でそういう楽しみを深めていたのだきたい、こういう気持ちを持つておるわけでございます。ところが、発行日を入れますと、これまた、そのこと自体も一つの意味を持つという受けとめ方になりまして、郵政省自体がシート買いを勧めておるといふことでもいかにかというところで、いろいろな面で慎重に考えていかなければならぬことではないか、こう考えておる次第でございます。

○山田(英)委員 一点は、年月日が狂ったという実例のお話がございました。記念切手で半年も前に印刷にかかるといふことも私も伺っておりますが、場合によっては年月日が必要がない切手があるわけですね。

記念物、何とか百年記念とかいうものについては、もうその日にちが決まっているわけですから、何年何月何日と印刷をされても問題がないかと思うわけでございませう。動物シリーズとか花シリーズとか、いろいろなもの企画されているわけでございますが、そういうものについて、発行年月日のずれが、事故が前にあった、それがあつたわけでございますが、その場合には、五五だけでもいいと私は思うのです。五五のたとえば四月なら四だけでもいいと思うのです。日にちまで特定しなくても。せいぜいずれたって一週間程度しゅう。十日も見ていれば、そのずれというのはわかるわけですから、月までは印刷をしていただけるのではないかと申すわけでございませう。

もう一点は、何も日付を入れたからといって、一枚買いがシート買いに殺到するとか、それを郵政省が誘導したとか、絶対そんなふうには国民の皆さんは思いません。そのように思われる方がむしろおかしいと私は思うわけでございまして、それと関係ないと思ひます。

しかも、先ほど御報告いただいた五十四年度だけ見ても、四百四十億五千万という売り上げがあるわけですよ。恐らく何百万人という方々がシートや一枚一枚を買われている。こういう四百四十億五千万にもなるような大ぜいの郵政省のお客さんと言ったら失礼でございますが、そういう国民の愛好家の皆さんにサービスをしてあげる、そこまで配慮してあげる、便宜を図ってあげる、不可能なことではないと私は思うわけでございませう。明治何年以來切手シートの耳に年月日が入っていないからといって、入れられないということではないわけでございます。むしろ今日、ここまでは特殊切手、記念切手が発展してきた業績といひますか、四百四十億五千万まで伸ばしてきた大ぜいの愛好者の皆さんのために、ぜひとも御配慮をいただきたいと思ひているわけでございませう。

もう一点は、お友達同士とか本場のプロのマニ

アみたいの方から、シートを買われたり売ったりする場合は頻繁にあるわけでございます。これは十年前に発行されたすごい価値のある切手です。よというところで、個人間なり私人間で取引されたとします。ところが発行年月日が入ってない、十年前の方、たまたま愛好している人にとっては、十年前と言われれば、ああそうですか、すごいものだというので買わないとも限らない。それが実際に十年前に発行されたものだった方がいいのですが、たとえばそれが三年前に出たものとか五年前に出たものなどということになります。そういう私人間における取引の公正という観点からも、未然に防ぐという観点からも、発行元の郵政省の方でぜひ御配慮をお願いしたいという気持ちがあるわけでございますが、大臣いかがでございますしょうか。

この記念切手のシートの耳に、「大蔵省印刷局」まで入っているのですから、五五年とか、もしくは切手の種類によって五五・四・一七とか、何が何でも年月日まで全部入れると私はお願いをしませんけれども、五五なら五五、五五の四なら四、また一七なら一七まで入れられるのだしたらこそまで入れていただきたいということを私は心から大臣にお願いしたいと思うのですが、ひとつ御答弁をお願いしたいと存じます。

○大西国務大臣 いま事務局からお答えをいたしましたように、事務局もこの問題に関心を持っていないわけではないようでして、すでに検討をしておるようですが、先生の御意見もございまして、よく検討させていただきます。

○山田(英)委員 ありがとうございます。質問を終わります。

○木野委員長 午後三時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後一時四十五分休憩

午後三時三十七分開議

○木野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます

す。質疑を続行いたします。上原康助君。

○上原委員 郵政省設置法の一部改正の法案との関連です。同僚議員の方からいろいろお尋ねがありまして、内容面につきましても大臣初め郵政省関係者のお答えが大方明らかになったような感もいたしますが、私は私なりに時間の範囲内でさらにお尋ねをしたいと思っております。ひとつ関係者の誠意ある御答弁をまず求めたいと思っております。そこで最初に、問題になってまいりましたKDD事件についてお尋ねをさせていただきますか、この問題については昨年来いろいろ議論されてきたわけですが、一昨日の審議を通してあるいはほかの委員会でも大臣の御答弁を聞いておりまして、大変遺憾な事件だ、これからは綱紀を粛正し、再びこの種の事件が起きないように一層の努力をなさる、これはごくあたりまえのこと、お気持ちもわかるわけですが、本論に入る前に、指揮監督を持つ郵政大臣として、どうしてこの種の、これだけの不正事件が起きたのか、その背景あるいは原因についてはどのように受けとめ、どう認識をしておられるのか、その点についてまずお伺いをしたいと思います。

○大西国務大臣 お答えいたします。KDDをめぐる問題につきましては、現在捜査当局による厳正な捜査が行われておるところでございます。その捜査の結果を見定める必要があるものと思われるわけでありまして、いづれにいたしましても、今回の事件に関連をいたしました、KDDのみならず、直接KDDの監督の任にある郵政省の職員から逮捕者を出すに至りましたことは、公正を期すべき立場にある者としてまことに遺憾に存じておるところでございます。事業の経営に当たりましては、その経営責任者の経営姿勢のあり方いかんがきわめて肝要な問題でありまして、特に公益事業を営むKDDにありましては、このことは強く要請されておるところであると存じます。

同時に、国民に対しまして責任を負う監督官庁として、全体の奉仕者たるにふさわしい職務の公正、厳正な執行の徹底を図っていくべきことがきわめて重要なことであると考えております。

○上原委員 私がむしろお聞きしたいのは、大臣の答弁として求めたいのは、そういうこともお答えとしてはわからぬわけではないわけですが、これだけ政、官を巻き込んだ疑惑が持たれている事件に対して、大変失礼ですが、そういう通りの一遍のことじゃなくして、もっと根が深い原因があったんじゃないのか、そこにメスを入れなければいけないと思うのです。そこをもう少しお聞かせをいただきたいと思うのです。

事件のあらましを若干振り返ってみても、たしか昨年の十月二日に東京税関成田支署でKDD社長室の職員二人が密輸の現行犯で摘発をされ、それがきっかけになっている。その後今年四月五日に、このKDD事件の頂点にあると言われた板野前社長の逮捕、二日後には郵政省の神山次官、江上郵務局長が、おとしい理由についてはお述べがございましたが、退官をしておる。その間に幾多の犠牲者も出ておる、あえて触れませんが。

そこで、警察庁おいでと思うのですが、昨年の十月二日にこの問題が発覚をして、頂点であるという板野前社長の逮捕まで実に七カ月近く日時が経過をしているということになるのです。素人考えですが、どうもこの期間にいろいろこの疑惑をむしろ拡大あるいは拡散していくような手がやみからやみに打たれたんじゃないのか、そういう見方も国民の中にはあるわけですが、ここの点については警察当局あるいは法務省はどのような受けとめ方をしておるのか、その点についてまず明らかにしていただきたいと思うのです。

○漆間説明員 確かに、この事件の捜査につきましては、かなり長い時間を要していることは事実であります。御承知のように、このKDD疑惑と称せられるものにはさまざまな内容があるわけ

ありまして、私どもは、その内容の中に刑事責任を問うべき事実があるかどうかというところを探りながら捜査を続けてまいりましたわけでありすけれども、捜査に要する時間というのは、やはりその事案の態様と密接にかかわりがあるものでありまして、この事案はさまざまな疑惑を含んでおるだけに、それだけに解明に要する時間も必要とされる、その種の事案ではないかというように考えるわけでありす。

はたからごらんになっておると、いかにも捜査のビッチが遅くて、もたもたしているじゃないかという御批判もあろうかと思っておりますけれども、警察といたしましては終始一貫、事案の真相を解明するために全力を尽くしてまいりましたことと御理解を賜りたいと思っております。

○上原委員 そこで、真相解明に全力を挙げておられる、これは何回かそういう御答弁をなさっております。まさにそのとおりであってほしいわけですが、いまいみじくも、この事件にはさまざまな疑惑があるだけに真相解明に慎重を期す、あるいは時間がかかったんだというところのさまざまな疑惑とは一体どういうことなのか。御答弁は非常に抽象的ですね。捜査の段階だからということじゃなくして、さまざまな疑惑の内容というものはどういふものを対象にさまざまな疑惑と言われるのか、そこについてはいまの段階でももう少し明らかにできると思うのです。

○漆間説明員 私の言葉が足りませんでしたけれども、さまざまな疑惑と申し上げましたのは、国会の御議論なりあるいは新聞等の報道を通じて見られるKDD事件に寄せる国民の疑惑というもののにさまざまな内容があるという意味で申し上げたわけでありまして、捜査の結果積み上げられた証拠に基づいてさまざまな疑惑があるという意味では決してないわけでありす。その点はひとつ御理解いただきたいと思っております。

御承知のように、捜査というのは一つ一つの証拠を積み上げて事実を確認していくわけでありすので、私どもは、そうした証拠に基づいて認め

られる事実は何であるか、そしてその事実に対して適用すべき法律は何であるか、そういう観点で捜査を進めているわけでございます。

○上原委員 法務省はどういうふうにご理解をいただいておりますのか、御答弁をいただきたいと思ひます。

○根来説明員 ただいま警察庁からお話があらうとおりでございます。

○上原委員 そんな御答弁じゃ納得できないので、じゃ続けて私の方からお尋ねします。

すでに三月十八日でしたか、郵政省の松井、日高両人が逮捕されておりますね。また先ほど申し上げたとおりの逮捕者、あるいは二月二十四日に佐藤前室長の逮捕。

そこで、今日まで郵政省関係者の事情聴取あるいはその他の職員とか、そういうのはどうなっておるかということですね。またKDDの職員では、参考人として事情聴取なりいろいろやった方がいるのか、そういう面はどうなっているのかということ。同時に、いま真相解明に鋭意努力をなさっておるということですが、この疑惑解明に当たっては、捜査の焦点というのはいかにしてはいつているかということなんですね。

すなわち、KDD首脳のいわゆる横領とか、そういう個人犯罪ということを立てていく、そういう面にはばっているような感も受けないわけでもないわけですが、しかし、さまざまな疑惑がいま報道されておるということ、これを解明をしていくための捜査を積み上げていく、そうなりますと、やはり言われておりますようにKDD疑惑の背後にあるとされる政官界との癒着の解明ということに對しても当然メスを入れなければいけませんことだと思ひます。ここいらの点についてはどういうふうにお考えなのか、捜査を進めておられるのか、もう少し国民が聞いてもなるほどと思ひ御答弁があつてしかるべきだと思ひますね、警察庁にしても法務省にしても、これでは、真相解明を鋭意進めているというふうには私は受けとめられないし、国民が聞いても、結局板野前社長の

逮捕で幕引きじゃないのか、うやむやにされていくのじゃないかという疑惑がむしろ積み重なっていくのじゃないですか。そこいらはどうですか。

○漆間説明員 まず御質問の初めの方の、KDD関係者あるいは郵政省関係者から事情聴取をしていくかどうかというお話でございますが、これは幅広く事実を解明するためにさまざまな方々からお話を聞いております。その中には、被疑者として聞いた人もあれば、参考人として聞いた方もおります。しかし、その内訳についてお話をすることは差し控えたいと思ひます。

それから御質問の後段の点であります、政官界工作がこの事件の焦点ではないかという御質問でございます。私も、先ほど申し上げましたように、国会の御質問なりあるいはマスコミの報道を通じて、このKDD疑惑と称せられるものの中心的な内容をなすものが、その御質問のような内容のことであるということとは重々承知をして捜査に当たっております。しかし、先ほど申し上げましたように、捜査というのは証拠によつて一つ一つ事実を確認しながら進めていくものでありますので、そういう捜査の実情というものを御理解を賜りまして、もう少ししばらく捜査の推移を伺いたいと思ひます。

○上原委員 そこで、相当といひますか、幅広くこの疑惑解明をしていくために事情聴取その他をやっている、多くの人々にも接触をしている節があるというふうな示唆だと思ひますが、それぞれ個々のたとえば郵政省の幹部というか、幹部職員が何名とか、KDDの上級職員といひますか、そういうのが何名とか、あるいはそのほかにも政官関係者もいらないとも限らぬでせう、これはここまで疑惑が広がっているわけですから、大体数にしてはどのくらいということと言えないのですか。幅広く、相当という言葉がいま出ましたね。おおよそどのくらいの事情聴取を今日まで警察はなさつたか。

○漆間説明員 警察は、被疑者として事情聴取をして、これで立件送致するに足る容疑内容がある

と認めますれば、立件送致をしたという事実をもって、ある特定の人について事情を聞いたことを世間にある意味でお示しをするしかないわけでありまして、それ以外の場合について、どの人に事情を聞いたということはお示し申し上げにくいわけでございます。

ただ、いまの御質問は、総体でどの程度の人に事情聴取をしているかという御質問だと思ひますので、これは恐らく被疑者、参考人一切含めてだと思ひますので、そういう御趣旨でございませうれば、大体延べ七百人以上の人から事情を聴取いたしております。

○上原委員 法務省ではそういったところまではいつていませんか。

○根来説明員 この事件は、先ほどから御指摘のありましたように、去年の十月二日に端緒があつたわけでございますけれども、その後警察と協議いたしまして、この事件は主として警察で事件を担当されるということでございます。警察で検挙されて検察庁の方に送致されるというコースをとつておりますので、ただいま捜査二課長から答弁いたしましたような形で、多少ダブつて取り調べをしておると思ひます。

○上原委員 いま七百くらい事情聴取といひますが、要するにこの事件でかわりというのか、いろいろ疑惑の解明をしていくためにやつておられる。もちろんダブルがあると思ひますが、法務省で関係したのは数にしてはどのくらいですか。

○根来説明員 私のほうは、そういう数の点については報告を受けておりません。ちよつと明確にいたしかねるわけでございます。

○上原委員 改めてこの事件の幅の広さ、底の深さということはいま私は感ぜざるを得ませんね。七百くらいの人から何らかの形で警察の事情聴取を受けている。もちろんそれが白か黒か灰色かは、これからより解明をしていかなければいけませんので、これは郵政省にもお尋ねしたいわけ

ですが、これだけの事件に発展してきているというところは、要するに一々取り上げるまでもなく、板野前社長の時代の約四年間と言われているのですが、その間の交際費というものが非常に膨大な額に上つておるわけですね。

問題は、私が冒頭大臣にこの事件の背景をどういうふうにご御説明しておられるかということをお伺つたのとつながるわけですが、これだけの多額の交際費なりあるいは会社のいろいろな資金を捻出して、要するに政官界へのばらまき工作をやつたんだということが言われておるわけで、郵政省としては、KDD会社のばらまき工作というものはどこに目的があつたと思つておられるのか。この認識、これをまず解明をして突き進めていって、会社のそういう運営をさせない、あるいは官、政との癒着を断ち切り、パイプをきれいなものにしていかないといけないと思ひますね。なぜそうせざるを得なかったのか、なぜそうしたのかということとは、国際電話料金を安くしなさいということに對して安くないというところが目的だったのか、あるいは自分の社長という地位をあぐまで保持をしていく、そういうための官政工作だったのか、この点については、郵政省監督機関として、今日の時点でこれを一体どう受けとめ、解明をしていかれようとするのか、こゝも一つの大きなポイントですね。

郵政省並びに警察当局は、なぜいろいろなそういう手を使わなければいかなかったのかということについてはどういふふうにお受けとめておられるのですか。御見解を聞いておきたいと思ひます。

○寺島政府委員 このKDD事件と言われておりますものにつきましては、現在司法当局、捜査当局におきまして厳正な捜査がなされておるものと理解をしております。現在までに逮捕されあるいは起訴された者があり、その中に郵政省電監室の元幹部であつた者があるというところも十分承知をいたしておりますが、その事件の性格と申しますか、あ

るいはどういふ原因であつたかといふことについては、私どもは現在捜査の結果を注視をしており、そういうことでございます。

○漆間説明員 これはやはりこの事件の全容が解明されて初めて言える問題でありまして、現在はまだその全容解明の過程でありますので、何とも申しかねます。

○上原委員 郵政省当局の御答弁を聞いていますと、確かに立派なわけですが、精神的なプレッシャーもあるでしょうからわかるのですが、何かどうもこういふものの解明に意欲が欠けている、熱意が足りないような感じがしてしょうがありません。そんな本で鼻をくくつたような答弁ではだめですよ。

そこで、この問題だけに限るわけにもいきませんので、もう一、二点だけ聞いておきますが、報道されているさまざまな疑惑というのは、板野前社長時代の約四年間に主に交際費ということで公費を乱費した。先ほど言いました政官界工作として、一つには領収書の改ざんによる裏金づくりをやっているいろいろな贈り物を流したとか、二点目には商品券の贈答、あるいはデパートからの商品券を含めていろいろな商品の購入。三点目にせんべつ、その他祝い金の贈与がありますね。四点目に励ます会や出版記念パーティー券の購入。五点目に美術品や密輸品の贈与。五十二年以降実に二十三億円分を購入した、そのうち十億円は社内にはなく、政官界へ流れたのじゃないかという疑惑が持たれている。六点目にKDD関連工事の発注に対する便宜供与。七点目に高級料亭、クラブ等の接待。そのほかにもたくさんあるでしょうが、区分けをしていくと大体そういう面に疑惑のある多額の交際費なり公費が使用された。

先ほど捜査二課長の御答弁があつた、さまざまな疑惑を解明していく捜査の対象となっているものはそういう内容だといふふうに理解しているのかどうか。

○漆間説明員 私どもが捜査の対象にしておりまして、いま御指摘のありましたいろいろな態様

はあるのでございまして、けれども、この多額の交際費の使途の中に刑事責任を問うべき事実があるかどうかということを探査しているわけでありまして、御質問のような事柄すべてが刑事責任を問うべき事実ということでは決まれないといふふうに感じております。

○上原委員 もちろん、それは刑事事件の対象として贈賄その他の横領に警察当局は限定というか、しぼっていくのでしようが、いま私が指摘したような問題も全く否定はできないといふふうには受けとめているわけですね。

○漆間説明員 先ほど申し上げましたように、交際費の流れの中で金の流れ、物の流れ、いろいろあると思いますが、その流れの中に刑事責任を問うべき事実があるかどうかということを追及している段階でございます。

○上原委員 そこで、なかなかはっきりした御答弁はいまの段階では得にくいわけですが、もう一点ずばりお尋ねをしておきたいのです。

いま新聞報道なりその他マスコミ関係で非常に取りざたされて取り上げられている問題として、KDD疑惑の解明の最も大きなポイントとも言われる、要するに昭和五十五年五月二十五日ですが、一九七八年の五月二十五日、板野前社長と元郵政相が赤坂の高級料亭で密談をしたということが大きく取り上げられていることは事実ですね。ここで何が起つたか。ある面ではこの事件の全貌解明の鍵を握るんじゃないかということが世間的には注目されている、衆目の一致するところなんです。

さらにその後七月にも別の場所板野・元郵政相会談が持たれた。その後KDD問題をめぐっていろいろな変化があつたことも指摘をされていることなんです。この事実については警察当局の捜査の対象になっているのか、また、これも刑事事件あるいはその他この問題解明の積み上げという範疇、範囲にあるのかどうか、お答えいただきたいと思うのです。

○漆間説明員 ただいま御指摘のありましたよう

な事実について、警察当局も承知をしている上で捜査を進めていると思ひます。しかし、そのことが今後の捜査にどのようなかかりを持つかという点については、現時点ではまだ答弁できる段階でございせんので差し控えていただきたいと思ひます。

○上原委員 この問題を解明していくことになれば、社会的といえますが一般常識で考え、そういう事件なのかという国民の疑惑に対して解明していく努力はなされなければいかぬと思うのです。警察、法務省の権威が失墜しないように特段の努力を賜りたいと思ひます。

そこで、今後の捜査の進展がよいといひますか、いろいろな面ですが、やってみなければわからぬとお答えになるかもしれませんが、おおよそいつごろまでに目鼻がつくのか、事件の疑惑の全貌が解明されて、国民にKDD事件とは、KDD疑惑とはこういうものだった、こういう人々が関与しておつて、こういう内容だったといふこと、これはもうすでに七か月近くなつていふわけですから、いつまでもやむやみにしておくというか、捜査をしているといふようなことで引き延ばすといひますか、時間をかけていいことではないと思ひます。そこらの点についてはどういふふうにお見通しですか。

○漆間説明員 先日当委員会御答弁申し上げたと思ひますが、KDDの当時の社長でございまして板野前社長が現に逮捕されているわけでありまして、捜査はそれなりに重要な局面にあるといふふうに私どもは理解いたしております。捜査当局としては、できるだけ早期に事案の真相を解明したいという意欲に燃えて捜査に当たつておりますので、もうしばらく捜査の推移をのぞいていただきたいと思います。

○上原委員 早急な全貌の解明を求めたいと思ひます。

そこで、今度また郵政大臣のお考えを聞きたいわけですが、これはほかの同僚議員の方からもお尋ねがあつたかと思ひますが、五十五年度のKDD

Dの事業計画といひますが、あるいは交際費等について去る十五日で決まつたようです。これだけいろいろな疑惑が持たれて、反省をしたといふことなんです。KDDの交際費の問題は、七十七年度がたしか十四億、七八年度が二十二億、七九年度上期だけでも十二億となつていふようですね。これだけ交際費を使うと何をやるかわからぬですね。

ところが今年度、五十五年度もやはり八億八千万円の交際費を計上している。これは郵政大臣はお認めになったのですか。また、どういふ御相談といひか、そういうことに対してどういふ検討をなさり、どういふ協議といひますか、協議ということよりも、事業計画それから予算措置は、一応監督権はあるわけでしょう、反省をなさつたという割には、一体何に八億八千万円、約九億のお金をまた交際費として使わなければいかぬのか、ちよつとわれわれの庶民感覚ではわからぬですね。国民は反省しているのだからといふふうに見ないでしうか。どうしてこうなつていふのか、その内容に対しての見解と、郵政省のお立場といふものをひとつ明らかにしていただきたいと思ひます。

○寺島政府委員 現在のKDD法におきましては、KDDは、毎營業年度事業計画を定めまして、これを郵政大臣の認可を受けなければならぬ、かように定められておるわけでございまして、そのために沿ひまして、五十五年度の事業計画につきましては、去る四月三日に郵政省といたしましてこれを認可した次第でございます。

それで、この事業計画と申しますのは、従来から国際公衆電気通信業務という大要公益性の高い業務といふもの、そのサービスの水準といふものを良好な状態で、かつ安定的にこれを維持、発展させていくということが大変大事でございまして、それにふさわしい、おくれをとらないような設備をどういふふうに整備をしていくか、そういうことを主眼にいたしましたいわゆる設備計画といふものを内容とした事業計画について、

その内容を審査し、認可をいたしておるわけでございます。

ただ、その設備計画を実施するに必要な資金的な裏づけというものが十分にあるのかということもまた大事な点でございますので、この事業計画の審査に当たりましては、収支計画並びに資金計画というものもあわせ提出を求めておりまして、あわせてそういった設備計画が十全に実施をされる財政的な裏づけについても見ておるわけでございます。

したがって、収支計画の中の支出の中には、ただいま御指摘の交際費なども入っておるわけでございますが、五十五年度の事業計画の認可に当たりまして、KDDの方からこの事業計画の内容の説明があつたわけでございますが、その際にも、一つの主眼として冗費の節約、合理的な経営、特に交際費については大幅に圧縮をして、世の非難を受けるようなことのないようにしたいという話がございます。その状況がたまたま御指摘にありまして八億八千万という数字として計上されておるものと考へておるわけでございます。

ところで、それではこの八億という数字もまだ大きいのではないかと御指摘かと思つたわけでございますけれども、こういつた公益事業の交際費というものが一体どの辺が適当な額であるか、金額であるかということを一定の物差しを置くというところは大変むずかしいところでございますけれども、交際費等につきましては大幅な圧縮が必要であるということも私も考へておる点でございます。まして、そういう意味から申しますならば、この八億という数字は、いわゆるKDDの大幅な交際費というものが問題になりました五十二年度以降よりもっと前の、五十年より低い数字でございます。

したがって、その後の物価上昇等を考えますと相対的に圧縮した数字ではないかというふうにも考へられますし、また、他の企業との比較においてそれではどうなのかという点も一つ問題にならうかと思つたわけでございますが、一つの例と

いたしまして、国税庁が発表しております全国企業の五十三年度におきます交際費で、運輸通信公益事業におきます交際費は、売上高千円につきまして五・八七円ということになっておりますので、この数値をKDDに適用いたしますと約八億八千万ということになります。これは五十三年度の数字でございますが、そういういろいろな数値を勘案をいたしますと、KDDが、公益事業をやっておりますけれども、一面また外国との関係の非常に多い、外国との交際で欠くことのできない点が多々あるということも考へ合わせますならば、大筋において妥当な線ではなからうかと思つておるわけでございます。

ただ問題は、金額だけではないわけでございます。その使用の方等につきましても、やはり合理性のある、事業目的を達成するにふさわしい、非難を受けることのないような、そういう使用の方でなければならぬと思つたわけでございます。その点についてもそういう使用の方でなされるものと期待をしておるわけでございます。

○上原委員 長々御答弁なさる割には私としては納得しかねますね。それは国税庁の査定を参考にしたというのでもまた問題だと思つたのですが、要するに企業倫理の問題でしやうね。それと、監督機関の郵政省として、先ほど来申し上げましたように、これだけ国民の批判と注目を浴びながら、五十年度くらいに交際費の額に引き戻せばいい、物価上昇があつたから、八億八千万はほかの企業も使つてゐるからいいだろう、これでは本當に余りにもお粗末過ぎますね。一体それは何に使

うの。あなた国際関係があると言いますが、もちろん、いまの情報化社会において国際機構との関係というの私も否定しません。そういうやるべきところはやらなければいかぬ。だが、まさにこの問題が起つた発端は、郵政省の監理官なんかはヨーロッパ旅行から出てきたわけでしょう。そこに深い疑惑の根がある。黒い根があるのです。したがって、国際関係機構とのいんなやりに

したつて、あるいは外国との電気通信事業なり情報関係業務にしたつて、何もそれは多額の交際費を使わなければいけないということじゃないでしょう。そういう面を十分綿密にこの時点でチェックもしないで、ほかの企業もそうだから合理性があるだろうというだけでは、この問題は納得しかねます。

大臣、これはどう思ふのですか。人様のお金を私とやかく言うことはできないかしらぬが、やはり国民はこれは疑惑を持ちますよ。このことについてまず大臣の所見を聞いておきましょう。こんなことを簡単に認めてみると、いづれまた問題になつてくる。

○大西國務大臣 KDDは独占的企業ではありませんけれども、その運営に当たりましては、一般の企業等と同じく、たとへば社会的に相当と思われる儀礼的なものなど、いわゆる交際費的なものを必要とする場面もあるかと思ひます。また、国際電気通信事業、これは、先生もすでに御承知のとおり、海外の通信事業者との共同事業でありますために、海外とのつき合いということもあろうかと思ひます。

別の委員会におきまして、きょうはKDDが出席をしておりませんけれども、KDDの社長は、従来郵政省との関係におきまして、官界に対して儀礼的な、社交的な範囲内に属するものとしてなされておつたそういう交際費につきましても、今後もう絶対にやらない、こういうことを申しておりました。

また、このことにつきましては、昨年の十一月中旬ですが、郵政省の内部における綱紀点検委員会でいろいろ調査をいたしました際に、その結論といたしまして、従来社交的な儀礼の範囲内というふうな社会通念上認められておつたものにして、それ自体を見直すことによって今後はいくらものも自粛しなければならぬ、こういうことで、そういうこともやめようということとを部内に對しましては通達を出しましたと同時に、KDDその他関係機関に對しましても、今後はそんなこ

とは全部やめてもらいたいという趣旨の通達を出したわけでございます。恐らくこれを受けてのことかとも思ひますけれども、現在の首脳陣はそういうものを一切やめる方針であるということをおしやうございますので、そういうものは、先ほど監理官からも申しておりました、五十五年度の事業計画の中における交際費の中には、一切含まれておらないものと私は理解をいたしております。

○上原委員 きょうKDDの社長も参考人としてお呼びしたつたのですが、何か中国から首脳が来られておるといふことでどうしても日程がだめだといふことで私も引き下がらざるを得なかつたのですが、いろいろ言ひ分はあるでしょうが、やはりこの交際費の問題とか、疑惑を持たれるようなことにはもう少し明瞭にすべきだと思ふのです。

今度確かに、いま大臣の御答弁があつたようなことは明らかにしているようですね。政官界への接待、中元、歳暮については、官界は一切しない、しかし政界には、たとへば他がやつてゐるのにKDDだけがしないというのでもどうか、検討する、これはまだ危ないですよ。だから、KDDの独自性というものはもっと尊重すべきであるし、余り権力が介入したり中途半端なことをやつてかえつていろいろきずきするといふのもこれは経営主体、あるいは民主的な運営としてあるべきじゃないのだが、しかし、不正に對しては毅然たる態度で郵政省は指導助言しなければいかぬですよ。

ですから、これはほかの委員会でもまた継続して取り上げていくことになると思ふのですが、少なくとも国民としては、まだまだ釈然としないものを感ずるであらうといふことは私は疑われないですね。したがって、このことについては郵政省としては、担当大臣としてももう少し御努力をいたしたいといふことを強く求めて、ひとまずKDDの問題は終わりたいと思ふのです。警察庁、法務省どうもありがとうございます。

うのです。

冒頭申し上げましたように、すでにわが党の岩垂先生、さらに伊賀先生ほかの方々からもいろいろお尋ねがありましたので、重複は避けたいわけですが、今回の経理局を削減して新たに電気通信政策局ということになるようですが、この趣旨説明でもいろいろ言われております。たとえば「最近における電気通信行政は、目覚ましい科学技術の進歩発展に支えられて監理官制度発足当時には予想もされなかった新しい行政分野が発生してきていると同時に、従来の事務も複雑化の度を増すなど、電気通信監理官の所掌事務は、著しく増大、かつ高度化してきております。」まさにそのとおりの側面もあると思うのです。この通信政策局を設置することによって、一体どういう行政効果というものが期待できるかをもう少し明らかにしておいていただきたいと思うのです。

○寺島政府委員 今回電気通信政策局の設置の御審議をいただいております。目的につきましては、これを設置する趣旨、目的につきましては、当委員会におきましていろいろお答えをしておるところでございますけれども、昭和二十七年電気通信省が廃止されまして、電気通信に関する行政事務が郵政省に引き継がれたわけでございます。その際に、当時は電電公社、国際電電の監督というものを主たる任務として、そのための制度として電気通信監理官制度というものが設けられたわけでございますけれども、ただいま先生からも御指摘がございましたように、最近における電気通信の分野におきまして大変に目覚ましい科学技術の進歩発展がございまして、また、国民の側からする多様なニーズというものが発生しておるわけでございます。こういったものに対応して対応していくためには、監理官制度では対応が困難であるということで、基本的な制度でございまして局の設置をお願いしておるわけでございます。

現在いろいろな行政課題を抱えておるわけでございまして、一、二申し上げますと、たとえば電話について申し上げますならば、電電公社発足当

時、電電公社が二つの大きな目標としておりまし

た積滞の解消ということと全国自動化を、数次にわたる五カ年計画を経て、積滞につきましましては一部残っておりますわけでございますけれども、全国的規模におきましては、これを達成することができたわけでございます。しかしながら、その過程におきまして、たとえば通信回線とコンピュータとが結合されましたデータ通信でございますとか、あるいは画像通信といったような非常に多くの通信メディアがまた発生しておるわけでございます。しかもまた、こういったものはこれからますます多彩な発展が考えられるわけでございまして、こういったものの調和のある発展を図っていくためには、国際化が進展してございまして、それに伴ういろいろな国際機関との関係の問題も出ておりますし、あるいはまた一昨年来出ておりますような、いわゆる電電公社の資料調達問題をめぐります国際的な問題といったようなものも出ておるわけでございます。そのほかにもいろいろございまして、局にすることとこれに正確に対応する体制ができてくるもの、そういうふう

に私どもは考えておるわけでございます。

○上原委員 どうも私が尋ねないものもみんな先取りしてあつちこち答弁するものだから、こつちの方がこんがらがつてしまふ。もう少し質問に要領よくひとつ――郵政省の職員はもう少し能力があるというのだが、どうもよくないね。

そこで、本来は、郵政業務というのは郵務局、貯金局、簡易保険局の三局が一応中心的な役割りを担つてきている面があるわけですね。もちろん、公社の設立あるいは先ほど問題になったKDD会社の設立等々によつて、電気通信全般にわたつての分野という行政分野が出てきたわけなので、あなたが言うように積滞電話の加入促進とか全国自動化というのはこの政策局がなくてもできたのですよ。それをやるためじゃないでしょう。それをさらに進めるといふものは入るかもしれま

せんが、そんなことを聞いているのではないのです。

そこで、私も、この局を設置することに對しての郵政省当局あるいは電電公社のお考えもある程度理解をいたしておりますので、いろいろ問題点を明らかにした上で態度を表明していくというところで今日までできたわけですが、問題は、この電気通信政策局の将来展望が一体どうなるかということなのです。

あなたがおっしゃる通りに、確かにいま電気通信業務関係は、国際的な面あるいは国内面においても非常に多様化をしております。また、情報化時代、社会と言われている今日に対応していくには、設備の面なり人的な面の充実強化ということも必要だと思つております。一方においてはガット東京ラウンドの資料調達問題がある。あるいは電話料金、電話料の料金明細書の問題とか過疎地における電話対策、加入地域の拡大、地域集団としての、ブライバシーの保護対策、迷惑電話の防止策とか、あなたがおっしゃる通りにデータ通信の進展に即応する法制面の整備というものは国民なりあるいは関係者というか、職員団体の理解と協力も得ながらこういうものも充実していかなければいかぬ、これは私たちがわかるのですよ。

そういうことから電気通信事業というか、業務の多様化あるいは国民のニーズ、国際化に即応していくための一つの政策局として設置を求められたというふうに私たちは理解をしております。その点をまず確かめたいのですが、これは大臣の方がいいのじゃないかね、お答えは。

○大西国務大臣 お答えいたします。

いま先生が御指摘になりましたところは、まさに電気通信政策局を設置しなければならぬという大きな眼目である、このように私も考えておるわけでございます。キャブテンシステムとかあるいは画像通信とかいろいろございまして、中にはまだ実験段階のものもございまして、それ

は技術革新も日進月歩でありますから、さらにそれ以外の新しいものも出てくる可能性もございまして、そういうものが行政面における大切な事柄だと思つております。そういうことを含めまして、先生御指摘のようなことがまさに電気通信政策局を設置する大きな眼目でございまして。

○上原委員 そこで、そういう前提でこの局の設置ということ考えた場合には、一部に懸念がないわけでもありませんで、要するに一つの局を設置して、しかもそこに権力が非常に集中していく将来性があるわけですが、この局は、私に言わせれば、しかし、ここはやはり行政機構としての民主的運営ということをも十分配慮しなければいけないという点。同時に集中化していく、いまは局として小ぢんまりで発足するかもしれませんが、二年先、三年先、五年先では郵政省で一番大きな局になると私は思つております。それがまた皆さんの目的であるかもしれぬ。

そういう段階において、いわゆる権力による情報行政というか、電気通信事業に対する介入があつたり、あるいはまた職員団体に対する変なやつかいを出すとか介入するとか権力支配構造になるとか、そういうことは万々ないとは思つておりますが、またあつてもいいない。そのことはお約束できますね、この局はそういう機構にはしないと。

○大西国務大臣 私どもといたしましては八〇年代から二十一世紀にかけて、おっしゃいますように電気通信事業の分野におきましては、極端に申ししますれば予測もできないような発展がもたらされるかも知れぬと思つております。そういう意味におきまして、これに對する行政需要というものももちろん多様化し、高度化し、そしてまた範囲も広がつてくると思つております。それに対応するためにはいまならばまだ遅くないけれどもあしたでは遅い、そういう感じを私は持つておるわけでござい

ます。

そこで、何としてもそれに対応できる行政体制というものをこの際位置づけておいて、将来の発

めいゝる世論を聞く機関、事業運営のための諸機関といわゆる行政のための諸機関と二種類あるかと存じます。

それでは内容をどうしていくかということになるわけですが、先生のおっしゃいました郵政審議会からの一つの独立のような形というものも一方法だと存じます。また、あるいはいまの電波監理審議会のように、少数の方で一つの審議会を構成して、利用者からのいろいろな問題点につきましても一種の第一審的な意味の審議をしていくという両方の機能を持ったというようなところもございいます。

いずれにいたしましても、広く世論を吸い上げる場合においては、広く浅くいろいろな方に来ていただくことが必要だという一つの側面と、もう一つは、電気通信行政というような形のある種の非常に専門的なテクニックを要する知識といたしまして、それを持っているサイドと両面がございまして、広くいろいろな意見を集約するということと、専門的なそういう技術を生かしてこれから先の行政を確かな方向に持っていくという方向の要望をどのような形でもって組み合わせしていくか、非常にこれらの課題だと存じております。

これにつきましても、先ほど大臣が申し上げましたいろいろな諸問する検討事項の中に入れて、真剣に将来に対する形を考えていきたいと存じております。

○上原委員 ぜひそういうことを早急にひとつ御検討をいただきたいと思うのです。この政策局を設置する等に伴って、諸問機関ができるまで待つというふうなことではなくして、現在の審議会なり機能の中で提起されている問題がどう具体化できるかということと十分取り上げていただきたいと思ひます。

次にお尋ねしたい点は、KDD問題。さっきちょっと触れたのですが、けさ小沢先生も御専門のお立場でいろいろお触れになっておられたので簡単に聞きたいのです。

先ほど申し上げましたように、要するに権力

といひますか、チェック機能を強めるという面には二面性があると思ひます。一つの民間組織的な機能、経営実態になっている株式会社ですし、一方においては、電波通信を取り扱うというので当然郵政省の監督管轄下にある、これは行政組織法上も関連法規上もそうなっています。しかし、余り権力が介入できる、一々チェックをするあるいはコントロールしていくということになると、これは企業形態として成り立ちませんよ。そのバランスをどうとるかというのが非常に大事のポイントだと思ひます。今後KDDの経営の主体性を確立しながら、先ほど指摘しましたような不正事件なりあるいは収益金が国民に十分還元されないというようなことをならしめるためには、いま法案の改正も提出されているというところで、私もちょっと見てみたのですが、それだけでは私は不十分だと思ひます。これをどうしていくこととなるのか。

さっきも申し上げましたが、たとえばイギリスあたりの例をとってみても、監督権はありながらも、郵電省は会社の自主性といひますか、独自性といひますか、ものを非常に尊重している。ここいらの点については今後どのように改善をしていかれようとしているのか、ひとつお聞かせをしておいていただきたいと思います。

○寺島政府委員 電電公社並びにKDDという国内、国際の公衆電気通信業務を行っております事業体に対する監督ということを行って行っているわけですが、この監督は、あくまでもそれぞれそれぞれの根拠となり公社法並びにKDD法という法律の趣旨、内容を踏まえて行いものでございまして、それを踏み外すようなことがあつてはならないという点は御指摘のとおりだと思ひます。

そこで、ただいま先生から、たとえばイギリスの利用者全国協議会のお話がございました。こういったことも、特に料金の決定、料金という問題は大変に国民の各層に影響の多い問題でございまして、こういうことを考えます場合に、非常に

大きな参考にならうと思ひます。そこで、現在日本におきましてこういった電信電話の料金の決定のことについて若干申し上げさせていただきますと、御案内のとおり、現在の公衆法におきまして、国内の料金につきましてはその基本的なものは法定でございまして、したがって、国会の御審議を経まして変更されるあるいは決定されるわけでございます。そして基本的なもの以外につきましては、郵政大臣の認可という形になっておるわけでございますが、この認可という行為をいたすに当たりまして、やはりその認可料金となつております中でも、国民の広い層に關係のある料金につきましては郵政審議会の御意見を伺つて決定をしていく、そういう形で現在行っているわけでございます。

○上原委員 いまKDDのこれからの経営形態をどういうふうに改善していくかということを開いたら、電話料金の答弁をされるので私の方が本當に困る。そこはよく御検討いただきたいと思ひます。

そこで、今後のこの政策局の問題あるいはその他とも関連をいたしますが、電気通信行政のいうか、手段の多様化、国際化に伴つて、先ほどちょっと引用しましたが、プライバシーの保護といひますのは非常に重要な問題なんです。だから、われわれもプライバシー保護法をつくるべきだ、制定すべきだということでは検討を進めておりますし、同時に、政府自身が率先してやるべきだ。また、国際的にもそういうことは常識になつてきておるわけなんです、人権保護という立場からしまして、やはり郵政省などは率先してプライバシー保護問題についても検討するとか、あるいは政府全体での認識を深めていく努力を私はやるべきだと思ひます。この件についてはどうお考えなのか。

あるので。どうお考えですか。

○小山政府委員 この件につきましては、国際的にはOECDの方で、特にヨーロッパを中心としたプライバシー保護という政策をどうやって国際間において調和させて、さらにヨーロッパ全体で通用させるか、さらには全世界にわたつて、どのような形でもってプライバシー保護——特に通信がどのように非常に世界じゅうに便利になつた現在におきまして、どうやっていくかというところは、確かに先生のおっしゃるとおり、OECDの方で非常に問題にして、国際機関としての問題になつていくことではございいます。

わが国におきましても、先生すでに御存じのとおりと存じますけれども、郵政省、行政管理局、さらに総理府というところで、この問題に三者協議して当たつておるわけでございますが、私も郵政省の立場といたしましては、いわゆる通信回線を通じたところのプライバシー保護というある一面のみをとっているわけではございまして、これからの情報化社会の中でこのプライバシーというものをどういうふうな位置づけしていくかということとは、私も大きな関心を寄せているところでございまして、行政管理局、総理府等とも協議をいたしまして、国、政府全体としてどのような調和ある形での政策を進めていくかという課題になつていくわけではございまして、郵政省としても、積極的にこの点につきましても検討していきたいと思ひます。

○上原委員 私が問題提起といひますか、指摘をしていくことは、やはりプライバシーはあくまでも守るということと、基本的な人権の保護ということとは、これからの情報化社会あるいは多様化の面においては最も重要な課題なんです、そこがおろそかにならないという意味では法の制定というのにも必要だ。それは郵政省としても前向きにお考えになつていただきたいと思います。

そこで、電話の件は福祉電話の問題を含めて後でまとめてお尋ねしますが、これとの關係で、労使關係について若干触れておきたいと思ひます。

○上原委員 私が問題提起といひますか、指摘をしていくことは、やはりプライバシーはあくまでも守るということと、基本的な人権の保護ということとは、これからの情報化社会あるいは多様化の面においては最も重要な課題なんです、そこがおろそかにならないという意味では法の制定というのにも必要だ。それは郵政省としても前向きにお考えになつていただきたいと思います。

そこで、電話の件は福祉電話の問題を含めて後でまとめてお尋ねしますが、これとの關係で、労使關係について若干触れておきたいと思ひます。

○上原委員 私が問題提起といひますか、指摘をしていくことは、やはりプライバシーはあくまでも守るということと、基本的な人権の保護ということとは、これからの情報化社会あるいは多様化の面においては最も重要な課題なんです、そこがおろそかにならないという意味では法の制定というのにも必要だ。それは郵政省としても前向きにお考えになつていただきたいと思います。

す。

私は、郵政大臣の年度の所信表明を通信委員会でお述べになったものをちよつとはしよつて見たのですが、去年は年賀郵便が吹っ飛んで、全通さんと大差が関係が悪化して、冒頭に年賀郵便がおくれたことはまことに申しわけありませんとおわびしている。ことしはKDDの事件で、また冒頭にまことに申しわけありません。さて、五十六年度はもう一遍申しわけありませんと言ふようなことにならないように、ひとつ御努力いただきたいのだが、そうなっていますね。

そこで、目下春闘の段階で、山場は越したようですが、やはり全通との関係にしましても全電通との関係にいたしましても、特に郵便業務というのは、電波とか通信、そういうものはオートメーション化、いろいろ合理化の方法もあるので、これはもう一方的にやられては困るのですが、郵便屋さんというのは、ロボットが運ぶのじゃないのです。やはり物が人が持つていかなければどうにもならない仕事なんです。それだけにむずかしい面もあるし、対人関係です。いろいろな問題が起こってくる。したがって、その面では従来の反省の上に立つて、ことしのペアの問題にしましても、これからの労使関係の健全化というものの、同時に団交権その他の労働者の生活権、諸権利を認める、擁護していくという基本姿勢がないといかぬと私は思うのです。これらのことに對する大臣の御認識はどうかということ。

同時に、労使間の問題は、本来、賃金を含めて当事者間の交渉で決めるべきことなんです。いろいろ法律の規制があることも私もわかりませんが、そういうことで、少なくとも権力が労使問題に介入をしない、あるいは不当な処分とか、やたらに法律を盾にマール生とかそんな勝手なことを、勝手とかいうか、いろいろなことをやるから昨年のようなことも起きたんで、これからはどのような労使関係に持つていかれようとするのか、また、この春闘の問題についてはどう決着をつけるにいかれようとするのか、そこらの大臣の基本的

な考えをまず聞かしていただきたいと思うので

○大西國務大臣 先生御指摘のように、郵政省の現業、その中でも特に郵政事業を例にとつて申しますならば、先生の御指摘のとおりでございます。郵便事業の支出の中で人件費が七〇%、さらに人件費の経費を入れますならば九〇%を占めておるといふわけでありまして、労働集約型の事業であることはこれはもう否めないし、それから將來に向かつて、先生がおっしゃいましたようにロボットが運ぶわけにまいりませんから、やはり職員が各家庭その他にみずからお届けをしなければならぬ使命を持つておるわけでございます。そういうことでございまして、その事業に当たつておる現場の職員の方々の存在は、この郵便事業を遂行する上においてはきわめて大切な存在でございます。それなくしては行われないわけでございます。

そういう意味におきまして、私どもは、職員の方々の一人一人の勤勞意欲の向上、同時に、労使関係というものが安定をして正常な関係が持続をしていくということが、事業の円滑な運営のためには不可欠なものだというふうに認識をいたしております。これに加えて、今日事業内外の情勢というものは、しかしまことに厳しい状態でございます。そこで、事業の合理化、近代化の必要は、一層これからは高まつていくと思ひます。この点におきましても、労使が共通の認識に立つて事業の発展とその上に立つた職員の能率の向上、労働条件の改善、こういつたことを図つてまいりまして、より安定した労使関係を確立するということが大変必要な、肝要なことだと思つております。

これまで労使間で団体交渉その他におきまして粘り強く話し合いを続けまして、幸いにして昨年末交渉におきましては、平和裏にこれを進め、そうして早期解決をすることができたわけでありましたが、今後とも労使関係正常化の方向がしっかりと定着をいたしますように私としては念願をしてお

るところでございます。

〔委員長退席、有馬委員長代理着席〕

○上原委員 それはまた組合の指導者の皆さんもそれなりにりっぱな御経験を持つておられる指導者ですから、いろいろお考えもあると思うので、いまありましたけれども、やはり職場のいい意味での生産性の向上といふことが、あるいは安定、その健全化といふのは、労使が対立しておつてもだめですね。あるいは労働者間が対立しておつてもだめなんです。そういう意味では、ひとつ賃金問題、労働条件の改善等については政治権力が介入をしないという慣行を確立をしていただく、あくまで労使間の粘り強い話し合い、団体交渉にゆだねて物事の解決を積み上げていくという方向といふものを一層強化をしていただきたいと思ひます。

そこで、郵政と公社の場合は幾分その性格、条件が違ふ面もあるかと思ひますが、公社の場合ですと、何と電話収入というのが三兆四千六百四十六億円ですね。収入総額三兆八千六百八十六億の九〇%くらいですかね。恐らく。こういふことなども考えました場合には、それなりの労働条件、それなりの労働者の福祉という面を考えていくこともぜひ御留意をいただきたい。

同時にまた、郵政全体についても、先ほど申し上げましたように、この八〇春闘というのはなかなか厳しい状況のようです。公労委の機能が十分果たせなかつたといういきさつもあるやに聞いていますが、そこも本来、権利や交渉権は制約をしながら、一方では、民間準拠と言つて、ちよつと高くなる、出っ張ると政府が権力で介入して、法律をつくつて抑え込むとか、こんなことはあつてはいかぬと思ひます。そこいらはひとつ特に御配慮いただきたいと思ひます。これは両方からひとつ見解を改めて聞いておきたいと思ひます。

○大西國務大臣 私どもの基本的な考え方は先ほ

ど申し上げたとおりでございます。ただ、郵政省といたしましても、郵政の現場におきましてもまた電電公社につきましても、これは政府機関でございますので、予算上あるいは財政上、そういう制約がありますことも御承知のとおりでございます。そういう面から考えますと、やはりそこには、国民の側から考えましても、政府あるいは政府機関に対するいろいろの期待もあるわけでございます。そういう面等を総合考慮いたしますと、やはり国民の納得のいく合理的な結論というものが出されなければならぬ。それが私たちの責務でもある、このように考えておるわけでござい

○児島説明員 ただいまの先生の御質問に對するお答えでございますが、私ども、現場を持つておる事業体でありまして、現場を持つておる事業体で一番大事にしていかなければならぬのは従業員の問題であると思ひます。特に私どもの事業といひましては、過去から現在また將來に對しまして非常な発展を遂げております。こういった事業をこなしていきましますためには、職員の協力なしでは進みませんので、在来も職員の労働条件等については労使間で真剣に討議をして措置をしてまいっております。今後ともそういった精神でやつていきたいというふうに考えております。

○上原委員 余りはつきりしたことは言えない立場はわかりますが、ひとつ十分御配慮をいただきたいと思ひます。

そこで、行政管理庁にきょうおいでいただいたのですが、いまさらあなたに答弁をさせて、諮問機関の設置まかりならぬなんて言われるとよくは損するので、来週行政管理庁設置法がありますから、そのときにたつぷりお尋ねしますから、きょうはひとつお引き取りを。どうも済みません。次に、電話問題、電話料金問題についてお尋ねをさせていただきますと思ひます。

すでにいろいろ議論がありました。また五十三一年一月五日の電信電話諮問委員会の答申の中にもいろいろ料金問題その他指摘されております

が、この答申はどう生かされたのですか、特に料金関係についてまずお聞かせをいただきたいと思います。

○西井説明員　お答へ申し上げます。

ただいま先生のお話の諮問委員会の答申の中の料金でございますが、この諮問委員会では、電話の料金の決定原則それから料金政策についての諮問をいたしましたわけでございます。

料金決定原則につきましては、独立採算制をどのように考えていくべきか。それから料金の決定原則はいかにあるべきか。結論的には、原価補償主義と不当なる価格差別の禁止、こういう結論を得ておるわけでございますが、料金の決定原則はいかにあるべきか。それからその次に、原価補償主義というものはどのように考えるべきであらうか。それから、公社のような公共企業体に対して収支差額は認められるべきであらうか。もし認められるとすれば、その意義はどういうことであるか。またその使途はどういうことに使われるべきであるか。またその収支差額の限界はいかなるものであるか。こういうことについて諮問をし、答申をいただいているところでございます。

このおのおのにつきまして、中には基本的な考え方の問題もございますが、公社といたしましては、この料金決定原則の考え方に沿って今後とも運営をしてみたい、このように考えているところでございます。

それから、第二の電信電話の料金政策に関するところでございますが、現在、電電公社においては法定サービスといたしまして電報、加入電信、電話、専用、データ通信、こういうサービスをいたしておりますが、こういったおのおのサービスの事業部門間において内部相互補助は認められるべきであるか。また認められるとすれば、どのような点について認められるべきであるか、こういうことについての答申をいただいております。

この結論を申しますと、一定の条件が整ったときにはこのような各種サービス間の内部相互補助というものはやむを得ない、こういう答申を受け

ております。

現在、電電公社でたゞいま申しました五事業の中で赤字になっておりますのは、電報事業とデパート通信事業でございますが、電報事業につきましても、電話の普及に伴う電報利用の低下あるいはいろいろな技術進歩に伴った代替関係、こういういろいろな問題を通じて内部相互補助が発生する場合には、ある程度の内部相互補助はやむを得ないというような結論をいただいておるところでございますが、なお電報事業について料金の適正化、総費問題に用ひの低下のための近代化、合理化を、労働問題にも配意しつつ推進すべきであらう。これにつきましては、一一五と言っております、電話で電報を受ける一一五の統合とか配達の合理化等を現在実施中でございます。

それから、データ通信につきましては、その技術開発がいわゆるテクノロジートランスファの可能性を持つこと、それから国家的要請で公社がその開発を担当すること等の事情から内部相互補助は容認されてきたけれども、これは新規の事業の開設に伴うやむを得ないものであつて、いつまでも内部相互補助を行うということとは不適当である、こういう答申をいただきました、公社としましては、昭和五十六年にデータ通信の収支を総合的に償うべく現在計画を立て、実施中でございます。

それからあと、料金政策といしましては、二部料金制の問題でございますとか、福祉形料金の問題でございますとか、料金抑制政策の問題でございますとかいろいろのものが出ておりますが、簡単に申し上げます。

二部料金制と申しますのは、電話の場合、基本料と度数料で原価を回収する、こういうやり方についてどういふふうに考えるべきかということでございます。それから福祉形料金につきまして国は、本来福祉というものは行政サービスとして国または地方自治体が総合的な判断のもとに提供するのが適当である、こういうような答申をいただいております。それから料金抑制政策について

は、本来的に独立採算制の立場からいきまして、電電公社が赤字を発生した場合に、それを税金あるいはその他外部から補助をするというのはいさしくはない。しかしながら、政府の政策によってそういうものがあつて、それが利用者に与える影響が大きい場合には政府の補助等によって料金抑制政策があるということは考えられるけれども、これは本質的にはやはり原則として実施をされるべきものではない、このような結論をいただいております。

○上原委員 えらい御丁寧にありがとうございます。

それは相当広範囲にわたった答申ですから、そういうふういろいろな御検討もいただいて、またな時間にもかかるかと思うのです。とても全体に触れるわけにはいきませんので、この中にも盛られておりますように近距離、遠距離通話料の格差是量正、これはもう絶対やるべきだと思うのです。そういうことが答申されながら、何か夜間の通話料だけを是正するという御方針のようだが、これでは私はだめだと思うのですよ、郵政大臣。

これは聞くところによると、遠距離にはいろいろ設備投資の金がかかる。それからこれは明治時代からの残滓らしいね、遠いところに電話をかけるのが高いということ。そういう非常に古い觀念が残っているので、一つはそれが大きな理由になっている。いま一つは、設備投資にいろいろな中継地とか、専門的なことはわかりませんが、詳しくありませんが、かかる。その面で、さっき言う。原価主義にいろいろ加算されていくのでしょうか。しかし、電話を東京二十三区から沖繩までかけようがあるいは札幌までかけようが、かかるものに対応するコストというのは余り変わらないというのですね。そうであるなら、こんなべらぼうな格差をつけるべきでないですよ、これは。

ぼくは遠いからそう言っているのじゃない。みんなそう言っているのです、国民は。十円で三分間かかるのに、たとえば沖繩くんだりまで十円でやったら何秒も話ができませんよ。七百五十キロ

メート以上を超えるものは七百二十円で、しかも二・五秒か。長野だつてそうなのだよ。これについては少し根本的な是正が必要だと思ふのです。夜間の料金について、深夜割引制度の導入とか夜間割引対象時間の拡大なんて、こんなみづちいことではだめなのだ。企業の皆さんには、全部集約をしていろいろやる面ではいいかもしれないが、みんながみんな夜間に電話するわけじゃない。日中が必要なのですよ、大臣。大臣だつて九州でしょう。『いや四国だ』と呼ぶ者あり。四国も九州の隣だ。遠くに決まっている。これは笑い話じゃないですよ。電電公社ではさつき言つたように三兆ももうかっている。まあもうかっているとは言わぬ、純益じゃないかもしれぬが、どんな需要があるものだから、電話料が入ってくるのだからできますよ。これはどうなのかということ。

それ、この間もお尋ねがありました、時間がだんだん来ますので、まとめて言うから、そつちの方も要領よくお答えください。福祉電話の問題です。この間大臣、ちょっと他人事みたいなことをおっしゃったから、私、失礼だと思ったが激励をしたのですが、これにもちゃんと福祉電話というのを書いてありますよ。大事なところは言わぬで、私がわからないようなところをあなただちは答弁する。「現在、ひとり暮らし老人や身体障害者に対しては、その住宅に市町村などが加入電話を設置し、その電話料金については大部分を市町村などが負担するという、いわゆる「福祉電話制度」を、国、地方自治体が中心となつて推進している。今後ともこの方向に沿つた施策を一層推進することが望ましい。」これはこういう方々の答申ですからそういう表現になっているかと思うのですが、本来ならこれは市町村とかそんなところに余り負担をかけずに、公社、郵政省がやるべきですよ。この福祉電話の実態はいまどうなっているのですか。

たとえば全国では三万四千六百台あるようです。沖縄の例を言ってみましょうか。沖縄県の福祉

社電話というのはたった六十五、全国に占めるその比率は〇・一九%です。これは防衛費の一分どころじゃないや、全く。こういう状態なんです。こういう重度心身障害者を対象に設置される電話というのは、ある面では生命安全の問題がありますよね。それに孤独感をやわらげていくということですから、もう少し厚生省と相談をしていただいて、あんな多額の何億もの交際費で飲み食いせぬで、そこにすぐ回せないにしても、国民はそう思うのよ、大臣。何であんなたくさん金があるのに福祉電話さえ充実できないのか、これが国民の偽らざる感覚ですよ。これにこたえ切れないから政治不信が出てくる。性格そのものはストリートに結ばないかもしれないが、もう少し誠意を持って対処していただいたらどうですかね。特に沖縄なんか全県で六十五、これはちょっとおかしいですよ、ね、どう考えたって。これは厚生省も来ておられると思うので、お答えいただきたいと思うのです。

○大西國務大臣 まず遠近格差の問題でございすが、御承知のように、日本の国内電話の状態は、近距離が外国に比しますと非常に安い、反面長距離が諸外国に比しますと大変高い、こういう状態になっておりまして、中距離は大差はない、こういう状態のようでございます。

そこで電電公社は、四年くらい前ですか、一度この電話料金の体系を変えて値上げをしたわけですが、それが、それまでは非常な赤字であったというふうになっております。でございますから、法定をされておる全体系についてこれを改めるといふことになりまして、電電公社の経営基盤ということを考えなければならぬと思ひます。それが安定的にやっていると、この問題を見通した上で、この体系についての問題をそれに応じて考えていかなければならぬと思ひます。そういう意味におきまして、数年前に値上げをしたものを、現状においてはできるだけ先の方へ値上げといたした問題が起らないようにしていくことも、究極的には国民のニーズに応ずる一つの姿勢でもあり得ると思っております。

しかし、いま問題になっておりますのは何といたしても遠距離が高い、この格差を何とか是正することが今日の重要な問題として大きく取り上げられておるわけでございます。もちろん、体系問題も私も郵政省としては重要な政策問題として常に考へておるところではございますけれども、今日の当面の問題として夜間料金あるいはその中における深夜料金といったものを考へてこれを実現をしていこう、そういうことで、いま公社に対してそれが実現方を鋭意検討を求めているということでございます。そういうことでございまして、みみちいとおっしゃらずに、ひとつ御理解をいただきたいと思います。

これをやるとしますと、内容等詳しいことについては政府委員あるいは説明員からお答えをしてもらいますけれども、それをやることによって平年度かなりの減収が予想されるわけでありまして、そういう減収が見込まれますけれども、あえて国民の要請にこたえるべきではないかということ、で、電電公社も前向きに検討してくれておるといふことでございます。

一方、身体障害者に対する問題でございすが、福祉電話事業につきましては、福祉行政を所管しております厚生省が一元的に推進をしておるところでございます。郵政省もその円滑な運営に協力しておるといふことでございまして、先ほどお話のありました、この前の委員会における答弁につきましては、そういう厚生省の所管といひますか、そこが主体となって進めておることでございます。それから、五十五年度の予算におきましても、ひとり暮らしの老人あるいは身体障害者用等合わせまして九千台の設置が認められまして、厚生省が予定をいたしております対象者はほとんど設置されることになると思ひます。

○大西説明員 お答えいたします。先生御指摘のとおり、沖縄県におきまして福祉電話

話は一十三年度末できわめて微々たる数字でございます。これにつきましては、一つには沖縄の離島が多いという地理的条件もございまして、県において架設する際にもなかなか計画どおりいかないという特殊な事情があると聞いております。いずれにいたしましても、沖縄県といたしましては、五十五年度中に既設の分を含めて計画台数二百九十四台を整備すること、必要な台数は一応整備されるというふうに私どもに報告してきておりまして、私どもはその範囲内で必要な助成ができるようにしたいと考えております。五十五年度中の予定台数は一応百三十台でございますが、これと五十四年度中に整備されるものを合わせますとこの計画台数はほぼ達成されるのではないかと考えております。なお、今後とも県ともよく相談の上、必要に応じた対応策が講じられるように、福祉電話の設置に努力してまいりたいと思ひます。

全国におきましては、先ほど先生御指摘のとおり五十三年度末で三万四千六百五十台整備されておりますが、五十四年度整備見込み及び五十五年度中の整備台数を含めると、ほぼ五万一千台になります。これは昨年五十四年十一月に必要な計画台数ということで各県から希望を聴取いたしました台数でございまして、これを五十五年度中に満たし得ると考えておりますので、今年度中には現時点で必要と思われる台数はほぼ整備されると考えております。

○上原委員 それは御努力をなさっておられるようです。特に来年はたしか国際障害者年になると思ふのです。そういう面でも、一方においては国民生活がよくなったと言ひながら、社会福祉の日の当たらないこころの方々の福祉問題、電話の利用がこうおくれおったのでは問題であります。同時に、架設費が相当かかる。市町村が、必要でも経費がかさむのでなかなか対応できないという問題があるやうなことで、そこいらはこれから厚生省も郵政省も予算措置を含めて、もっと軽減措置をとっていくということで特段の御努力を要

求しておきたいと思ひます。沖縄は離島だからじゃない。もともとほかの電話も少ないのだよ。

それから電話料金ですが、収益が相当の減になるのだから簡単にかないのだから、しかし、近いところは安くても中距離が普通で遠距離は高いことがわかりながらは正しくないとは不合理ですよ。まさに不公正なことで、このことはいますぐどうというわけにはいかないけれども、私にはむしろ逆だと思ふ。いずれにしても、電話料金体系については根本的に是正をする方向で御検討いただきたいと思います。

○寺島政府委員 一対七十二となつております現在の遠近格差が高いということには十分に承知しております。これを縮める努力をやっていきたいと考えております。

○上原委員 早速にそういった面も是正していただかないと、次はまた電電公社に批判が集中しますよ。

次に、電話ですからまとめて聞きますが、せんだつても加入電話の積滞解消問題については同僚議員の方からお尋ねがあったやうで省きますが、私は二年前の予算分科会でも言ったが、沖縄のこととをい言っているのですが、全国でもかなりあるのですね。七八年度、五十三年度末でまだ十二万九千四百件あるのです。何と沖縄が四万九千八百、何か歌の文句みたいですよ。しかも昭和四十五年、復帰前からですよ。架設費も全部違うのだ。復帰前にやつたのは安いのか。十年も電話を入られぬところがある。それでここに何て書いてあると思ひ皆さん、公社の業務説明書を見ますと何かい文句が書いてありますよ。確かによくはなつてきていますけれども、これではちょっと納得しかねますよ。「公社は、発足以来「加入電話の積滞解消」「全国自動即時化」を二大目標として掲げ、電信電話サービスの向上に努めてまいりました結果、五十三年度までにこれらの目標を達成することができました。」何が達成されてい

るか。まだ達成されていないじゃないですか。これだけ積滞がある。これはいろいろ理由はあるでしょうが、ぜひ早急に進めてもらいたい。

特に私が強調しておきたいのは、大臣おわかりだと思ふのですが、最近沖繩には観光客が二百万前後行っています。私は時折飛行機で聞くのです。沖繩へ行かれて何が一番よかったですか、不自由ですか。まずは電車が、バスの時間が余りはいりません、次は公衆電話が足りないと言

うのです。公衆電話といつても、この皆さんのあれにも書いてありますが、いわゆる常時使える公衆電話ですね。赤電話がお店にあると、お店は遅いところでも八時、九時ごろからは閉まるでしょう。早いところは六時ごろから閉まる。そうすると使えないのです。要するに、あのボックスにつけた公衆電話が沖繩は絶対量が少ないのです。そういうことで、この積滞問題等の解消と公衆電話の増設、郵便ポストというほどにはないか、あつてもいいが、もう少しこころは予算措置を含めて考えてみたかどうか。そういう計画はあるとは聞いているんですが、改めて見解を聞いておきたいと思ふのです。

○岩崎説明員 お答えいたします。

先生お話しした公衆電話、赤電話は要らないというお話もございましたが、赤電話を含めまして全体のレベルと終日利用できます公衆電話について申し上げたいと思ふます。

沖繩の電気通信設備につきましては、復帰以来電電公社といたしましては最大の努力を払ひましてその建設に努力してまいつたところでござい

ます。先生が御指摘になりました終日利用可能な電話のうち、黄電話を中心とした百円公衆電話でござい

ますが、これが、非常に残念ではございませうけれども、沖繩では五十四年度末でその五千個の中

でまだ四百個しかないという状況でございませう。これはパーセンテージにいたしますと八%ということ

でございますが、これが全国水準では一三・三%ということになっておりまして、非常に大きな

格差がございませう。五十五年度、約一千百個の公衆電話の増設を計画しておりますが、そのほか

に取りかえ等にも鋭意努力いたしまして、二千個の百円公衆電話を設置する予定でございませう。そ

ういたしますと、五十五年度の末におきましては、沖繩では公衆電話の中で百円公衆電話の率が三三%ということになりまして、全国平均は二一

%という状況でございまして、正確ではないかも知れませんが、全国で百円公衆電話の比率の一番

高い界になるといふふうに思っております。ひとつよろしく願ひ申し上げます。

○上原委員 なつてからの話だよ。計画でな

るからなつて言つて、なつてから言つてく

ださい、あなた。いま八%じゃないですか。

いづれにしてもやる御計画はあるわけですね。大臣、これは本当に悪いんですよ。私らだつてち

が非常に多いというのは何か労使関係が余りうま

くいつてないとか、職員の協力が得られないとい

うような言い分も一部にあるようですが、そんな

ことは私が聞く範囲では全然ないと思ふのです、

さつきの大臣の御答弁からしたつて、それははっ

きりしておいでいただきたいと思ふのです。そう

です。

○児島説明員 お答えいたします。

当初私どもの社と合併をいたしましたところに

月二十二日に開始されたと思ひますが、五十二年

の復帰五年を記念するということでやつたんです

が、これもNHKの下りだけなんです。民放は行

かないのです。だから、沖繩にあるローカルテレ

ビステーションであるRBC、OTVというのは

行かない。もっとも、NHKもこの下り——下り

というかこつちから流すだけ、向こうからはで

きない、そういう状態です。これはいろいろ海底

ケーブルの問題、使用のことがあるということ

が、

民放もせめてRBCなりOTVなり、同時に先島

の方々もごらんになれる、またニュースも聞

ける、向こうからまた重要なニュースがあれば全

国ネットで送信できるというふうなシステムが必

要だと思ふのです。

いろいろな事業計画のあれがあるようですが、

こころのことについては何か抜けているような

感じがします。この点の御認識と、これから

の改善措置についてひとつお伺ひをしておきたい

と思ふのです。

○平野政府委員 お答え申し上げます。

大東島につきましては、沖繩本島からのテレビ

中継回線がございせんので、本島との同時放送

は不可能な状況にあることは先生御指摘のとおり

でございます。NHKは放送試験局を設置いた

しまして、ビデオテープの空輸によりまして行

つておるわけでございますが、NHKの話を聞いて

おりますと、両島間の運輸状況に一つ問題があ

る。空輸方法によつてビデオテープを持ってい

ておるわけでございますけれども、問題がありそ

うだ。あるいは、現在、要員の確保等についても

非常に問題があるというふうなことでございま

す。先生すでに御承知かと思ひますけれども、私

どもといたしましては、五十七年度には通信衛星

が上がるわけでございます。中継回線の問題と

いたしましてはその時点に解決をする、あるいは

五十八年度には放送衛星が打ち上がる予定にな

つておりますので、そのような時点にはもちろん同

時放送が可能になるというところでございませう。

さらに、宮古、八重山へのテレビ放映、NHK

の同時放映というのはたしか昭和五十一年の十二

月、

に、

に、

に、

それまでの間におきまして何らかの方途を考慮できるように、NHKとも話し合いをしてみたいというふうに考えております。

次に、宮古、石垣島から沖縄本島へのテレビ中継の問題でございます。この問題も先生御指摘のように下りの中継回線だけでございまして、上りの回線がないわけでございまして。現在のところは、必要に応じてビデオテープによる取材を行いつつ、沖縄から放送が行われておるといふふうに承知をしておるわけでございまして。

また、民放が先島地区に置局をする問題でございます。置局に要する経費、局の運営費、あるいはいま直ちに問題になりますのは海底ケーブルの増設に要する経費、テレビ伝送回線の専用料など多額の費用が必要でございまして、沖縄地区の民放テレビ、御承知のように二社あるわけでございましてけれども、その経営状況等も考えながら、難視聴解消のために適切な指導を行っていく必要があるというふうに考えております。

しかしながら、先ほども申しましたように、五十七年度には通信衛星が打ち上がるわけでございまして。もちろん、当面は電電公社が地上系を使うか海底ケーブル系を使うか、あるいは宇宙系を使うかという問題ではございましてけれども、物ができるといふことに相なるわけでございまして、五十八年度には、これは当面NHKに限るわけでございまして、放送衛星が打ち上がる、同時放送が可能になるわけでございまして。しかしながら、この問題も、五十七年度、五十八年度に至るまでの問題として受け取らせていただきます、ひとつそれぞれ相談をしてみたい、こういうふうに考えております。

○上原委員 ぜひ相談をしていただきたい、放送衛星あるいは通信衛星打ち上げもまた失敗するかもしれない、そう気長にしておれませんので。大臣、こういう実態であるということをおひとつ御認識の上で、よく検討していただいて、実現するように御努力いただませんか。一言お願いいたします。

○大西国務大臣 先ほど来の電話の問題、放送の問題等を含めまして、これらの問題は沖縄県民の方々の切実な御要望だと思っております。そういうふうな受けとめまして、今後とも、その一日も早い解消に努めていきたいと存じます。

○上原委員 あと五分で終えます、約束の時間です。

そこで、特に南大東は、ビデオテープを運ばうにも飛行機が小さいのよ。STOLという九人か十九人乗りの飛行機で、二十トン以上のものは運べない状態なんですね。前はYSが飛んでおった。そういうハンディもあるということですよ。いまでもさえずるか二時間です。ニュースも見られない。子供さんたちなんか、離島校では本当にかわいそうですよ。こういうところは少し金をかけても改善をしていただきたいということを申し上げておきたいと思っております。

最後に、沖縄の郵便局の実態について少し触れておきたいのです。

これも私は調べてみたのですが、沖縄の郵便局数は、普通局、特定局、簡易局を合わせて五十三年末現在で百二十一局のようですね。全国の統計はたしか二万二千六百二十七局あって、沖縄の郵便局数は〇・五％しかない。手紙を書かぬからとまた言うかも知れぬが、そうじゃないのです。職員数にしても、全国で二十七万九千七百十人に対して沖縄は千二百人、実に〇・四％ですね。単純に人口比例でいうと一％ぐらいの比率なんです。そういう面から判断して、郵便局の数が少ないわけ、結局そこで働く職員の人数も少ない、こういう状況で、まさに五〇％の格差があると言っても言い過ぎでないと思うのです。これからの増設計画、そういう面を含めて、こういったことの格差の是正ももう少し早急にやるべきじゃないのか。電話だけではない、一方においてはこういう実態でもあるということ。

さらに過疎地域の郵便局数の問題もあるが、またこれを、特定郵便局なんてどんどんつくってもらっても困るのですが、都市地域でも、まるまる

中央郵便局まで足を運ばなければいけないという状態なんですから、こういうことも、十分実態を御調査の上で一年次計画で二つ三つやすうなことをやっておられると沖縄の事務所も言っています。改めて本庁の御見解を、こういう実情をどう解消していかれるのか、お聞かせをいただきたいと思うのです。

○守住政府委員 御指摘のように、沖縄の郵便関係の職員数は全国の〇・四％でございまして、また、引き受け物数も〇・四％でございまして、それには対応しておるのじゃないかと思っております。ただし、御指摘の郵便局数でございまして、この点につきましては、復帰前に比べてまして復帰後無集配特定局十六局、簡易郵便局九局と、現在百二十九局に相なっております。五十三年度の時点では百二十一局ではなかったかと思いますが、現在は百二十九局になっております。またそのほか、無集配の特定局を四局増設ということで、現在開局を準備中でございます。

なお、これを普通局、特定局、簡易局という形で見てまいりますと、簡易局の方もどうしても少ないな、こういう感じがいたします。もちろん那覇市内等の窓口機関の特定局増設という問題もあらうかと思っております。また、それ以外の地域の簡易局の問題等につきましても今後努力していきたい、このように考えております。

○上原委員 これで終えますが、そういう実情なので、ひとつ事業計画にも十分御配慮をさせていただきたい。あと二年もすると復帰後十年です。この格差の是正が十年たってもできないならもう何をか言わんやで、特にそういう面にもっと力を入れていただきたいと思っております。

そこで大臣、今回の法案については、私たちはいろいろ検討させていただいて先ほど申し上げましたように、また去る十五日にいろいろ質疑もありましたように、諮問機関の設置の問題とか、政策局を文字どおり今後の通信業務、情報化社会に対応できるように民主的な運営に持っていく、さらに労使関係その他の問題等についても特段の当

局の御努力をいただく、そういう立場で、目下の状況からわれわれも態度を明らかにしておりますので、そのことは特に御配慮をいただいてこれから対処していただきたい。そういう意味で、改めて大臣の決意のほどを伺って、質問を終えたいと思っております。

○大西国務大臣 御指摘のような諸問題につきましては、十分意を用いてまいりたいと存じます。

○上原委員 ありがとうございます。

○有馬委員長代理 辻第一君。

○辻(第)委員 私は、いわゆるKDDとの関連で質問をいたしたいと思っております。

まず最初に、いわゆる電気通信監理官室の業務内容について、簡明にお答えをいただきたいと思っております。

○寺島政府委員 電気通信監理官は、現行の郵政省設置法第二十一条第六項の規定によりまして、同法第六條に規定されております大臣官房の事務のうち「日本電信電話公社及び日本電信電話公社の合併並びに国際電信電話株式会社を監督すること。」「有線電気通信を規律し、及び監督すること。」「国際電気通信の管理に関する国際的取極及び国際電気通信連合その他の機関との連絡に関する」事務を掌理することとされておまして、通常電気通信監理官室と呼ばれておりますところでこれらの業務処理を行っているわけでござい

○辻(第)委員 KDDに対しては、事業計画とか利益金の処分、さらに役員の人件など、そのほか国際電話料金の改定の認可などの権限を持っていらっしゃるわけでありますけれども、一般的に言って大変な権限だといふふうに思うわけでございまして、その点についてどのように思われますか。

○寺島政府委員 現在私どもが行っておりますKDDに対する監督というのは、一つは、国際電信電話株式会社に定められました大臣の監督の権限というものが具体的に示されてございまして、その法の趣旨、内容に従って監督しておるわけでござ

ざいます。いま一つ、公衆電気通信法に定められておられますところに従いまして、国際公衆電気通信サービスの料金でございますとか、役務の提供条件等につきましての規律を行っているわけでございまして、いずれも現在でございます現行法に従いまして、その範囲内におきまして監督を行っているわけでございます。

○辻(第)委員 一般的に言って大変な権限だと私は思ったわけですが、その点についてどう思われるのかというのをいまお尋ねしたわけですから、

○寺島政府委員 先生御高承のことと存じますが、KDDは昭和二十八年に民営形態としてできたわけでございます。したがって、民営という形態の長所を生かし、しかしながら、公共的な事業としての国の一定のコントロールということの調和というものが現在の法律にあらわされていると思うわけでございまして、その趣旨から申しますならば、他の特別な法律に基づいて設立された株式会社とか公社等にはなっていて、非常に強い監督権限があるという形にはなっていないと考えておるわけでございまして、そういう点を含めまして、御案内のとおり、現在KDD法の一部改正案を国会に御提出をしておりますところでございます。

○辻(第)委員 一般的に言って、会社の事業計画から利益金の処分、役員人事、料金の改定まで、私は大変な権限だと思っておりますが、いまおっしゃったのは大した権限ではないということですか。

○寺島政府委員 現行法に定められておりますのは、それぞれ重要な監督上の権限であると考えますが、他のものとの比較において、それと比べた場合に、法律によって非常に過度な権限がKDDに対して郵政大臣に付与されておる、そういうふうには考えておらないという趣旨を申し上げたわけでございます。

○辻(第)委員 それでは次に移ります。KDDはきわめて公共性の強い、しかも独占企

業体とも言うべき株式会社だと思っておりますが、資本金は幾らなのか、それからその大株主、大体五番目くらいまでをお教えいただきたい。できればその大株主の保有株のパーセンテージも教えていただけたらと思います。

○寺島政府委員 ただいまKDDの資本金は百六十五億でございます。その株式は、東京証券市場一部に上場されておるわけでございまして、お尋ねの上位五位までの株主と、その全体に對します保有の割合ということをお答えを申し上げますと、郵政省共済組合が一〇・九九%、日本電信電話公社が一〇%、日本生命保険相互会社が八・二%、第一生命保険相互会社が六・六三%、朝日生命保険相互会社が三・四八%、合わせて上位五社で全体に對しまして三九・三%でございます。

○辻(第)委員 それではKDDの昭和四十五年度以降の年間純利益が幾らなのか、年度別に教えていただきたい。それと、五十年以降で結構ですが、から交際費を、五十四年度は上半期で結構ですが、教えていただきたいと思ひます。

○寺島政府委員 まず交際費でございますが、これには会社の経理区分上交際費という科目に経理をしておりますものと、いわゆる税務上の交際費と申しますか、税法上会社経営上のコストとして算入されないで課税対象にされるいわゆる交際費等と呼ばれておるものがございますが、後者の点でお答えを申し上げます。

五十年度におきまして六億四千百万円、五十一年度九億二千三百百万円、五十二年度十三億九千九百万円、五十三年度二十二億三千八百百万円でございます。五十四年度の上期につきましては、約十二億でございます。

それからKDDのいわゆる利益金と申しますか、税引き後の経常利益でございますが、五十年度におきまして七十四億四千百万円、五十一年度におきまして九十一億二千四百百万円、五十二年度におきまして九十二億二千三百百万円、五十三年度におきまして九十七億七千八百百万円でございます。五十四年度の決算はまだできておらない

いわけでございます。

○辻(第)委員 利益は四十五年からお願ひしたのですね。

○寺島政府委員 恐縮でございますが、ただいま手元にあります資料は五十年度からのものでございまして、それ以前のものを持ち合わせておりません。御了解いただきたいと存じます。

○辻(第)委員 KDDは、あのオイルショックの後大変な不況で、一般民間企業、ことに中小零細業者は倒産だとか転廃業、失業と大変な苦しみでございました。そのオイルショック後の不況の一番ひどい四十九年でも七十億の利益があったということでありまして、しかもこのような莫大な利益を出して、いろいろな理由があつたので、料金を値下げして、利益を利用者に還元をしていない、このような状況の中で莫大な利益が積み立てられた。

そういう状況の中であのような乱脈な経理、中でもこの三年間では五十億を超えると言われるような交際費が使われてきた。しかも、商品券だとか美術品だとか装飾品だとかこれを贈つていく。また、いろいろなところで接待をする。また旅行代も払う。さらにはせんべつだとかパーティー券、こういういろいろなことがやられて、このKDDの甘いみつを吸いにたくさんの方がそこへ行くような状態があつた。まさに政界、官界、財界の癒着そのものであつて、国民があきれ返るほどの醜い汚職や腐敗が起つたということでありまして、このようになる前に、大変な権限を持つていると思われざるべきで、いよいよ監督官庁や郵政省でこういうことが事前にチェックできなかつたのかどうか。私はできたのではないかとこのように思ふわけでありまして、その辺、郵政省の御見解を大臣にお聞きをしたいと思ふわけです。

○大西国務大臣 いまKDD法の改正法案を別の委員会へ御提案を申し上げて御審議をさせていただいておる最中でございますが、それと申しますのも、いま御指摘のような問題について、従来の現

行法のもとにおける監督のあり方、そういうもののについての反省あるいは見直し等を行ひました結果、今回のような事件が再度発生をしてはならない、こういう再発防止の観点から、その監督の対象を財務面におきまして、あるいはまた書類の提出義務の点におきましてこれを拡大をいたしまして、そうして今後そういうことの起こらないようにやろう、こういう趣旨で御提案申し上げておるところでございます。

なお、会計につきましても、会社内部にそれぞれ監査をする機関があり、また、外部の監査機関のこれに対する監査も商法上あるわけでございまして、そういうことがあつたにもかかわらず、こういう事件が起つておるわけでございまして、そういう関係から申しましても、会社の会計というものを会計検査院の検査対象にしよう、こういうことで御提案を申し上げておる次第でございます。

○辻(第)委員 このような腐敗、汚職の本質は、やはり自民党の単独政権が非常に長い間続いて、その中で大企業からの企業献金で政治活動が賄われる、こういう政治の中で、政界、官界、財界の癒着が起る、そして構造的な汚職が次々と起つてきているというふうには思ふわけでございまして、この中でも、行政と財界の癒着ということが、高級官僚の方々の天下りということが大きな関係を持つていて、私どもはたびたび指摘を、この天下りを禁止すべきであるというふうに言ってきたわけでありまして、今度のKDDの問題にもそのことが関係があるというふう

に思ふわけであります。

KDDに郵政省の高級官僚の天下りが非常に多い。郵政省の局長級以上のKDDへ天下りをされた方は何人あるのか。また、現在KDDの役員は何名で、そのうち何名が郵政省出身なのか、お尋ねをしたいと思います。

○小山政府委員 二十八年に設立されて以来、郵政省から局長以上でKDDへ就職した者は七名でございます。現在その局長以上の者で出身者は、

「有馬委員長代理退席 委員長着席」
このようにすでに省内から逮捕されるという人が二人も出たことは、十分な監督指導をすべきＫＤＤでこのような事態を引き起こしたことは、郵政省の責任は本当に重大であるというふうに思うわ

ただいま環境の変化というものがあつたのでその後どうかというお話でございますが、このような形でやらざるを得ないという状態になりますと、やはりそれぞれの記憶というものが余り昔のものまで引き出せないということで、やはりこのような形でやるのはこれ以上無理だというような考えがしております。ただそれと同時に、現に捜査の対象となつてゐるということで、そういった捜査を見守るということもわれわれの立場としてやむを得ない点を御理解いただきたいと思ひます。

約五カ月になる、それ以上の記憶を呼び戻すというのは対象者によってばらつきがある、ばらつきがあるのと安定した資料といえますか調査にならない、信頼性のある調査にならないということですので七月以降としたものでございまして、他意はないものでございます。

○辻(第)委員 いまのお答えでは私は納得できないと思うのです。非常に問題点のある時期を外してやっていらっしゃる。それからそんな古いことは思い出せないだろうとおっしゃるわけですけれども、調査された方は優秀な頭脳の方ばかりです。

しかし、その本当のねらいは、江上氏がKDDとの関係が云々をされている中で、これ以上郵政省の最高級の幹部のところへ飛び火しては困る。もっと言えば、いま郵便料金の値上げの法案が今国会に出されている、その直接の任に当たる郵務局長に火の手が上がっては大変だ、こういうこと、そして何とかしてこの疑惑を隠そう、こういう措置であるというのが一般的常識であるという

うふうに考えます。また、一方では、このKDDの問題で責任を感じられてみずから行政責任をとられた、こういう郵政省側の評価もあるわけでありまふけれども、私はこの前者の疑惑隠しだというこの考え方が妥当なものであるというふうに考えるわけでありまふが、郵政大臣はこの考え方に對してどのような認識を持っていられしやるのか、お答えをいただきたいと思ひます。

○大西國務大臣 先生が先ほど前段おっしゃいましたように、人心の一新ということで今回の異動を行ったわけでございます。その時期がいわゆる定期異動期でないことはもちろんでございます。異例な時期に行つたわけでございます。異例な時期に行つたのは、省内の沈滞をしておる空氣というものを一掃して、早く積極的に本来の業務に職員が精勵をせられて、そして國民の期待に沿つて本来の事業を推進するということもまた非常に重要な問題だと考えたわけでありまして、その考えに従つてそのことを断行したわけでございます。それ以外の何物でもございません。

○辻(第)委員 私のお尋ねしたのは、そういうお答にもなるかと思ひますが、一般國民はやはりあの御処置は疑惑隠しではないかというふうに考へておるといふこの考え方についてどのよう認識をされておるのか。さっきの答へになつてゐるのかもわかりませんが、もう一度、簡単に結構です。

○大西國務大臣 私は、いまお答えをしたとおりでございます。もしそういうお考えをお持ちであるとしたら、どうか誤解をお解きいただきたいといふのがうまいでございます。

○辻(第)委員 先ほどから申し上げておりますように、大変なKDD問題の中で、このKDDを監督指導すべき電氣通信監督官室が疑惑の中心になつて二人の逮捕者を出す、そして真相の解明の山場へ向かつてゐるという時期に、しかも郵政省の反省や対応には問題があると言われている状況の中で、今度電氣通信監督官を中心とした新しい局の新設というものを持ち出されてきたわけであ

りますけれども、この新局の問題が郵政省の二十一年来の念願である、こういうことであつても、先ほど申しましたような状況の中では一般的な國民感情を逆なでするようなものである、妥協な提案ではないというふうに思ひわけでありまふが、その点について当局はどのように考へていらつしやるのか、お答えをいただきたいと思ひます。

○大西國務大臣 KDDをめぐる問題につきまして、KDD自身がその経営姿勢を改めてもらうことにつきましては、私も強くこれを要望しておるところでございます。そのことにつきましては、すでに経営の首脳陣が交代をいたしました。その交代した首脳陣が、いわゆるKDD事件を省みて、そして再びこのようなことがあつてはならない、こういう決意のもとに厳しく姿勢を正して、そしてそれに対するいろいろの方策をいまとりつつあるわけでございます。私はこの新経営陣によつてKDDが立て直されることを大きく期待をいたしますとともに、確信をいたしておるところでございます。

また反面、この問題をめぐつて御指摘のように、郵政省内部において監督の立場にあるにもかかわらず取捨容疑をもつて逮捕、起訴される事態を生じておられますことはまことに申しわけのないことでございます。國民に對しまして心からおわびを申し上げる次第でございます。

そこで、郵政省といたしましても、内部において職員一人一人が全体の奉仕者としての、行政責任者としての原點に立ち返つて身を厳しく戒め反省をいたしますとともに、今後再びこういう事態の起こらないような決意をしてもらうということについて私は私なりの努力をしてみたい。こういうことでございますけれども、本来の郵政業務の推進ということは、それはそれとして一日もゆるがせにできる問題ではございません。そのことのために、この本来の業務を推進をするといふことをなおさらにするといふことは、責任をさらに懈怠することになると思ひます。そういうことであつてはなりませんので、新しい情報化社

会に向かう今後の社会、經濟、文化の發展に對して行政が対応していく体制を一日も早く整えなければなりません。そのことは、この日進月歩の技術革新その他電氣通信事業をめぐる将来の社会展望をいたしますときに、これをきょうややつておくならば間に合ふけれどもあつたでは間に合わない、それほかに私は真剣に考へております。

でございますから、この問題はこの問題として国会の皆様には御審議を賜りたい、こう存じておるわけでございます。こゝねがわくば、この設置法の改正をひとつ御可決あらんことを心からお願ひするものでございます。

○辻(第)委員 いまの大臣のお話では納得しかねるわけでありまふ。このKDDを含む問題がもつとはつきりしてくる時期でも十分間に合ふ、いまの体制でもやる気になれば十分やういける、いまでもこのまゝというわけにもいかぬでしようけれども、時期的には非常にまずいというふうには私に考へてゐるわけでございます。

次に、ことし三月十八日にある一般新聞に報道されてゐる一部にこういうことがあるわけでありまふ。

KDDは郵政省の「陰の経費」を肩代わりしなければならぬ——国内外で開かれる電信電話関係の国際會議にKDDは「接遇班」として参加する。

例えば、一昨年六月七日から二十三日にかけて国立京都國際會館で開かれた國際無線通信諮問委員會第十四回總會。政府ベースの會議でメンバーは郵政省と各國の主管庁。本来、會議費は郵政省予算でまかなわれるべきだが、KDDは賛助會員の名目で四千五百万円を負担してゐる。(郵政省の負担した予算は三千万円)

この四千五百万円は五十八カ国三十二機關三百五十九人の外國人参加者の接遇費に使われてゐるが、KDDの經理關係者は「ウラでかかる経費、つまりハデな接待や領收証のないものは會計検査院のチェックがないKDDで受け持つ」と証言してゐる。

このように報道されてゐるわけでありまふが、このような事実があつたのかどうか。もしそれが事実とすれば、ここに書かれてゐるように、本来會議費は郵政省予算で賄われるべきではないか。また、このようなことは郵政省とKDDの、組織と組織の癒着である、こういうことがKDDと郵政省の汚い癒着を一層探めたのではないかとこのうに思ひわけでありまふが、このような事実があつたのかどうか、お尋ねをいたします。

○平野政府委員 お答え申し上げます。

一昨年京都で開催いたしました國際無線通信諮問委員會でございますけれども、その際の費用の総額は二億七千三百円余でございます。この經費は國際電氣通信連合が二千三百七十七万円、この會議への参加機關としての郵政省が三千六万円、日本電信電話公社が四千五百一十一万円、日本放送協會が二千二十五万円、國際電信電話株式会社が四千五百一十一万円、日本民間放送連盟が二千三十三万円、日本電子機械工業會が二千四百六十六万円をそれぞれ分担して支出をしたわけでありまして、これらの各機關の分担額は、プールをいたしまして、会場費あるいは同時通訳の經費等に充てたわけでございます。その支出は公正に行われておりまして、御質問のような事実はないわけでございます。

なお、接遇班というお話がございましたけれども、確かにただいま申しました各機關が分担をいたしまして京都總會を成功させるために努力をしたわけでございます。KDDから派遣いたされたスタッフは主として會議への参加登録、會議日程の案内等を行つて、いわゆる接遇業務を分担したわけでございます。

○辻(第)委員 すでにお聞きをしましたように、KDDは昭和四十五年度から毎年巨額の利益を計上いたしております。しかもその間料金の値下げが行われず、このKDDの事件が起つてからやつと昨年の十二月一日に値下げをされた。このような長期、連続して莫大な利益が出ていながら料金値下げをしていなかったことについてど

のようにお考えになっているのか、お答えをいた
だきたいと思ひます。

○寺島政府委員 KDDの料金でございますが、
昨年の十二月に値下げをしたことについては御案
内のとおりでございますけれども、それ以前の、
先ほど御指摘のございました、たとえば五十年
度の利益について先ほどお答え申し上げましたが、
いわゆるオイルショックと呼ばれたときに相
当人件費等も高いものになりました、国内的に申
しましてもいわゆる新価格体系と呼ばれるような
ものができ上がったわけでございますけれども、
その間におきましてもKDDの料金というものは
変わっていません。この間に番号通話の料金に
番号通話の導入、これは指名通話と番号通話の料
金を差を設けて、番号通話の料金の値下げを行
っているわけでございますが、そういった料金の
値下げというものを二十九年以来ずっと行ってお
るわけでございます。もちろん韓国とか香港等
について若干値上げをしたケースもございますけ
れども、全体的に見ますと、そういう形で下げて
きたわけでございます。

しかしながら、そういった料金を下げあるいは
維持してきた中でかつ相当の利益が上がってきた
こと、これはやはり日本の国際化の進展に伴いま
す通信需要の増大に支えられてきたもの、そして
またKDD自身の経営努力ということもあつたろ
うと考えるわけでございます。

ところで、料金の問題につきまして、先生御案
内のとおり、一昨年の暮れごろから、いわゆる円
高差益という問題が議論の対象になったわけでご
ざいます。一昨年、もう一年前と五十二年でござ
いますか、五十二年の十一月ごろと記憶いた
してありますが、円レートが二百五十円を割る
という事態になりました、円高の問題が出たわけ
でございます。そういった場合に、円高差益の問
題、あるいはそういった為替レートの変動に伴い
まして、料金というものを円レートに換算をし
て、日本のものと、日本から外国へかける場合
と、海外から日本へかける場合を比較をいたしま

すと、そういった為替相場の変動に伴ひまして料
金の格差というものが出てまいりました。そうい
った問題、あるいは先ほどお答え申し上げました
ように、全体として収益状況が好調であるという
ことを踏まえまして、郵政省といたしましては、
一昨年の五月以来ずっとこの料金の問題について
検討方針KDDを指導してまいりましたわけございま
す。

その間いろいろな経緯がございましたけれども、
も、そういったものを踏まえまして昨年の十月には
専用線を一〇%値下げをいたしましたし、昨年十
二月には対米電話料金の二五%を初めといたしま
す環太平洋地域を対象といたします値下げを実施
いたしました、こういう経緯になっておるわけござ
います。

○辻(第)委員 KDDは法律で認められた独占企
業体であり、料金は、その申請を受けて郵政大臣
が認可をする公共料金と理解しているわけであり
ますが、その理解は妥当かどうか、簡単に答ええ
ください。

○寺島政府委員 御指摘のとおり、KDDの料金
は、公衆電気通信法によりまして、郵政大臣の認
可料金でございます。そして多くの方が御利用に
なり、かつまた国が関与する料金であるという意
味におきましては、公共的な料金であると考えて
おります。

○辻(第)委員 それでは、KDDの料金は公共料
金ということですから、他の多くの公共料金と同
じように、能率的な経営のもとにおける適正利潤
を含む適正原価を償うに足る料金収入を上げる、
こういう考え方を基本とすべきであるというふう
に考えますが、どうでしょうか。時間がありません
ので、恐縮ですけれども、簡明にお答えをいた
だきたいと思ひます。

○寺島政府委員 お話しございましたように、能
率的、合理的な経営のもとにおけるコスト、そし
て今後の投資計画、適正利潤等を賄うに足る料金
であるということにならうかと思ひます。
なお、この問題につきましては、国際電信電話

諮問委員会、C C I Tと呼んでおりますが、こ
の意見にもそういったことが加盟国に対して述
べられておるわけでございます。

○辻(第)委員 KDDの料金に関する法律上の規
定を見ますと、公衆電気通信法六十八条、六
十九条あるいは一条あたりにあるわけでありま
すけれども、極論をしますと、合理的に定める、こ
れぐらゐのことではないかというふうに思えるわ
けであります。その点についてどうなのか。また
原価補償方式に基づく料金設定基準のようなもの
が郵政省にあるのかどうか、この二点についてお
答えをいただきたいと思ひます。

○寺島政府委員 御指摘ございましたように、公
衆法に基づきまして郵政大臣の認可料金となつて
おるわけでございます。一つは、認可の手続と申
しますが、やり方の問題かと思つてございま
すが、現在、国内料金につきましては、その法律
に定められておりますもの以外の認可料金のう
ち、国民の多数に關係をいたしますものにつきま
しては郵政審議会の御意見を伺つて決定をする
という方式をとっております。

ただ、KDDの料金につきましては、いままで
のところそういう方式をとつておらない状況でござ
います。

○辻(第)委員 もう一つ聞いた原価補償方式に基
づくというのはどうですか。

○寺島政府委員 失礼いたしました。先ほど料金
決定の原則的な考え方についてお答えをいたした
わけでございますけれども、数字的に固まつたよ
うな料金決定の物差しと申しますか、そういうも
のは現在持っておらないわけでございます。や
はり総体としての原価を償う料金、料金と申しま
すのは歴史的な経緯もございまして、そういう
たものを踏まえて判断しておるわけでございます。

○辻(第)委員 昭和五十三年の二月七日の衆議院
の予算委員会におきまして当時の服部郵政大臣
が、また五十三年二月十六日衆議院通信委員会に
おきまして、さらに五十三年三月三日衆議院予算

委員会におきまして、いずれも料金値下げの方向
でというような発言をしていらつしやるわけでご
ざいます。事務当局と打ち合わせの上での御発
言と思ひますが、どうでしょうか。

○寺島政府委員 大臣は行政府の長としての最高
の責任者でいらつしやいます。したがひまして、
最高の責任者としての大臣の国会での御発言でござ
いますから、そのように理解をしておるわけ
でございます。

○辻(第)委員 どうも私のお尋ねしているのとち
よつとずれて、意識的に発言していらつしやるの
かというふうに思つておるわけですが、続いて五十三年
四月十八日ですね。これは参議院の通信委員会
で服部郵政大臣が、「私は決して新聞に報道あつた、
値下げするなんて言つた覚えはありません。」ま
た、「誤解のないようにひとつ御認識を新たに
していただきたいと思います。」このように答弁をされ
ているわけでありまして、この答弁も事務当局との
打ち合わせの上で御発言になったのかどうか、答
えてもらえないかも知れませんけれども、お答
えをいただきたいと思ひます。

○寺島政府委員 その当時の状況を私は承知して
おらないわけでございますが、一般的に申し上げ
まして、先ほど申し上げましたように、行政上の
最高責任者としての御発言でございますので、事
務当局の意見というものを徴されて御判断される
場合もそうでない場合もあるかと考えるわけ
でございます。

○辻(第)委員 時間がもうありませんので、次へ
行きます。

五十三年の四月二十一日、経済対策関係会議で
値下げの検討が決定されております。これを受けて
五月十日に郵政省はKDDに値下げの検討を文書
で指示されたと思ひます。そして五十三年の十月
十八日衆議院通信委員会では、「現在は御指摘の
とおりかなり利益は上げて社内積み立てをやらせ
ております。」というふうな御答弁をされておる
わけでありまして、これをもう一度見直してみます
と、大臣の御発言が変化をする、しかも食い違い

があるというふうなことがあるわけですね。食い違いと申しますといけなかもわかりませんけれども、四月十八日は値下げをしないというふうな表意をなさっているにもかかわらず、もう四月二十一日には経済対策閣僚会議では値下げの検討が決定されている、こういうことがあるわけでありま。これを見てみますと、大臣の意向だけで決められていってしまうような傾向あるいはKDDと郵政省が密室の中でお決めたものではないかというふうな傾向があるわけでありま。これは利用者が意見を述べたり、第三者がその妥当性をチェックする場が全くない状態であるというふうに思います。これでは合理的に決めた料金ではないと考えるわけですが、どうでしょう。

○寺島政府委員 今回の事柄を契機といたしまして、KDDにおきましても、去る二月の臨時株主総会におきまして新しい会長、社長を選任いたしました。現在新しい執行体制で当たっておることは御案内のとおりだと存じます。その新しい執行体制のもとに、いわゆる開かれた経営と申しますか、そういう観点あるいはまた二度とあいつく不祥事を再発させないという観点から、KDDといたしまして部外の有識者の方々の御意見を十分に徴するという場、そういう委員会的なものを設けるという方を方針として決定したというふうな伺っておるわけですが、今後はそういういろいろな御意見を十分聞きながら公共的な事業としてふさわしい経営がなされるものと私ども期待しておるわけでございます。

○辻第参事 もう一度お尋ねいたしますが、いわゆる合理的に決めた料金と言えぬのか言えないのかということですが、その点でお答えをいただきたいと思ひます。

○寺島政府委員 先ほど申し上げましたように郵政大臣の認可料金でございますので、認可申請を受けまして、私どもといたしましてはそれを判断するわけでございますが、その判断の過程におきましてどういふふうにそれを考えていくかという

ことのお尋ねかと思つてございます。先ほど申し上げましたように、従来郵政審議会等の部外の方々の御意見を聞くということはやっておらなかったわけでございますけれども、そういうことも含めて、どういふ方が望ましいかということにつきましましては検討してまいらるべき課題とお考へておるわけでございます。

○辻第参事 最後に、私といたしましては利用者や国民の納得できる公正で民主的な料金の決定をされることを再度要望いたしまして、私の質問を終わります。

○木野委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○木野委員長 これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。中略雅弘君。

○中略委員 郵政省設置法の一部改正に簡潔に一言反対の意見を述べます。

電気通信行政の現状は、科学技術の進歩に対応して政策立案の業務が求められていますし、現行の電気通信監理官室に通信政策課を加えて、政策立案が所掌事務に加えられたことを否定するものではありません。しかし、現在一連の行政改革が進められている中で、あえて新しい局を設置しなくても、現行の制度で必要な所掌事務を加えれば済むことであります。

次に、本改正案とKDD事件とは直接的な関係はないとしても、すでに電気通信監理官室関係者である元監理官や元参事官が収賄容疑で逮捕され、さらに現在捜査が続けられているさなかで、郵政省汚職の中心の対象である電気通信監理官室をいま局に昇格することが主要な改正内容である本法案は、十分納得を得られないと考へます。

KDDとの癒着、汚職に郵政省自身具体的にメスを入れ、今回の事件を反省材料として、不正、腐敗をなくして、清潔で民主的な行政機構の改組について今後慎重に検討すべきだと考へまして、

今回の法改正に反対するものです。

○木野委員長 これにて討論は終局いたしました。

○木野委員長 これより採決に入ります。

郵政省設置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○木野委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

〔賛成者起立〕

○木野委員長 ただいま可決いたしました本案に対し、唐沢俊二郎君、岩垂喜男君、新井彬之君及び小沢貞孝君から、附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。岩垂喜男君。

○岩垂委員 ただいま議題となりました自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議及び民社党、国民連合の各派共同提案に係る郵政省設置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案につきましまして、提案者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

郵政省設置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

情報通信事業が、今後の情報化社会における中核的役割を担い、国民経済の発展及び国民生活の質の向上等にとって不可欠の存在であり、かつ、その公共性が拡大する方向にあることにかんがみ、政府は、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一 国民経済の要請に即応し得るようにするため、総合的、かつ、合理的な電気通信事業の経営基盤の強化及び経営当事者の自主性の確

立を図るとともに、同事業に従事する職員等に適切な労働条件が確保されるよう努めること。

一 情報通信事業が、国民の理解と納得の上に立って、社会的責務を全うし得るようその事業運営について、国民各層の意見が反映する体制のあり方を検討するため、適正な構成による機関を速やかに設け、国民の負託にこたえる結論を得るよう努めること。

右決議する。

本案の趣旨につきましては、先般来の当委員会における質疑を通じてすでに明らかになっておるところであります。

よろしく御賛成くださいますようお願いを申し上げます。(拍手)

○木野委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

本動議に対し、別に発言の申し出もありませんので、これより採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○木野委員長 起立多数。よって、唐沢俊二郎君外三名提出の動議のとおり附帯決議を付することと決しました。

この際、郵政大臣から発言を求められておりますので、これを許します。大西郵政大臣。

○大西国務大臣 このたびは大変御熱心な御審議をいただき、ただいま郵政省設置法の一部を改正する法律案の御可決をいただきましたことを、厚く御礼申し上げます。

この委員会の御審議を通じて承りました御意見、御議論は、ことごとく私どもの深い教養として拝聴いたしました。これらの点は、今後の電気通信行政の運営面に十分反映させまして、当委員会の御審議におこたえ申し上げたいと存じます。

さらにまた、ただいまの附帯決議につきましまして、政府といたしまして、十分にその御趣旨を尊重してまいらる決意でございます。まことにありが

とうございました。

○木野委員長　なお、ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○木野委員長　御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○木野委員長　次回は、明十八日金曜日午前十時から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後七時五分散会

昭和五十五年四月三十日印刷

昭和五十五年五月一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C